

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻  
自己点検・評価報告書

(2012年4月～2017年3月)

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻  
自己評価委員会  
平成30年(2018年)3月

## はじめに

法科大学院制度は、わが国における司法制度改革の重要な部分を担うものであると同時に、わが国における高等教育改革の先端を切り開こうとするものでもある。教育水準の維持向上を不断に図ることによってその社会的使命を達成するため、法科大学院制度は、自己点検・評価および第三者評価を不可欠な仕組みとして組み込みつつ、構築された。

名古屋大学法学部・大学院法学研究科は、自己点検・評価制度を1993年から導入している。これまで、約3年毎に自己点検・評価を実施し、その結果を公表してきた、このような経験の蓄積は、名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻(名古屋大学法科大学院)が2004年度に発足して以降、法科大学院として要請されるようになった、一層踏み込んだ自己点検・評価を行うにあっても、大いに生かされている。

名古屋大学法科大学院においては、法科大学院としての独自の自己点検・評価を行うため、自己評価委員会を設置している。自己評価委員会は、これまで、2006年4月、2007年12月、2008年5月と2013年3月に、「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書」を刊行し、公表した(それぞれの対象期間は、2004年4月～2006年3月、2006年度、2006年4月～2008年3月、2008年3月～2012年3月)。また、名古屋大学法科大学院は、2006年度において、独立行政法人大学評価・学位授与機構による予備評価を、さらに2008年度及び2012年度に同機構による認証評価を受けた。

この度、自己評価委員会は、2012年4月から2016年3月における名古屋大学法科大学院の教育に関する自己点検・評価を行い、本報告書を作成した。本報告書は、前回の報告書と同様、第1部と第2部から成っている。第1部は、本法科大学院における自己点検・評価の結果であり、「理念と目的」「教育内容」「成績評価および修了認定」「教育改善」「入試」「教育環境」の各章において、自己点検・評価の結果を記述している。第2部は、本法科大学院に所属する教員の対象期間(2012年度から2016年度まで)の研究および教育上の業績、学外での公的活動、社会的貢献活動等についての資料である。

本法科大学院では、これからも不断に自己点検・評価を実施し、教育のさらなる改善に努め続ける所存である。

2018年3月

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻  
自己評価委員会

# 目 次

## 第 1 部 自己点検・評価報告書

|       |   |     |
|-------|---|-----|
| 第 1 章 | 本法科大学院の理念と目的                              | 1頁  |
| 第 2 章 | 教育内容（教育課程の編成、専任教員の教育上の<br>指導能力及び配置の状況を含む） | 3頁  |
| 第 3 章 | 成績評価および修了認定（成績評価の状況を含む）                   | 31頁 |
| 第 4 章 | 教育改善                                      | 42頁 |
| 第 5 章 | 入試（入学者選抜の状況を含む）                           | 63頁 |
| 第 6 章 | 教育環境（学生の在籍状況を含む）                          | 71頁 |
| 第 7 章 | 修了者の進路及びキャリア支援                            | 98頁 |

## 第 2 部 専任教員の最近の主たる業績、 公的活動・社会貢献活動等一覧

## 第1部 自己点検・評価報告書

## 第1章 本法科大学院の理念と目的

本法科大学院は、主に3つの教育理念・目的を有する。

第1の教育理念・目的は、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成にある。21世紀の社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければならない。そこでは、社会の様々な問題について、合理的で透明なチャンネルを通して、すべての人々が納得のいく法的に明確な解決が図られることが必要とされる。本法科大学院における教育は、このような法化社会においてこれを支え推進する法曹の養成を目指している。

第2の教育理念・目的は、国際的な関心を持った法曹の養成である。自由な共生社会は、国際的にも強く相互に依存しており、そこで活躍する法曹には幅広い国際的な視野と専門的知識が強く期待されている。我が国の経済活動は欧米のみならず、とりわけ最近ではアジア近隣諸国と強い絆で結ばれているにもかかわらず、我が国の法曹界はこれらに対する関心が必ずしも大きいとはいえない状況にあった。しかし今後は、アジア近隣諸国との関係も含め国際的な関心を持った法曹の養成は焦眉の課題である。本法科大学院では、こうした法曹の養成を目指している。

第3の教育理念・目的は、中部日本における基幹大学として、ホームドクターとしての法曹、企業法務に強い法曹を養成する点にある。名古屋大学が位置する中部地区においても、環境問題、高齢者を中心とした福祉問題、消費者問題、行政活動に関係した問題など、市民生活に関わる多様な問題が発生している。こうした市民が直面する様々な問題をきめ細かく拾い上げ、法的に解決するためには、市民生活に関連する分野について広範な知識を有するホームドクター的な法曹が必要とされる。名古屋大学大学院法学研究科は、NPOの活動支援、あるいは消費者問題や環境問題等についてさまざまな市民組織と協力した教育活動を行ってきた経験と実績を有している。一方で中部地区は、自動車産業をはじめとする巨大な製造業の企業群を擁している。そこでは、様々な企業活動に伴う法務のエキスパートが必要とされており、国内外で活躍しうる能力を持った法曹の養成が強く要求されている。そして、この面についても、名古屋大学大学院法学研究科は、これまでも中部地区の企業法務と連携を図り、研究体制を整備するとともに、インターンシップ等を通じて社会連携の成果を法学教育に活かしてきた。本法科大学院は、これらの経験と蓄積をもとに、中部日本における基幹大学として、福祉問題、環境問題、消費者保護に関する問題などに通曉し、専門性に優れ、かつホームドクターとしてのサービスも十分に提供できる、バランスのとれた法曹の養成を目指すとともに、中部地区の企業法務との連携をさらに強化し、企業法務に強い法曹の養成を目指している。

なお、以上のいずれの法曹にも共通するものとして、本法科大学院は、情報化社会の進展に伴う法的諸問題について正確な知識を習得し、情報化技術の発展の意味と社会の情報化の意味を理解するだけでなく、情報機器やネットワークを利用して、収集した法情報を分

析・要約・整理・統合・加工し、さまざまな資料や各種の文書を作成する技能を身につけた法曹の育成を目指しており、これも目的の一つである。

## 第2章 教育内容（教育課程の編成、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況を含む）

※以下では、基本的には2016年度カリキュラム【2016年度入学者に適用されるカリキュラムを指す。以下「～年度カリキュラム」という言葉は全て同様の趣旨で使用する】を対象として点検・評価を行うが、本報告書における点検・評価の対象には2012年度から2015年度までの教育内容等も含まれるため、必要に応じてこれらの年度のカリキュラムにも言及する。

※本章における学年次の記載は3年コースを標準とした記載による（例えば、本章で言う「2年次」は2年コースの1年次、「3年次」は2年コースの2年次をそれぞれ指す）ものとする。

### 1. 課程編成

本法科大学院では、学年進行に応じた教育目標を定めて、専門的な法知識、思考力、分析力、表現力などを無理なく修得できるように教育課程が編成されている。すなわち、1年次では、法曹に基本的に必要とされる知識を修得させるための法律基本科目をもっぱら学ぶことになる（後述のキャップ制により、1年次に履修しうる単位は38単位であるが、その内32単位は必修の法律基本科目である）。ここでは、必要な知識を修得させるという理論的教育が中心となるが、その際も、双方向的、多方向的な教育方法を用いることにより、授業において思考力、表現力を修得させている（なお、これらの科目に加え、1年次配当の選択科目として「実定法基礎」を設け、特に法学未修者の効果的な学修を可能とするために実定法に共通して要求される基礎的な法的思考力の涵養を図っている【※2017年度からはこれを「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）として、法学未修者教育の一層の充実・強化を図っている】）。また、2年次において開設される演習科目においては、既修者レベルにあり、一定の法知識を修得している者に対して、より高度な法知識を修得させ、さらにその際、ケースメソッド、プロブレムメソッドという教育方法を用い、与えられた事案の解決にあたらせ、また、課題に関するレポートの提出等を義務づける等により、知識に加えて、思考力、分析力、文章力としての表現力を養っている。さらに、一定の法知識を修得した2年次から訴訟法科目を開講することにより、実体法科目および手続法科目の基礎知識の修得段階、応用力の育成段階、実体法と手続法に関する知識の統合段階へと無理なく履修ができるように科目が配置されている。

これらの法律基本科目は2年次までに終了する。これらの授業においても、実務との架橋を意識した授業がなされているが、特に実務との架橋を目指した科目として実務基礎科目（本学では、「法律実務基礎科目」を「実務基礎科目」という）が法律基本科目と併行して、2年次から開設されている。この科目は従来の司法研修所の前期修習の内容を含むものであり、ここでは、4科目8単位の必修科目、さらに3科目6単位中4単

位の選択必修科目を設置している。2年次には「民事実務基礎Ⅰ」、3年次には「民事実務基礎Ⅱ」、「刑事実務基礎」、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判（民事）」の実務基礎科目が配置されている。「刑事実務基礎」が3年次に配置されているのは、2年次後期配当科目である「刑事訴訟法Ⅱ」の内容をも前提として「刑事実務基礎」の講義が行われることによる。

とりわけ、本法科大学院では、法科大学院形成支援資金を利用して、実務基礎科目についてIT技術を活用した実践的な教材と科学的な教育手法を開発した。

また、法的な文章表現力を養うことをも狙いとする科目として「民事実務基礎Ⅱ」や「刑事実務基礎」を、また、パフォーマンスとしての表現力を養う実践的な科目として、「模擬裁判（民事）」を開講している（なお、「刑事実務基礎」の講義の一環として夏期集中の形で刑事模擬裁判が実施される）。

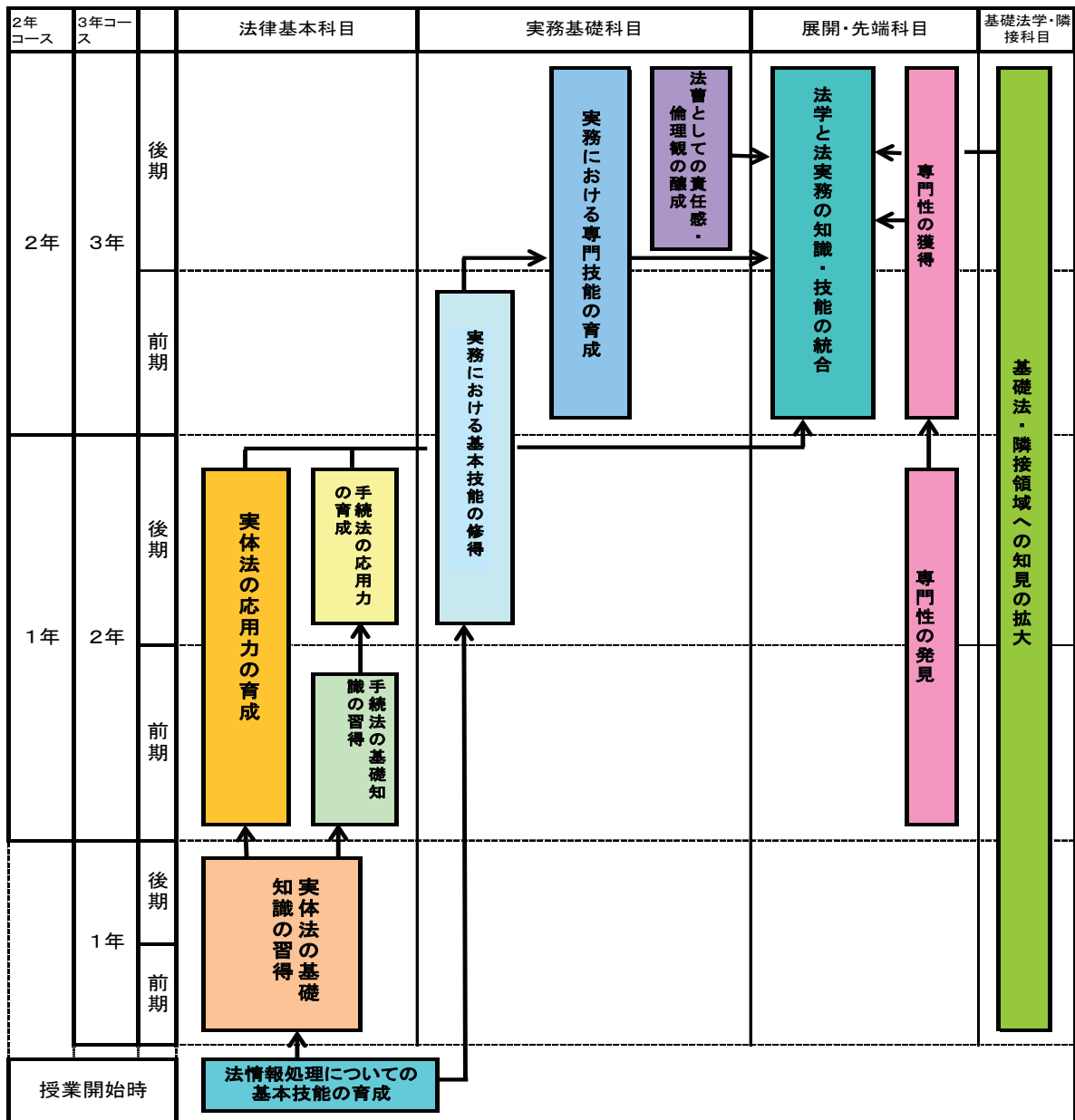
次に、豊かな人間性を備えた優れた法曹を育成するためには、法学の専門的知識のほかに幅広い基礎的法的な知見に裏打ちされた能力が不可欠であることから、基礎法学・隣接科目を8科目開設している。また、法曹としての責任感および倫理観の涵養と、大学内での学修と現場での実践的な経験をより効果的に結びつけることを目的として、最終学年に法曹倫理、エクスターンシップ、ロイヤリングを開講している。基礎法学・隣接科目はその性格上1年次から履修可能とされている。

最後に展開・先端科目は、先端的な法的問題について双方向的・多方向的な手法による講義を行う科目であり、いずれの科目についても、実務との融合を図る内容の教育が行われている。展開・先端科目は、このような科目の性格上2年次以降に配置されている（ただし、「法整備支援論」（2015年度カリキュラムまではそれに加え「変容する社会と家族」）を除く）。

このように、本法科大学院では、専門的な法知識、思考力、分析力、表現力などを無理なく段階的に修得できるように、教育課程が編成されており、また、以上のように専門職大学院としてふさわしい内容と教育方法で、実務との架橋が段階的かつ完結的に行われている。そして、これら科目群の段階的学修の在り方を明示するために、教育課程に関する次のチャート図を作成している。



名古屋大学法科大学院における教育方針



2. 開講科目

本法科大学院では、法曹に共通に必要な専門的資質・能力の修得、専門的な法知識の確実な修得、法知識を批判的に検討発展させていく創造的な思考力の育成を図ることを目的とする「法律基本科目」、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論能力の育成、法曹としての責任感・倫理観の涵養と社会貢献の機会の提供、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、豊かな人間性の涵養・向上等を目的とした「実務基礎科目」、優れた法曹として必要な幅広い基礎的な法学・隣接的知見を修得する機会を与え、高い素養をもった実務家を養成するための「基礎法学・隣接科目」、先端的な法的問題について双方向的な手法による講義を行う科目で、法曹としての専門分野を

模索するのに必要な科目である「展開・先端科目」を開設している。以下、各科目群について詳しく述べる。

なお、2015年度カリキュラムまでの開講科目は、後出（5）で述べる変更点を除けば、2016年度カリキュラムにおけるものと同様であり、基本的には同様の評価が与えられる。

### （1）法律基本科目

本法科大学院では、法律基本科目については、まず、必修科目としては、公法系科目として、「憲法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「憲法演習」（2単位）、「行政法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）の合計14単位、民事系科目として、「民法基礎Ⅰ～Ⅵ」（合計14単位）、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「商法基礎Ⅰ・Ⅱ」（合計6単位）、「商法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」（合計6単位）の合計34単位、刑事系科目として、「刑法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「刑法演習」（4単位）、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」（合計6単位）の合計14単位が、それぞれ設けられている。また、選択科目としては、法学未修者を対象とする1年次配当科目として「実定法基礎」（2単位）【※2017年度からは「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）】及び3年次配当科目として「総合問題演習（公法）」、「総合問題演習（民事法）」、「総合問題演習（刑事法）」（各2単位）が設けられている。

これらの科目は、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、専門的な法知識の確実な修得、法知識を批判的に検討発展させていく創造的な思考力の育成を図ることを目的とする科目であり、この目的に沿った教育内容となっている。

実体法に関しては、前述のように、公法系科目、民事系科目、刑事系科目のいずれに関しても、初学年において基礎を学んだ後により踏み込んだ学習のための演習科目を配置するのが基本となっている（なお、法学未修者を対象とする入門的な選択科目として1年次に「実定法基礎」を配置している）。

訴訟法に関しては、民事訴訟法科目、刑事訴訟法科目とも2年次以降の学修となっており、演習科目は設定されていないが、実定法の知識を前提に十分な議論ができるように実質上演習科目と同等の位置づけがなされている。

なお、前述したように、3年次配当の選択科目として、公法系、民事系、刑事系それぞれの法分野につき「総合問題演習」科目が開設されているが、これは、学生が自らの選択に応じて一定の法分野における基礎的な学力の定着を確認しつつ、その強化をも図ることが可能となるようにするために、2016年度カリキュラムにおいて新設されたものである。

### （2）実務基礎科目

次に実務基礎科目は、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論能力の育成、法曹としての責任感・倫理観の涵養と社会貢献の機会の提供、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、豊かな人間性の涵養・向上等を目的としたものであり、開講されている科目は、「民事実務基礎Ⅰ」、「民事実務基礎Ⅱ」、「刑事実務基礎」、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判（民

事)」がある。

この実務基礎科目に関しては、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための科目、要件事実や事実認定及び法文書作成に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎、事実認定や法文書作成に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目が必修科目(8単位)とされている。

まず、民事訴訟実務の基礎に関する科目として要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む「民事実務基礎Ⅰ」(2単位)が2年次後期に、民事弁護論、法文書作成の基礎に関する「民事実務基礎Ⅱ」(1単位)が3年次前期に配置され、刑事事件の事実認定や法文書作成に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎に関する科目として「刑事実務基礎」(3単位)が3年次前期に配置されている。いずれも必修である。前者の「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」は、2年次前期までの民事系基礎科目及び民事訴訟法科目の学修を前提に民事訴訟実務基礎を理解させるべく、裁判官教員、弁護士教員、研究者教員が共同して授業を行っており、基礎知識を理解した上での理論と実務の融合教育が図られている。後者の「刑事実務基礎」に関しても、2年次後期までの刑事系の基本科目及び刑事訴訟法科目の履修後に、検察官教員、裁判官教員、弁護士教員、研究者教員が共同して授業を行っており、法律基礎知識と実務との融合理解が図られている。とくに刑事実務については、民事系科目のように独立した模擬裁判の授業が用意されていないことから、訴訟実務の動態的な理解を図るため、「刑事実務基礎」の単位数を3単位とし、前期授業の最後に模擬裁判授業を集中形式で行うなどの工夫をしている。

これらの科目については、民事、刑事いずれに関しても、少人数のグループ討議、ロールプレイの実施、レポート課題の実施による事前学習の促進など、授業内容を考慮した教育手法が取られている。また、実務と理論の架橋を目指すべく、本法科大学院では実務基礎科目担当者会議を組織し、定期に会議を開催し、授業方法についての十分な議論をしている。さらに、海外での教育状況をも参照すべく、実務家教員も含め、海外視察も実施している。また、研究者教員が司法研修所で実施される教員研修等の実務研修に参加することとしている。そして、そうしたことに加えて、外部からゲストスピーカーを招き、FD活動も盛んに行っている(第4章1(5)参照)。

また、3年次後期に法曹としての責任感や倫理観を涵養するための科目として「法曹倫理」(2単位)を必修として設けており、同科目についても、弁護士である実務家教員(専任教員)が研究者教員と共同して授業を行っている。もっとも、法曹倫理は、実務科目を学ぶにあたっての基礎であることから、3年次後期にいたる以前の実務科目においても必要に応じて指導されている。例えば、「エクスターンシップ」においては事前に十分な責任感、倫理観を身につける必要があるが、これらに関しては独自の事前学習を行っている。また、前述の「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」、「刑事実務基礎」といった実務基礎科目においても当然のことながら法曹の責任感、倫理観に関連する指導が随所においてなされている。その上で、実務基礎科目等を履修し終えて初めてより高度な責任感や倫理観を涵養しうるものとの考えから、「法曹倫理」を3年次後期に配当している。

法情報調査、法文書作成に関しては、法学未修者、既修者を問わず入学時に行われる「法情報ガイダンス」において、法令、判例および学説に関して、今日利用可能な各種のデータベース等を活用し、基本的な情報検索をなしうるように学修させるとともに、

1年次前期及び2年次前期配当の法律基本科目の第1回授業において、当該科目に要請される文献資料の調査方法、基本的な文書作成方法を履修させるために必要な措置を採るものとする事により、法情報調査のみならず法律家として必要とされる基本的な文章表現にかかわる訓練がなされるよう配慮している。また、これらの基本的技術の修得を前提に、より専門的な法文書の作成に関しては、必修科目の「民事実務基礎Ⅱ」で文書作成指導が重点的に行われるほか、「刑事実務基礎」においても、起訴状、論告要旨、弁論要旨あるいは判決書（の各一部）等の起案を課題等の形で課すことがあり、そうした形で文書作成指導がなされている（なお、展開・先端科目の「法の技術と理論」（2012年度カリキュラムまで設置）では法情報調査等についてのより発展的な内容を取り扱っており、「企業法務Ⅱ」では企業法務関係の文書作成に関するより細やかな指導がなされている）。

以上のような必修の実務基礎科目に加え、本法科大学院では、実務基礎科目の重要性に鑑み、「模擬裁判（民事）」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」（各2単位）を実務基礎科目の選択科目として設定し、6単位中4単位を選択する選択必修としている。

「模擬裁判（民事）」は、半期を通じ、民事裁判の過程全体を模擬的に演じることによって、法律実務の基礎的技術を修得させるものである。具体的には、学生が原告、被告、裁判官役に分かれ、実際の裁判さながらに演じる他、証人役に演劇関係者の協力を求めるなど、かなり実践的な指導がなされている。また模擬裁判は記録装置を完備した法廷教室で録画され、事後の学習も十分になされている。

「ロイヤリング」は弁護士実務に必要な技能を修得させるための科目であるが、具体的には依頼者との面接技術や交渉、調停の際の技術についての実践的な指導がなされる。この科目においてもロールプレイのような体験型の学習が積極的に取り入れられている。

最後に「エクスターンシップ」は、本法科大学院で特に力を入れている実務基礎科目でありその内容もきわめて充実したものになっている。

本法科大学院では、上記「模擬裁判（民事）」、「ロイヤリング」のほか、基礎法学・隣接科目である「法と心理学」において、2017年3月まで、法科大学院教育を支援するボランティア団体であるCLESS(Community Legal Education Supporting Service)の協力を得て、一般市民の模擬証人や模擬相談者役を用いた授業を行っていた。同年4月以降も、「法と心理学」においては、別のルートを通じて引き続き一般市民の参加を仰いでいる。これらの方策により、本法科大学は、市民感覚に溢れる法曹の養成に努めている。

### （3）基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は、優れた法曹として必要な幅広い基礎的な法学・隣接的知見を修得する機会を与え、高い素養をもった実務家を養成するための科目である。この科目は、合計8科目、16単位が配置され、その中から4単位を選択することが義務づけられている。それぞれの科目は、科目目的に沿った、法科大学院にふさわしい教育内容のものとなっている。

基礎法学・隣接科目については、まず、特に本法科大学院では「国際的視野と能力をもった法曹」、「企業法務に通用する法曹」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹」といった3タイプの法曹を養成することを目指していることもあり、その目標に見合うように、国際関係については、多様な比較法学習に対応できるよう「比較法Ⅰ・Ⅱ」が設置されている。また、企業法務の基礎となる「情報と法」、「法と経済学」といった科目、市民生活上の問題を考える基礎としての「法と心理学」といった科目を設置している。これらの科目は、基礎法学・隣接科目として1年次に配置されているが、必要に応じ後年次においても履修可能なように配慮されている。

#### （4）展開・先端科目

展開・先端科目は、先端的な法的問題について、双方向的・多方向的な手法による講義を行う科目で、法曹としての専門分野を模索するのに必要な科目である。応用的・先端的な法領域が取り扱われており、高度の専門教育を内容とするものである。また、これらの科目は実務との融合も図る教育内容となっており、この関係で「金融商品取引法」は実務家教員が単独で担当しているほか、「企業法務」（2015年度カリキュラムまでは「企業法務Ⅰ・Ⅱ」）、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法演習」、「ビジネス・プランニング」では実務家教員と研究者教員が共同して授業を行っている。

本法科大学院のひとつの特徴は、高い専門性を有する法曹を養成する点にある。そのため、本法科大学院では、上述のように、「国際的視野と能力をもった法曹」、「企業法務に通用する法曹」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹」といった3つのタイプの法曹養成を目標として掲げているが、展開・先端科目に関しては、まさにそれら3つのタイプの法曹にあわせ、「国際社会と法」、「企業活動と法」、「市民生活と法」というグループに属する科目があり、それぞれ豊富な選択科目が準備されている（それぞれ8科目、11科目、15科目である）。国際社会関係がやや少ないようではあるが、この部分のてこ入れの趣旨も含め「外国法特別演習Ⅰ」及び「外国法特別演習Ⅱ」を新設した結果従前6科目であったものが8科目に増加しているほか、「企業活動と法」に分類されている「企業法務」（特に2015年度カリキュラムまでは「企業法務Ⅱ」で取り扱っていた内容を含む部分）、「知的財産法Ⅱ」は、国際的視野も養う融合的な科目であって、実質的には国際関係の科目でもあるといえる。

展開・先端科目には、上記3グループ以外に、「総合問題研究」と「特殊問題研究」というグループがある（それぞれ1科目【2015年度カリキュラムまでは4科目】、3科目【2012年度カリキュラムまでは4科目】である）。「総合問題研究」は、2015年度カリキュラムまでは個別の法分野を横断する総合的・融合的問題を対象とし、広範で高度の専門的実務的知識を修得することを目的とする科目として設置されていたが、2016年度カリキュラムの「比較民事法総合」は、内容を変更し、専ら外国法を比較法的に取り扱い、広範で高度の専門的知識を習得させることを目的とする科目として設置された。また、「特殊問題研究」は「先端分野総合研究」、「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」【2012年度カリキュラムまではさらに「法の技術と理論」】からなる。「先端分野総合研究」は、本学が総合大学である利点を生かし、本学の他研究科の教員と共同して、特定テーマに踏み込んだより専門的な知識を有する法曹養成のために設置された科目である（なお、

「先端分野総合研究」の取扱いテーマは、2012～2014年度が「環境・災害と国土都市政策」、2015・2016年度が「情報通信法政策論」である）【※2017年度は「先端倒産処理法」である】。また、「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」は本学が中部地区の研究者養成のための基幹校であることに鑑み、法律学の研究者を目指す者が実務的な視点に加え、より高度な専門知識を修得するために設けられた科目である（なお、テーマ研究Ⅰ・Ⅱにおける研究内容については、以下の資料1を参照）。なお、「法の技術と理論」は、法情報調査及び法文書作成にかかる高度の知識及び技術を習得させることを目的として設置されていたが、2013年度カリキュラムより廃止された。

資料1 「テーマ研究」履修状況

| 履修年度 | 履修者数 | 研究テーマ                                       |
|------|------|---|
| 2012 | 2    | 民営化の進展する現代における民事法的視野から見る公務員(労働契約)関係の解釈指針の検討 |
|      |      | 企業結合法の理論と実務                                 |
| 2013 | 1    | 行政裁量の統制の法理について                              |
| 2014 | 5    | M&Aの諸問題                                     |
|      |      | 違憲審査基準論の再検討－外国法判例を参考として                     |
|      |      | 不法行為における過失概念の拡張と予見義務                        |
|      |      | 倒産状態における担保権の機能                              |
|      |      | 有期労働契約の帰趨に関する諸問題                            |
| 2015 | 1    | 占有改定の現代的意義                                  |
| 2016 | 2    | 抵当権の時効に関する研究                                |
|      |      | 訴訟要件の審理方法（民事訴訟）                             |

※なお、2017年度については、履修者数は2名、研究テーマは（それぞれ）「消費者契約法の課題と展望」、「労働契約法20条に関する考察」となっている。

以上のように、展開・先端科目に関しては、合計42科目（84単位）【2012～2015年度カリキュラムでも2012年度（43科目（86単位））以外は同じ】が開設されており、学生は、これら豊富な科目の中から自らの志望にあわせ、標準より多い、20単位（1年次に「実定法基礎」を選択した場合は18単位【※2017年度以降は、1年次に「実定法基礎Ⅰ」及び「実定法基礎Ⅱ」を選択した場合には16単位】）を選択することが要求されており、法律基礎知識にとどまらず、十分な専門知識を身につけることが要求されている。なお、選択にあたっては、上記3つのタイプの法曹を目指す場合にいかなる選択の可能性があるかを示すモデル履修案が提示され（「2016年度学生便覧」15・16頁参照）、本法科大学院の求める法曹の養成が目指されている。

#### （5）授業科目に関する改善・改革

以上のような授業科目について、本法科大学院では、2012年4月～2017年3月までの

期間において、以下のような改善・改革をしてきた。

第一に、法律基本科目については、2016年度カリキュラムにおいて、3年次配当の選択科目として「総合問題演習（公法）」、「総合問題演習（民事法）」、「総合問題演習（刑事法）」を新設した（配当年次の関係で、これらの科目は実際には2017年度から開講されている）。これらの科目は、学生の学修レベル及び履修動向を踏まえ、学生が自らの選択に応じて特定の法分野における基礎的な学力の確認・強化を図れるようにする目的で設けられたものである（なお、2015年度カリキュラムまで展開・先端科目として設置されていた「総合問題研究」科目は、2013年度の認証評価における指摘等をも考慮して（「総合問題研究（民事法Ⅱ）」【ただし「比較民事法総合」に改称】を残して）廃止された）。

※なお、2017年度カリキュラムでは、未修者教育のさらなる充実・強化を目的として、2016年度カリキュラムまでの「実定法基礎」（2単位）を「実定法基礎Ⅰ」、「実定法基礎Ⅱ」（各2単位）としている。

第二に、展開・先端科目については、学生のニーズや従来の履修状況、非常勤講師の任用可能性等をも勘案して、①特に手厚い教育を保障すべき特定の科目については法律基本科目に相当する程度の単位数の授業科目を設定するとともに、②その他の科目については整理（新設及び廃止）をした。また、③南山大学大学院法務研究科との教育連携については、2016年に単位互換協定を結び、学生のニーズ等に応じて提供科目を変える等の改善・工夫をしながら、維持している。

①については、まず2012年度に、演習科目の設定されていなかった環境法につき、学生のニーズ等も勘案して、「環境法演習（2単位）」を新設した。

②については、国際的な関心を持った法曹の要請が本法科大学院の理念の一つであること、米国のAkron大学法科大学院【及び韓国の慶熙大学校法科大学院】との学術交流に関する協定を結んだ。そしてこの協定に基づき、Akron大学の教員による法科大学院の講義としてふさわしい内容・水準の講義を本法科大学院において開設する機会が得られたこと等から、2016年度カリキュラムにおいて、「外国法特別演習Ⅰ」及び「外国法特別演習Ⅱ」を新設した。

また、従来の履修状況、非常勤教員の任用可能性等をも勘案して、2013年度カリキュラムより、「法の技術と理論」を廃止した。

さらに、開講中の他の科目におけるフォローの可能性、従来の履修状況、非常勤講師の任用可能性等も考慮して、2016年度カリキュラムより、「変容する社会と家族」、「先端担保法」を廃止し、「企業法務Ⅰ」及び「企業法務Ⅱ」（各2単位）を「企業法務」（2単位）に統合した。

そして、上述の通り、2013年度の認証評価における指摘等も踏まえ、2016年度カリキュラムより、「総合問題研究（公法）」、「総合問題研究（民事法Ⅰ）」、「総合問題研究（刑事法）」を廃止する（それと併せて法律基本科目（選択科目）として「総合問題演習」科目を新設したのは上記の通りである）一方で、上記のようにその取扱い内容を変更し、展開・先端科目としての位置づけを一層明確にした上で、「総合問題研究（民事法Ⅱ）」を「比較民事法総合」に改称した。

③については、将来の法曹界の担い手として視野を広げるべく他の法科大学院生とも積

極的に交流することを促進し、法科大学院教育のメニューを将来的に広げていくことの重要性は2012年度以降も変わらないと考えられたことから、南山大学大学院法務研究科との教育連携の合意の下【2016年度からは「単位互換協定」に基づき】、2012～2016年度においても「共同開講科目」を開設した。具体的には、南山大学法科大学院からは共同開講科目として「地方自治法」の提供を受けつつ、本法科大学院からは2012・2013年度は「外国人と法」を、2014年度は「知的財産法Ⅱ」を、さらに、2015・2016年度は「知的財産法Ⅱ」及び「環境法Ⅱ」を共同開講科目として提供した（なお、この教育連携は2017年度においても維持されている）。

### 3. 少人数教育

本法科大学院では、プロセスを重視し、双方向的、多方向的な授業が行なわれるよう、少人数による授業を実施しており、法律基本科目については全ての科目が、また、その他の科目についてもほぼ全ての科目（2012年度における選択（基礎・隣接・展開・先端）科目3科目、2013年度における選択（展開・先端）科目2科目を除く）が50名以下で行われている。また、履修者が50名を超えているときも、双方向的・多方向的な密度の高い教育に支障が生じる程度にまでは至っていなかった（なお、2012年度、2013年度に履修者が50名を超えていた各科目は、2016年度カリキュラムないし2017年度カリキュラムにおいて廃止されている）。このように、すべての授業で、少人数による双方向的、多方向的な密度の高い教育という観点から見て適切な規模が維持されている。

なお、上記の学生数には、当該授業科目を再履修している者を含む。また、他専攻等の学生または科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、現在までに認められた例はない。

### 4. 授業の方法

本法科大学院では、以下に述べるように、各科目群の性質に応じた授業方法をとっているが、科目群の違いや講義科目・演習科目の違いにかかわらず、共通して、Canvas（シラバスシステム）において毎回の予習課題や復習課題を毎回指示し、また、ほとんどの科目において、課題を提出させたり（科目によって毎週ないし数週間に1回の割合である）、授業中に小テストを頻繁に行うことにより、各授業科目において法曹として必要と考えられる水準および範囲の法知識を確実に修得させるようにしている。

なお、法科大学院における「ミニマム・スタンダード」として法律基本科目及び実務基礎科目についての「法科大学院における共通的な到達目標（第2次案修正案）」が策定されていることを受けて、本法科大学院においても、各講義において、これと同等以上の到達目標が設定されていることの確認を全教員に要請し、関係科目の各担当教員が、これと同等以上の到達目標を設けている（なお、そうした形で到達目標を設定している旨は、各教員が、シラバスの「要綱」の「講義概要」等の記載や講義時における口頭で



の告知等を通じて学生にも明示している)。

### (1) 法律基本科目

法律基本科目のうち、1年次配当科目および、民事訴訟法科目と刑事訴訟法科目では、講義形式と質疑を併用した双方向的な授業を行っている。具体的には、①予習課題に関する基礎知識を質問しながら講義を進行する、②予習課題に関する簡単な事例問題を提示して双方向的な質疑によって解答を導きつつ次第に事例を変化させていく、③予習課題として事例問題を課し、その解答を授業で検討する、④基本的な法知識を教授し、その後に具体的な事例を提示して検討する、などのバリエーションがあるが、いずれも、当該科目における法曹として一般に必要なと考えられる水準および範囲の法知識を双方向的な討論を通じて修得させることに重点を置いている。

また、法律基本科目の1年次及び2年次配当必修科目(演習科目を除く)については、本法科大学院が独自に開発した「お助け君ノート」システムに基づき、毎回の授業を画像収録して、講義終了後に閲覧することを可能にすることにより、授業後に再確認したり、関連情報を学習したりすることができるようにしており、これにより学生が事後の学習を効果的に行うための具体的措置を講じている。

法律基本科目の2年次配当科目(民事訴訟法科目及び刑事訴訟法科目を除く)では、演習形式による事例研究を中心的な授業方法としている。具体的には、①予習課題である重要判例を取り上げて、その意義・射程等を検討する、②判例を素材とした事例問題を作成し、それに対する法律構成を検討する、③全く新たな問題を作成して、それに対する解答を検討する、などのバリエーションがある。いずれの場合でも、双方向的または多方向的な討論によって、素材とする事例について、事実関係や当事者の主張を正確に整理・分析し、問題解決の方策を考え、組み立てさせる訓練を徹底して行っており、これにより、具体的な事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を育成している。

そして、法律基本科目の3年次配当(選択)科目である「総合問題演習(公法)」、「総合問題演習(民事法)」、「総合問題演習(刑事法)」では、実務家教員と研究者教員の協働の下、時間をかけて練り上げた長文の事例問題と資料を素材に、問題発見、整理、分析、法的表現の総合能力を養うために教員・学生間の徹底した討論による双方向的・多方向的授業を行い、基礎力の定着・強化を図るとともに、事例への対応能力を育成することとしている。

### (2) 実務基礎科目

実務基礎科目では、「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」において、研究者教員と実務家教員が合同で、独自の事例問題を開発・作成し、それを予習課題として課すとともに、授業では、担当教員の間で毎回入念な事前打ち合わせを行ったうえで、それらの問題と課題に対する解答等を素材としながら、演習方式による双方向的・多方向的討論を行っている。「刑事実務基礎」においては、予め事件記録教材等に基づいて提示された予習課題につき、当該講義回を担当する実務家教員が中心となって発問等をし、学生との間での双方向的・多方向的な議論を通じて解決を導く形で授業が進められている(なお、必要

に応じて、研究者教員も授業中一あるいは授業終了後にシラバス等を通じてコメントを述べるなどの形で理論面でのフォローアップをするようにしている。「模擬裁判（民事）」では、事例に近い詳細な独自問題・資料を素材にして、ロールプレイにより、弁護士への法律相談から判決に至るまでの実際の裁判過程を画像に収録しながら模擬的に体験させる方法をとっている。「ロイヤリング」では、依頼者との面接技術や交渉、調停の際の技術についてロールプレイのような体験型の学習を取り入れた実践的な指導がなされている。「法曹倫理」では、研究者教員と実務家教員とが共同してチーム・ティーチングを行っており、学生をいくつかの班に分けて行うグループ学習や、裁判官や弁護士などの実務家をスポット的に招いて行う事例研究を実施している。

このように、これらの科目では、双方向的・多方向的な討論を駆使した授業が行われている。

「エクスターンシップ」は、3年次前期の配当科目であるが、あらかじめ2年次前期の開始時に説明会を行い、その時点での学生の希望調査を実施して派遣先を確保したうえで、2年次後期に仮登録をさせ、派遣先を決定している。その後、派遣の実施に先立って、事前学習として、法曹倫理の基本と法曹実務・企業法務に関する講義を実施し、法令を遵守し、専門職倫理や派遣先の業務における守秘義務に反することがないように注意事項を徹底させるとともに、誓約書を徴し、また、万一の場合のために損害保険に加入させている。守秘義務に対する重大な違反がある場合には、エクスターンシップ担当教員およびエクスターンシップ運営委員会での事情聴取・調査および学務委員会での議を経て、必修科目である法曹倫理の単位を取り消すと同時に、懲戒処分を行うこととしている（なお、これまでにこうした単位取消し・懲戒処分の対象となるような事態は発生していない）。このように、エクスターンシップでは、参加学生による関連法令の遵守、守秘義務等に関する指導監督を入念に行っている（下記資料2、資料3参照）。

資料2 エクスターンシップに関する注意事項（「2016年度学生便覧」31頁から抜粋）

エクスターンシップにおいては、弁護士事務所や企業の法務部門等で、実際の法律実務を体験・実習する機会が与えられるが、派遣先において遵守が求められる法令、専門職倫理に反することがないように、十分な注意が求められる。とりわけ、派遣先の業務において守秘義務が生じる事項については、実習の過程はもとより、その終了後においても、それに反することがあってはならない。

詳細は、エクスターンシップの事前指導等において説明し、実際の派遣にあたっては誓約書を徴するが、違反があった場合には、専門職を養成する大学院として、必要な措置をとる。

\*違反に対する措置

守秘義務に対する重大な違反がある場合には、法律家としての基本的な資質に欠けるものとして、所定の手続を経て、次の措置をとることがある。

- ① 法曹倫理の単位を取り消す。
- ② 1年間法曹倫理の単位を認定しない。

専門職倫理に反する行為は、懲戒処分の対象となることがある。

資料3 「誓約書書式」

誓 約 書

平成 年 月 日

殿

名古屋大学

大学院法学研究科（実務法曹養成専攻） 年

学籍番号

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

今般、貴法律事務所においてエクスターンシップを実施させて頂くにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. エクスターンシップ期間中は、大学の指導を遵守し、貴事務所の指示に従う。
2. エクスターンシップに際しては、次の事項を遵守する。
  - ① 貴事務所の名誉及び信用を毀損するような言動は行わない。
  - ② 貴事務所の営む業務等を阻害するような言動は行わない。
  - ③ エクスターンシップを通じて知り得た貴事務所及び関係当事者の機密に属する情報は、エクスターンシップ期間中および終了後、一切漏洩しない。
3. 故意または過失により、貴事務所に対し損害を及ぼした時には弁償する。
4. エクスターンシップ中の貴事務所の責に帰さない事故、災害については、自己の責任において処理する。

「エクスターンシップ」の実施にあたっては、実務家教員、研究者教員および本研究科におけるインターンシップに精通している教員からなるエクスターンシップ運営委員会を構成して「エクスターンシップ」の全体について責任体制を確立し、複数の担当教員が派遣先の選定・派遣学生とのマッチングを行っている。また、派遣先の担当弁護士による指導・監督が明確な責任体制の下で遺漏なくなされるよう、派遣先弁護士に対する事前説明会を開催して、「エクスターンシップ」の概要や留意点を記載した「エクスターンシップのしおり」（下記資料4参照）を配布し、指導のポイントを理解してもらうとともに、「エクスターンシップ」実施期間中に、派遣先を訪問するなどして、常に派遣先との連絡を密にとりながら、教育目的が確実に実現できるよう努めている。さらに「エクスターンシップ」終了後は、研修報告書の作成・提出を義務づけるとともに、エクスターンシップ委員と学生とによる事後報告会によって実習経験についての情報・意見交換を行ったうえで、同委員会委員の協議により、3年次前期に単位を認定している。本法科大学院では、「エクスターンシップ」を希望する学生すべてを派遣しており、派遣学生の数は2012年度～2016年度においては、5割から8割程度にのぼっている（派遣者数について、下記資料5参照）。

このように、エクスターンシップでは、法科大学院の教員が派遣先の実務家と連携を

とりながら学生を指導監督し、成績評価に責任をもつ体制をとっている。（なお、学生が派遣先から報酬を受け取ることは禁じている。）

資料4 2016年度 名大エクスターンシップのしおり（抜粋）

1. 名大法科大学院のカリキュラム上の位置づけ  
3年前期（2年コースの場合は2年前期）、選択必修科目、2単位
  2. 名大エクスターンシップの目的とねらい  
法律事務所等の現場で実務を経験することにより、
    - ①実務家としての職務、役割についての基本事項の理解、
    - ②法曹として必要な責任感・倫理観・人間性についての理解、
    - ③他の講義の履修によって習得した知識の確認
 を目的とする。
- （以下、項目のみ）
3. 実施期間
  4. 対象学生
  5. 指導弁護士
  6. 事前学習
  7. 研修内容
  8. エクスターンシップの留意点—学生にどうしても気をつけてほしいこと—
  9. エクスターンシップで何を学んでくるべきか
  10. 法律事務所でのどのようなことを見てくるか
  11. 成績評価
  12. その他
  13. 問い合わせ先

資料5 エクスターンシップ派遣者数、派遣（≒派遣希望）率

| 年度     | 派遣学生数 |       |       | 派遣率（派遣者数／該当<br>学年在籍者数） |
|--------|-------|-------|-------|------------------------|
|        | 総計    | 法律事務所 | 企業法務部 |                        |
| 2012年度 | 64名   | 57名   | 7名    | 0.842                  |
| 2013年度 | 57名   | 51名   | 6名    | 0.671                  |
| 2014年度 | 38名   | 33名   | 5名    | 0.603                  |
| 2015年度 | 44名   | 37名   | 7名    | 0.721                  |
| 2016年度 | 22名   | 17名   | 5名    | 0.524                  |

（3）基礎法学・隣接科目および展開・先端科目

基礎法学・隣接科目および展開・先端科目のうち、受講者数が多い科目では、上記の法律基本科目と同様、講義形式と質問・討論を併用した双方向的な授業または事例研究

を中心とした授業を行っている。また、受講者が少ない科目では、一方的な講義形式にならないよう、対話を中心とした双方向的授業を行っている。このように、これらの授業科目においても、双方向的な討論を通じた授業を実施している。

展開・先端科目である「比較民事法総合」では、比較法の観点から外国法を取り扱い、教員・学生間の徹底した討論による双方向的・多方向的授業を行っている（なお、2015年度カリキュラムまで設置されていた「総合問題研究（民事法Ⅰ・Ⅱ）」及び「総合問題研究（公法）」では、実務家教員と研究者教員によるチーム・ティーチングを行っており、時間をかけて練り上げた長文の事例問題と資料を素材に、問題発見、整理、分析、法的表現の総合能力を養うために、ロールプレイや教員・学生間の徹底した討論による双方向的・多方向的授業を行っていた。また、同じく2015年度カリキュラムまで設置されていた「総合問題研究（刑事法）」でも、実務家教員及び研究者教員が必要な協議を遂げて作成した事例問題を素材として、問題発見、整理、分析、法的表現の総合能力を養うために、教員・学生間の徹底した討論による双方向的・多方向的授業を行っていた）。こうした科目においては、予習課題に対するレポートの作成・提出はもちろんのこと、授業後も復習課題として授業内容を反映させたレポートの改訂・提出を求めることがある（あった）。以上のように、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目でも、双方向的・多方向的な討論を通じた事例研究によって、具体的な事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を育成している。

## 5. 教育効果を高めるためのその他の措置

本法科大学院では、以上のような方法による授業に実効性を持たせるために、以下のように、1年間の授業計画、授業内容・方法、成績評価の基準・方法をあらかじめ学生に周知する措置を講じるとともに、学生が授業の事前事後の学習を効果的に行うための措置を講じている。

### （1）授業時間割とCanvas（シラバスシステム）による情報伝達

授業時間割の編成にあたっては、学生の自習時間を考慮して、特定の曜日に授業が集中することや特定の学年に配当する科目が集中することがないように注意するとともに、1週間に数回の授業が行われる科目についてはできるだけまとめて授業を行うようにするなど、授業科目が適切に配置されるようにしている。

また、前年度末には、Canvasによって全科目の講義概要、最終授業日までの講義計画すべてを公表している。Canvasの機能の一つである「要綱」がある。この機能を使い、統一的な書式によって、当該科目の講義概要、到達目標、教科書、参考書・参考資料、成績評価方法、履修条件、その他の注意のほか、大まかな講義計画等を明記している。また「ページ」の「講義計画」では、毎回の授業のテーマと授業日、講義内容を具体的に明示するとともに、「授業時間外の学修活動」や「関連ページ」において、事前に予習しておく事項と資料の指示を行っている。さらに、「課題」においては、事前・事後に提出する課題の指示などを行っている。

これに加えて、Canvasの「アナウンス」機能や「ディスカッション」機能を利用して、学生に対する指示等を細かく行っている。これによって、学生は当該授業に関するすべての情報を一元的に把握している。

また、データベースへも、シラバス上にリンクを張るなどのことを通じて簡単にアクセスすることができるようにしている。

本法科大学院では、これらにより、学生が事前事後の学修をするために、できるだけ早い段階で、予習・復習事項を周知するとともに関係資料の配布を行い、それに関する教員の指示を行っている。

## (2) 事前・事後学習のための措置

毎回の授業で取扱う内容および予習・復習の設定にあたっては、以下のような措置を講じている。

① 1科目の1回の授業の予習・復習時間としては、原則としてその2倍の時間（授業1時間につき2時間で合計3時間、1単位につき30時間で合計45時間）が求められることから、これを学生便覧に明記するとともに、ともすれば各科目が課す予習・復習がこれを超えがちになり、あるいは授業科目間で課題の提出等が重複することにより、学生にとって過度の負担となることのないよう、予習・復習として課す課題はこれを超えるものでないことを教員全体の了解事項とし、また、毎週の予習・復習課題、小テスト等が授業科目間で重複し、あるいは補講が入ることにより、学生の負担が過重にならないよう配慮するために、各担当者が毎週、文系教務課法科大学院担当職員へ課題と提出時期、小テスト等の実施日、補講の時間を届け出て、一覧表を作成し、教員に配布している。

② 予習課題は、内容を授業に関連するものに厳選し、レポートを中心に授業を組み立てるなど授業の進行に最大限活用している。また、復習課題は授業では十分な時間が取れない問題や授業の確認のために厳選して課している。予習・復習課題やレポートの関係資料の配布は、原則としてCanvasを通じて行っている（プリントアウトした現物を配布することもある）。これらの課題やレポートの提出もまた、Canvasを通じて行い、教員による添削、評価、コメントなどは、同システムを通じて伝えるか、プリントアウトした現物を返却することを通じて伝えるようにしている。課題やレポートの評価については、独自に開発した匿名投票システムによって、学生自身が他の者の提出したものを評価し、また自己の今後の課題・レポート作成の参考にすることができる。

③ 予習・復習に関する質問や授業に関するその他の質問が簡単にいつでもできるようにするため、全教員がオフィスアワーを設定している（担当者が常時学内にいることが多いので、ほとんどが（事前連絡の上）随時訪問可能としている）。

④ 特に法学未修者の学力向上のため、1年次に開講される法律基本科目の担当教員は、少なくとも当該科目が開講される学期については、1週間に1度、第5限相当時間帯に必ずオフィスアワーを設けなければならないことになっている。また、同じく法学未修者の自主的な学習を支援するため、弁護士チューターが憲法、民法、刑法、行政法、商法の各分野について通年あるいは後期限定で毎週1回ゼミを開講している（「実定法基礎」についても2013年度には「課題指導員」として弁護士を配置している【※

2017年度には弁護士チューター制度を廃止したが、同年度より、未修者教育の充実・強化を目的として「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）の講義を弁護士が担当するようになっている】。

⑤こうした法学未修者1年次における学修支援に加え、本法科大学院では、演習系科目の理解の補助のため、全ての演習系科目（各演習科目（法律基本科目のみ）及び総合問題研究（公法・民事法・刑事法））に「課題指導員」として弁護士を非常勤講師として配置しており、これらの弁護士教員は、2・3年次の学生の当該科目における課題に対する理解を促進するべく、課題添削や質問対応等の業務に従事することになっている。

⑥上記の「共通的な到達目標」との関係では、同到達目標に掲げられた項目のうち、講義時間内に取り扱うことのできない項目については、自習において検討すべき内容に含まれることを、Canvas上（あるいは配付資料上）明示するようにしている。

⑦さらに、学生は、教材ライブラリー（ロー・ライブラリー）にログインすることにより、ウェブを通じて自由にデータベースにアクセスすることができ、判例・文献等を随時検索・確認することができる。

⑧そして、授業内容の理解度を随時確認できるよう、旧司法試験や各種試験の択一式問題を参考にして独自に作成した問題集をCanvas上の「クイズ」機能を利用し学生がこれにいつでも自由にアクセスして繰り返し利用できるようにしている科目もある。他に、TKC社の教材ライブラリー上で提供されている基礎力確認テスト及び短答式過去問題演習トレーニングも学生は利用できるようになっており、理解度を随時確認できる環境を提供している。

以上のように、本法科大学院では、学生の事前事後の学習が効果的に行われるよう、予習・復習事項に関して組織的な取り組みを行っている。

### （3）集中講義に関する配慮

集中講義については、各年度当初に講義計画において講義内容、復習内容について掲載してあることから、予習・復習のための準備期間は十分与えられている。また、実際の講義は2単位のを4日間で行うことが多いが、通常の授業のない夏季休暇、冬季休暇期間に集中講義を行い、予習・復習が負担とならないようにしている。そして、なるべく連続とならないよう間を開けるように要請しており、2012年度～2016年度においては—2015年度の「先端分野総合研究」、2016年度の「金融商品取引法」及び「情報と法」を除き—いずれの科目も（全日程が）連続とはなっていない。さらに、試験の実施時期については、授業終了後、試験までの時間を十分確保するために、集中講義の終了後、十分な時間を取ったうえで、別途集中講義の試験実施期間を設定している。

## 6. キャップ制度

本法科大学院では、授業時間外において十分な予習・復習を行う時間を確保することができるよう、各学年において、学生が履修できる授業科目の単位数には、上限を設けており、1年次においては38単位、2年次においては36単位を上限とし、選択科目を中

心とする3年次においては、学生の問題関心に従った多様な選択の可能性にも配慮し、44単位を上限としている。この上限を超えて履修登録をすることは、下記のSEND科目を除き認めていない（下記資料6、資料7参照）。

上記の履修できる授業科目の単位数には、研究科委員会が適当と認めて履修を許可した法学研究科総合法政専攻の授業科目、他の研究科の授業科目、他の大学院の授業科目の各単位数を含む。また、原則として、前年度に履修したにも関わらず単位修得できなかった授業科目を再履修する場合の当該授業科目の単位数も含む。ただし、1年次の必修科目の一部について単位未修得のまま進級を認められた2年次の学生が当該単位未修得の必修科目を再履修する場合に限り、4単位を限度として、上記の単位数に算入することなく履修することを認めている（下記資料7の「4（3）履修の限度」参照）。

また、キャンパスアセアンの長期海外派遣プログラム「SEND」については、授業期間外（春季休暇中）に海外において実地研修を受けることを内容としており他の授業科目の受講に影響を及ぼさないもので、大学評価・学位授与機構の認証評価基準（基準3-3-1、解釈指針3-3-1-2）でいう「授業科目の性質上学生の事前事後の学習に大きな負担とならない場合」に該当すること、アジアに強い法曹の養成という観点からこの科目の履修を促進するのが本法科大学院の理念にも適うことに鑑み、2016年度より、上記の上限単位数を超えて履修することを認めている。

なお、エクスターンシップは、実習を2年次終了後の年度末休業期間に実施するが、3年次になって実習報告書を提出したうえ報告会を行って完結するため、3年次科目として扱っている。

上記の年次ごとの履修の制限を徹底するため、授業科目の履修登録は、年度当初に、前期授業科目はもとより、後期授業科目、集中講義科目についても、一括して行わせることとしている。また、学生が履修登録を行う際には、あらかじめ履修登録表に指導教員の承認印を受けることとしており、履修登録しようとする授業科目が各年次の上限を超えることがないように指導教員による確認が行われている（下記資料7の「4（1）授業科目の履修・単位取得と履修登録の必要、同（4）履修登録手続」参照）。

履修登録については、前期授業科目の単位修得状況により、後期以降に開講される授業科目について変更する機会を与えているが、前期に履修した授業科目は、仮に単位修得できなかった場合であっても、上記の単位数に算入され、履修登録の変更は、単位修得の有無にかかわらず履修済みの授業科目の単位数と合わせて所定の上限に収まる範囲内でしか許可していない（下記資料7の「4（3）履修の限度、同（4）履修登録手続」参照）。



資料6 名古屋大学大学院法学研究科規程

第5条（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第5条第2項関係）

（履修方法）6 履修単位の限度

各年次において履修できる授業科目の単位数は、次の単位数を超えることができない。

ただし、科目の性質上学生が履修することで事前事後の学習に大きな負担とならないことが認められ、かつ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特に認める授業科目については、第1年次及び第2年次（法学既修者第1年次）に限り、あわせて4単位を超えない範囲で、次の単位数を超えて履修することができる。

|                 |      |
|-----------------|------|
| 第1年次            | 38単位 |
| 第2年次（法学既修者第1年次） | 36単位 |
| 第3年次（法学既修者第2年次） | 44単位 |

資料7 学修に関する注意事項【2016年度学生便覧27頁から抜粋】

4 授業科目の履修登録

(1) 授業科目の履修・単位修得と履修登録の必要

授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、各年度初めの所定の期日までに、その年度に履修しようとする授業科目について履修登録をしなければならない。

各年度において単位を修得できるのは、当該年度において履修登録をした授業科目に限られる（例えば、前年度において履修登録した授業科目についても、前年度において単位修得することができず本年度において改めて単位修得しようとする場合には、再度、履修登録をして履修しなければならない）。

(3) 履修の限度

各学年において履修できる授業科目の単位数には、上限が設けられている。次の単位数を超えて履修登録することはできない。

|               |      |
|---------------|------|
| 1年次           | 38単位 |
| 2年次(2年コース1年次) | 36単位 |
| 3年次(2年コース2年次) | 44単位 |

\*履修限度と履修登録の変更

上記の単位数は、履修の限度(単位修得の限度ではない)であるから、実際に単位を修得したか否かを問わない。したがって、例えば、年度の初めに履修限度の上限まで履修登録を行った場合、仮に前期に単位を修得しなかった授業科目があったとしても、その分、後期に履修する授業科目の履修登録を変更して、授業科目を増やすことはできない。

\*必修科目の再履修と履修登録制限

3年コース1年次に配当された必修科目の一部について単位修得できないまま2年次に進級した者が、単位修得できなかった必修科目を再履修する場合、再履修する必修科目に限り4単位を限度として、履修限度を超えて履修することができる。なお、3年コース3年次(2年コース2年次)では、進級前の学年に配当された必修科目を再履修する場合でも、履修限度を超えて履修することはできない。

#### (4) 履修登録手続

再履修等でクラス変更が必要な場合は、教務関係情報 HP を確認のうえ、所定の手続きを行うこと。履修登録またはその変更は、所定の履修登録表または変更表を、指導教員の承認を受けた上、法科大学院窓口へ提出して行う。なお、前期配当の授業科目のみならず、後期配当の授業科目の履修登録についても年度当初に行わなければならない。

履修登録を完了後には自身の登録状況を確認し、誤りがあった場合は、履修登録確認期間に法科大学院窓口へ申し出ること。履修登録確認期間を経過後は履修登録の訂正は認められない。

#### \* 後期授業科目の履修登録の変更

後期配当の授業科目については、前期の成績発表後、所定の履修登録変更期間内に、履修登録の変更をすることができる。ただし、年度当初の履修登録において、履修登録者がなかった授業科目は、当該年度には開講しないで、変更による履修登録はできない。

上記の履修登録の上限については、学生便覧において、詳しく説明しているほか、年度当初のガイダンスにおいて、詳しい説明を行い、学生に対し、周知徹底を図っている。

従来、学生が上記単位数の上限を超えて履修登録した例はない。

## 7. 専任教員の指導能力及び配置の状況

### (1) 教員の資格と評価

本法科大学院は、収容定員190名(2015年度までは210名。【※なお、2017年度は170名、2018年度は150名】)であり、収容定員に対して必要とされる専任教員数【認証評価基準8-2-1参照】を上回る18名(2012~2015年度は、順に、21、19、19、18名)の専任教員を置いている。

本法科大学院の専任教員には、教育上又は研究上の業績を有する者、高度の技術・技能を有する者あるいは特に優れた知識及び経験を有する者で、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者を配置している。また、兼任教員についても、同様の資質を有する者を配置している。さらに、非常勤教員は、法律基本科目以外で、かつ、専任教員及び兼任教員では担当することが困難な科目に限り、必要な限度で厳選して採用している。

専任教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等及び公的活動等については、本書の第2部に収録している(なお、本書は、全国の法科大学院に配布され、これ

により、各教員が、その担当する専門分野について、法科大学院における教育上の指導能力を有していることを示す資料及び学外での公的活動や社会貢献活動を示す資料が公表されている。また、専任教員の法科大学院における教育業績については、担当科目をウェブサイト上で公開している。また、法学研究科の兼任教員の教育上又は研究上の業績等については、名古屋大学のウェブサイト上の「研究・教育」（教員情報）において公表している。さらに、非常勤教員については、採用時に厳正な業績・資格審査を行ったうえで、各年度の学生便覧に一覧表を設けて氏名・所属・資格等を公表している。そして、専任教員及び兼任教員の名簿は、専門分野、担当科目、略歴、主要著作、法科大学院での教育の抱負等を付して、また、非常勤教員の名簿は、資格、専門分野、担当科目を付して、ウェブサイト上で公開している。

以上の方法を通じて、本法科大学院では、教員が法科大学院での教育を行う上で必要な指導能力を有することを示す資料を開示している。

本法科大学院の専任教員は、研究者教員13名、実務家教員5名の合計18名である（なお、2012年度は研究者教員16名、実務家教員5名の合計21名、2013年度及び2014年度は研究者教員14名、実務家教員5名の合計19名、2015年度は研究者教員13名、実務家教員5名の合計18名である）。なお、2014年度より、法学研究科総合法政専攻の専任教員である者（以下「兼専教員」と称する。）が法科大学院の専任教員を兼ねることはなくなっている（なお、2012年度及び2013年度においては、それぞれ5名、4名が兼専教員であった）。

本法科大学院の専任教員の採用、昇任は、名古屋大学教授会規程第2条第4号に定めるとおり、法学研究科教授会の管轄事項であり、かつ、名古屋大学大学教員選考基準に定める基準にしたがって審査することによって行われる。教員選考基準第3条以下では、教授・准教授等の資格に応じて、それに相応しい研究上の能力かつ教育上の能力を有することが要求されている。非常勤教員の採用の際の選考基準についても、上記と同様である。法学研究科の教授会における教員採用・昇任手続においては、当該人事ごとに、候補者探索委員会、選考委員会、審査委員会を設置して慎重な人事を行うとともに、全教員に情報を開示したうえで、担当する授業科目に関して研究上・教育上必要とされる能力を有しているか否かにつき厳正な審査を行っており、これにより、教員の担当科目に関する教育上の指導能力等を適切に評価するための体制をとっている。

## （2）専任教員の配置と構成

本法科大学院は法学研究科実務法曹養成専攻の1専攻のみで設置され、収容定員は190名（2015年度までは210名）であり、2012～2016年度における本法科大学院の専任教員はそれぞれ21名、19名、19名、18名、18名である。上述の通り、2014年度以降はその中に兼専教員は含まれていない（なお、2012年度及び2013年度においては、それぞれ5名、4名が兼専教員であった）。

2012年度から2016年度までの期間においては、本法科大学院の専任教員のうち、それぞれ20名、18名、18名、17名、16名が教授であり、2012年度から2015年度までは1名、2016年度は2名が准教授であって、専任教員の半数以上が教授である。

法律基本科目については、下記資料8のように、いずれも当該科目につき研究・教育

上の知見と実績を有し、当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれている。

| 資料 8 法律基本科目を担当する専任教員（2012～2016年度。兼専教員（*）を含む） |                       |                         |                       |                       |                       |
|--|-----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 年度   | 2012                  | 2013                    | 2014                  | 2015                  | 2016                  |
| 法律基本科目                                       | 専任教員名                 | 専任教員名                   | 専任教員名                 | 専任教員名                 | 専任教員名                 |
| 憲法   | 愛敬浩二                  | 愛敬浩二                    | 愛敬浩二                  | 愛敬浩二                  | 愛敬浩二                  |
| 行政法  | 紙野健二<br>下山憲治          | 紙野健二<br>下山憲治            | 紙野健二<br>下山憲治          | 紙野健二<br>下山憲治          | 紙野健二<br>下山憲治          |
| 民法   | 尾島茂樹<br>千葉恵美子<br>中舎寛樹 | 尾島茂樹<br>千葉恵美子<br>丸山絵美子* | 池田雅則<br>尾島茂樹<br>千葉恵美子 | 池田雅則<br>尾島茂樹<br>千葉恵美子 | 池田雅則<br>尾島茂樹<br>丸山絵美子 |
| 商法   | 今井克典<br>小林量           | 今井克典<br>小林量             | 今井克典<br>小林量           | 今井克典<br>小林量           | 今井克典<br>小林量           |
| 民事訴訟法  | 宇野聡                   | 宇野聡<br>酒井一※             | 酒井一                   | 酒井一                   | 酒井一                   |
| 刑法   | 橋田久                   | 橋田久                     | 橋田久                   | 橋田久                   | 橋田久                   |
| 刑事訴訟法  | 小島淳                   | 小島淳                     | 小島淳                   | 小島淳                   | 小島淳                   |

※2013年度後期より専任。

本法科大学院では、必修科目は9割近くが専任教員により担当されている。基礎法学・隣接科目（8科目）については、専任教員は担当していないが、1専攻として、研究科全体で支えるとの観点から、総合法政専攻の専任教員（兼担教員）が3科目を担当している（なお、2012～2015年度は、専任教員が1科目を、兼担教員が4科目を担当していた）。展開・先端科目については、既述のように、本法科大学院では、国際関係に強い法曹等、その養成する法曹の目標の観点からこの科目群を重視していることに基づき、2016年度においては、「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「環境法演習」、「租税法Ⅰ」、「租税法Ⅱ」、「租税法演習」、「比較公共訴訟論」、「先端担保法」、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法演習」、「企業法務」、「比較民事法総合」、「先端分野総合研究」、「テーマ研究Ⅰ」、「テーマ研究Ⅱ」の18科目について、専任教員を配置している（なお、2012～2015年度においても、本法科大学院において養成すべき法曹像に照らし、19以上の科目について専任教員が配置されていた）。このように、本法科大学院の理念・教育目的に応じた専任教員が適切に配置されている。

また、教員の年齢構成は、2017年3月31日現在で、専任教員18名のうち、60歳代1名、50歳代11名、40歳代5名、30歳代1名となっており、年齢構成に著しい偏りはない（なお、2012～2015年度においても、上記の割合に若干の変動はあるものの、年齢構成に著しい偏りはないことには変わりはない）。

### （3）実務経験と高度な実務能力を有する教員

2016年度の専任教員18名のうち、5名が実務家教員で、その全員が5年以上の実務の

経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者であり、教員の2割以上を占めている（2012～2015年度についても同様である）。

5名の実務家教員のうち、派遣検察官教員は、「刑事実務基礎」、「総合問題演習（刑事法）」、派遣裁判官教員は、「民事実務基礎Ⅰ」、「総合問題演習（民事法）」、弁護士教員は、「民事実務基礎Ⅱ」、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「模擬裁判（民事）」、「比較民事法総合」、「エクスターンシップ」、経済産業省出身の教員は「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法演習」を担当しており、それぞれ実務経験と関連のある科目を担当している。

本法科大学院におけるみなし専任教員は2名であり、実務家教員5名の3分の2以内であり、みなし専任教員全員が専攻会議構成員として専攻会議に出席し、本法科大学院における教育課程の編成その他本法科大学院の組織の運営について責任を担う者である。なお、本法科大学院は、組織上法学研究科の1専攻であることから、みなし専任教員は、全体の教授会の構成員でもあり、教授会にも出席している。

また、実務家教員5名のうち、4名は、検察官、裁判官、弁護士として法曹の実務経験を有する者であり、その占める割合は3分の2以上である（なお、もう1名も立法作業や国家間紛争（WTOパネル手続）の政府内担当者としての経験等を有している）。

#### （4）専任教員の担当授業科目の比率

教育上主要な科目とみなされる法律基本科目、実務基礎科目については、下記資料にあるように、全ての科目を専任教員が単独で担当しているか、専任教員が兼任教員と分担して担当しており、したがって、全ての主要な教育科目について専任教員が配置されている。

また、必修科目についても、下記資料9、資料10にあるように、その授業の8割以上が専任教員により担当されている（2016年度カリキュラムによる。なお、2012～2015年度においても、これらの科目についての専任教員の担当割合は概ね9割程度である（下記の資料10参照）【※2017年度においても、必修科目の9割以上を専任教員が担当している】）。

資料9 2016年度必修科目の担当教員

|         |      |         |      |             |       |
|---------|------|---------|------|-------------|-------|
| 憲法基礎Ⅰ   | (兼任) | 刑事訴訟法ⅡA | (専任) | 民事実務基礎ⅠA    | (専任)  |
| 憲法基礎Ⅱ   | (専任) | 刑事訴訟法ⅡB | (専任) | 民事実務基礎ⅠB    | (専任)  |
| 行政法基礎Ⅰ  | (専任) | 民事訴訟法ⅠA | (専任) | 民事実務基礎ⅡA    | (非常勤) |
| 行政法基礎Ⅱ  | (兼任) | 民事訴訟法ⅠB | (専任) | 民事実務基礎ⅡB    | (非常勤) |
| 民法基礎Ⅰ   | (専任) | 民事訴訟法ⅡA | (専任) | 刑事実務基礎A     | (専任)  |
| 民法基礎Ⅱ   | (専任) | 民事訴訟法ⅡB | (専任) | 刑事実務基礎B     | (専任)  |
| 民法基礎Ⅲ   | (専任) | 憲法演習A   | (専任) | 法曹倫理A       | (兼任)  |
| 民法基礎Ⅳ   | (兼任) | 憲法演習B   | (専任) | 法曹倫理B       | (兼任)  |
| 民法基礎Ⅴ   | (兼任) | 行政法演習Ⅰ  | (専任) |             |       |
| 民法基礎Ⅵ   | (専任) | 行政法演習Ⅱ  | (専任) | 【以下、選択必修科目】 |       |
| 商法基礎ⅠA  | (専任) | 民法演習ⅠA  | (専任) | ロイヤリングA     | (専任)  |
| 商法基礎ⅠB  | (専任) | 民法演習ⅠB  | (専任) | ロイヤリングB     | (専任)  |
| 商法基礎ⅡA  | (専任) | 民法演習ⅡA  | (専任) | エクスターンシップ   | (専任)  |
| 商法基礎ⅡB  | (専任) | 民法演習ⅡB  | (専任) | 模擬裁判(民事)    | (専任)  |
| 刑法基礎Ⅰ   | (専任) | 商法演習Ⅰ   | (専任) |             |       |
| 刑法基礎Ⅱ   | (兼任) | 商法演習Ⅱ   | (専任) |             |       |
| 刑事訴訟法ⅠA | (専任) | 刑法演習Ⅰ   | (専任) |             |       |
| 刑事訴訟法ⅠB | (専任) | 刑法演習Ⅱ   | (専任) |             |       |

\* (専任)と表記されているものには、専任教員と非常勤(兼任)教員が共同で担当するものも含まれる。

\*\* 2016年度(以降)入学者に適用されるカリキュラムに基づく。

資料10 必修科目における専任教員の担当割合(担当率)

| 年度                  | 2012  | 2013  | 2014  | 2015  |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| 全必修科目(クラス)数         | 55    | 55    | 55    | 53    |
| 専任教員が担当する必修科目(クラス)数 | 48    | 49    | 49    | 48    |
| 割合(担当率)             | 0.873 | 0.891 | 0.891 | 0.906 |

(5) 教員の教育研究環境

2016年度において、専任教員で授業負担が20単位を超える者は3名であり、負担単位数は20~26であり、いずれも30単位を超えていない。本学の教員で、専任ではなく本法科大学院の授業を担当する者も30単位を超えていない。このように、各教員の授業負担は、適正な範囲にとどめられている(なお、2012~2015年度においても、授業負担が30単位を超えた教員はいない)。

本法科大学院では、研究科全体として研究専念期間(サバティカル)を制度化してお

り、同サバティカル制度においては、本学において3年以上継続勤務した者は、教授会の決定により、①教授会への出席、各種委員（全学・部内各種委員、各種入試監督及び入試委員を含むが、科目指定の入試出題委員等は除く）としての業務及び当該期間中の講義の免除（期間は半年（半期））、または、②上記のうちの期間内の講義以外の業務の免除（期間は一年間（通年））のいずれかを受けることができる。

2012～2016年度において、サバティカルを取得した法科大学院専任教員はそれぞれ4名（いずれも通年）、0名、1名（半年）、2名（いずれも通年）、1名（通年）である（下記資料12参照）。

資料11 サバティカル制度に関する内規（2010年2月17日教授会承認）

サバティカル制度に関する内規

（趣旨）

第1条 名古屋大学大学院法学研究科における6月の特別研究期間（サバティカル）（以下「サバティカル」という。）については、名古屋大学特別研究期間規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

（期間）

第2条 サバティカルの期間は、4月1日から9月30日まで（前期）または10月1日から3月31日まで（後期）とする。ただし、規程第7条第2号の規定にかかわらず、その期間を延長することができない。

（人数）

第3条 1年間でサバティカルを取得することができる人数は、前期3人以内、後期2人以内とする。

（資格の行使）

第4条 規程第5条第2号の規定によりサバティカルの資格を付与された者は、その資格を行使しようとする場合には、前年の10月末日までに、所属する教員グループ会議の長に申請しなければならない。この場合においては、授業、教授会その他委員会等の職務のうち免除を希望するものを通知するものとする。

（推薦）

第5条 各教員グループ会議は、サバティカルの取得の申請を希望する者の中から、それぞれの研究・教育その他の部局運営上支障のない範囲内において、前年の11月末日までに、規程第10条に定める様式により研究科長に推薦する。

2 研究科長は、前項により推薦のあった者の中から、研究科全体の研究・教育その他の部局運営上支障のない範囲内において、教授会の議を経て、総長に推薦する。ただし、教授会その他委員会等の職務だけを免除された者については、総長に推薦することを要しないものとする。

（職務免除の除外）

第6条 サバティカルの取得の承認を得た者は、教授会の承認を得て、その期間中免除された授業の一部を行うことができる。

（雑則）

第7条 この内規に定めるもののほか、サバティカルに関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この内規は、2010年10月1日から施行する。

資料12 専任教員の研究専念期間（サバティカル）取得実績

| 年度     | 前期（氏名）                   | 後期（氏名）                   | 合計数 | 研究科全体 |
|--------|--------------------------|--------------------------|-----|-------|
| 2012年度 | 千葉恵美子、酒井 一、<br>橋田 久、紙野健二 | 千葉恵美子、酒井 一、<br>橋田 久、紙野健二 | 4   | 5     |
| 2013年度 | 取得者なし                    | 取得者なし                    | --- | 3     |
| 2014年度 | 取得者なし                    | 愛敬浩二                     | 1   | 4     |
| 2015年度 | 高橋祐介、小島 淳                | 高橋祐介、小島 淳                | 2   | 5     |
| 2016年度 | 小林 量                     | 小林 量                     | 1   | 1     |

※サバティカル期間は、講義も免除されるものは半年、講義は免除されないものは1年（通年）となる。

なお、教員は、教育・研究の成果を本学大学院法学研究科紀要である「名古屋大学法政論集」において公表することができる。また、2009年9月に創刊号が発行され、その後現在までに3冊が発行されている「名古屋ロー・レビュー」は、「名古屋大学法科大学院関係者（在学生，修了生，教員，教員であった者）その他中部地区を中心とする法律関係者の研究・活動成果を公表することにより，法律理論・実務の発展に貢献することを目的とする法律雑誌」（同誌にかかるウェブページ <http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/review/about/index.html> 参照。同誌の編集委員会は本法科大学院在学生及び修了生により構成されている）として、本法科大学院の教員や在学生・修了生に日頃の教育・研究の成果を公表する機会を提供するものでもある（なお、同誌は、ウェブサイト版のみで発行されている（<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/review/zasshi/index.html> 参照））。したがって、同誌において日頃の教育・研究の成果を公表することもできる（なお、同誌にその一部が掲載されている「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」の成果は、学生の研究の成果であるとともに、教員の教育の成果でもある）。

## 8. 優れた点および改善点

### （1）教育内容

教育内容については、本法科大学院では、以下の優れた特徴のある取組みを行っている。第1に、教育理念に沿ったモデル履修案を提示するだけでなく、本法科大学院の教育課程のチャート図を作成し、開講科目群全体の段階的学修のあり方を明示していること、第2に、未修者教育の充実・支援に力を注いでいること、第3に、2年次から実務基礎科目についても法律基本科目との並行履修システムが採用されており、理論的教育と実務的教育の架橋を無理なく実現するための方策が講じられていること、第3に、研究者教員と実務家教員が協同して教材を作成し共同して教えるチーム・ティーチング体



制が多くの科目で採用されていること、第4に、法律基本科目および実務基礎科目についてIT技術を活用した実践的な教材と科学的な教育手法の開発が行われていること、である。

また、授業科目について、本法科大学院の教育理念、学生のニーズ、履修状況等も踏まえ、たゆまぬ見直し・改善を継続的にしている点で優れている。具体的には、例えば、法整備支援を含む国際関係・外国法関係の科目等の提供に尽力していることが挙げられる（こうした取り組みのうち、特に、「SEND」等を含む海外派遣の機会の提供、法整備支援論の教育内容の充実等にかかるものは、2016年度において、いわゆる「加算プログラム」としても「優れた取組」として高く評価された）。

一方、研究者教員と実務家教員が協同して教材を作成し共同して教えるチーム・ティーチング体制を維持するためには、実務家の協力が不可欠であり、また、大学内だけでなく、大学外で法科大学院生の研修の機会が保障されることが必要となる。しかしながら、このような教育指導体制を実現するためのシステムとしては、現状では実務家を常勤ないし非常勤教員として雇用するしか方法がなく硬直的である。また、大学外での研修の機会にも限りがある。実務法曹を育成する専門職大学院として合理的で効果的な指導体制を確立するためには、大学外の実務家の協力を得やすい請負・委任などの契約形態やそのための財政的基盤の強化が必要であり、また、裁判官・検察官・弁護士・企業法務担当者などとの人的ネットワークの継続的な構築について今後とも一層の改善が必要である。この点の改善の一環として2008年度に発足した本法科大学院の民法および民事訴訟法の専任教員・兼任教員全員と名古屋地方裁判所の民事部所属の裁判官全員との合同による「名古屋民事実務研究会」は現在でも継続している。また、公法系教員においては、2012年3月より「名古屋行政訴訟研究会」を主催し（本法科大学院修了生を含む）多数の弁護士の参加を得て研究会を開催するなどの形で、さらに、刑事法教員においても、名古屋地方裁判所・高等裁判所の主催する「名古屋刑事実務研究会」への参加、名古屋高等検察庁・地方検察庁の検事との合同勉強会の実施（2016年度）などの形で、人的ネットワークの構築を図っている。

## （2）教育方法

教育方法についても、以下の点において優れている。

まず、本法科大学院では、法科大学院を設置した2004年4月より、独自開発したNLSシラバスシステムを利用し、シラバス情報をインターネット上に公開してきた。時間の経過と共にセキュリティ対策など、新たに必要とされる要件が出たため、2016年4月よりCanvasというLMSに切り替えた<sup>1</sup>。旧システムの運用を引継ぎ、課題提出、資料配布、お知らせ（アナウンス）、ディスカッション機能など、旧システムにも実装されていたLMSに概ね共通する機能を利用し、授業の進行に役立てている。予習・復習等の授業に関する情報および資料の提供のほか、課題やレポートの提出・評価、質問への対応、学生の自習の支援等を全科目で統一かつ一貫的に行っており、学生が学習を効率的・効

---

<sup>1</sup> 教育ニーズの変化に対応可能なオープンソース LMS の導入，富崎 おり江 [名古屋大学]，小村 道昭 [株式会社エミットジャパン]，日本教育工学会 第31回全国大会，2015年，p228

果的に行う体制をとっている。

また、「ロー・ライブラリー」により、ネットを通じて判例・文献等の検索・確認が随時可能となっており、予習・復習の有力なツールとなっているほか、講義を収録するシステムの「お助け君ノート」、Canvasの「クイズ」機能およびTKC社提供の教育ライブラリーによる復習・学力確認なども可能となっており、最新のコンピューター技術を駆使して、学習を支援している。

このようなITを利用した効率的かつ一貫した教育ないし教育支援システムは、全国の法科大学院の中でも先端を行くものではないかと思われる。また、これらによって、少人数教育の実をあげるための教材の工夫や授業方法の工夫にゆとりと広がりが生じ、担当者間の綿密な打ち合わせによって、独自の事例問題の開発や、添削などに見られるきめ細かな指導を実施している。

さらに、「エクスターンシップ」では、担当教員間の事前・実施中・事後の打ち合わせ、学生に対する事前の説明会を行っているほか、派遣先弁護士が本法科大学院の教育目的を十分理解したうえで、偏りがなくかつ質の高い指導・研修ができるよう、派遣先弁護士に対する事前説明会も開催するなど、十分かつきめ細かい事前準備態勢をとっている。また、「エクスターンシップ」を希望する学生全員を派遣している。

そして、1年次に開講される法律基本科目の担当教員が当該科目が開講される学期について1週間に1度第5限相当時間帯に必ずオフィスアワーを設けることとし、学生に適時に対応することができるようにすることを通じて、特に法学未修者の学力向上を図っている。また、弁護士チューターが任意で参加する学生に対して憲法、民法、刑法、行政法、商法の各分野についてゼミを開講することにより、法学未修者の自主的な学習を支援している。

また、学生の講義負担にも配慮しつつ、本法科大学院の教育理念に沿った法曹養成を一層実現し易くするため、従来キャップ制との関係で履修することが困難であった

「SEND」を、履修上限単位数には参入しないこととして、国際関係に強い法曹を目指す学生が履修しやすいようにするなどの工夫もしている。

## 第3章 成績評価および修了認定（成績評価の状況を含む）

### 1. 成績評価

本法科大学院では、プロセスを重視する教育であることに鑑み、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を設定して成績評価をすることとしている。そして、その科目での到達目標と成績の評価項目を明示し、成績評価に際して学生の目標到達度について、どの評価項目により判定するかをあらかじめ定め、客観的な評価がなされるようにしている。

到達度判定に際して用いられる評価項目および各評価項目が評価全体の中で占める割合は科目の特性により異なるが、学生に予め周知させるため、Canvasを通じて学生が知りうるようにしている。また、本法科大学院では厳正な成績評価を実施しており、その一環として成績評価は素点により行い、60点以上が合格である。ただし、学生との関係では、これを特A（90点～）、A（80点～89点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（60点未満）に区分して評価しているが、科目の性質によりそのような区分が適切でないものについては、合否で判定している。具体的には、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判（民事）」については合否のみの判定となっている。

資料1 名古屋大学大学院法学研究科規程第15条（「2016年度学生便覧」43頁から抜粋）

授業科目の成績は、総合法政専攻においてはA、B、C及びDの区分により、実務法曹養成専攻においては特A、A、B、C及びDの区分により評価する。ただし、この区分により難しいものについては、合格及び不合格の区分によることができる。

2 前項による評価で、特A、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

資料2 学修に関する注意事項（「2016年度学生便覧」29頁から抜粋）

#### 7 授業科目の成績評価と合格・不合格

各授業科目の成績評価の基準と方法は、Canvasにおいて示す。

授業科目の成績は、特A(100-90点)、A(89-80点)、B(79-70点)、C(69-60点)及びD(60点未満)の区分により評価し、特A、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。合格者中の成績分布は、特A10%、A30%、B40%、C20%を目途とする（ただし、履修学生数が少ない科目については、この限りではない。）

ただし、次に掲げる授業科目の成績は、合格及び不合格の区分で評価する。

ロイヤリング

エクスターンシップ

模擬裁判(民事)

講義の3分の1以上欠席した者、期末試験を欠席した者は、成績評価を0点とする。

\*成績確認制度

成績に疑義がある者は、成績発表後所定の成績確認期間内に、成績確認をを求めることができる。成績確認を

求める場合には、所定の用紙を法科大学院窓口にて提出して行う。成績確認期間経過後は、成績に関する疑義の申立てには応じない。

成績の評価については、当然合格とすべきレベルがあることから、可否の判定について絶対的評価となるが、合格点の中での評価については、厳格な評価となるよう、その分布については当初、特A10%、A30%、B40%、C20%を目途とするものとし、各教員はこれを目安にしながら、学生の到達度に従い成績をつけていた。しかし、GPAの導入に伴い、こり分布比率を厳格化することとし、現在全得点帯で先の基準をはずれる科目については、学務委員長から担当教員にそのような分布となった理由を確認している。

こうした特A、A、B、C、Dのランクの方法、分布の目安は、法科大学院のパンフレットやウェブページで公表しているほか、学生便覧にも掲載している。各講義での評価項目、評価基準についても予め設定され、Canvasにおける「要綱」機能において学生に周知されている。

また、厳正な成績評価を確保する手段の一環として、成績について、学生による確認制度を設け、学生が学期末に発表された自己の成績について疑義がある場合にこれを確認できるようにしている（上記資料2及び下記資料3参照）。このこととも関連するが、平常点については、日頃から学生に予め知らせ、自分の現在の到達度位置を知りうるようにし、学生の奮起を促している。

資料3 成績確認申請件数

|          |    |          |    |
|----------|----|----------|----|
| 2012年度前期 | 7  | 2012年度後期 | 0  |
| 2013年度前期 | 10 | 2013年度後期 | 10 |
| 2014年度前期 | 10 | 2014年度後期 | 17 |
| 2015年度前期 | 15 | 2015年度後期 | 4  |
| 2016年度前期 | 3  | 2016年度後期 | 4  |

定期試験答案は学内規程に従い、所定の期間事務の倉庫内において保管されている。

また、成績分布に関するデータは、専攻会議に加え、教員のFD活動の中で各教員に開示しており、各教員の評価の結果について教員間で共有されている。これにより、偏りのある成績分布がないよう、教員自身による問題点の発見、教員の相互点検により是正する機会を確保している。成績の分布については、学生に対しても、受講者が少数である科目を除き開示されており、成績発表と同時に分布表の一覧をウェブサイトで公表している。また、定期試験の採点基準についても、Canvasの「ページ」欄等に掲載した講評において、学生に示すことが制度化されており、これも定期試験を行った全科目について実施されている。そして、年度末（進級判定後）に当該年次におけるGPA一覧表を一氏名を伏せる形

で一公表している。

なお、第2章で紹介した単位互換協定に関する合意に基づく南山大学大学院法務研究科との共同開講科目の担当教員は、各学生の所属する法科大学院の成績評価規則に従い、各法科大学院にその成績を報告し、各法科大学院は、この成績をもって、当該科目の修得を認め、各法科大学院の成績と認めるものとされている。

このように、前記成績基準に従って、成績評価が行われることを確保する措置がとられており、また、学生に成績結果が必要な関連情報とともに告知されている。

また、やむをえない事情により受験できなかった者については、あらかじめ追試験の実施日を用意し、定期試験期間終了後に本人の申請に基づいて速やかに追試験を実施している。これはやむをえない事情によるものであるため、成績評価は、通常の定期試験の場合と同様に扱い、特に不利にも有利にもならないよう配慮している。

なお、後述のように進級判定につき2010年度からGPA制度を導入し、GPAの数値が1.5未満の学生には進級を認めないものとしたことにより、従来の再試験制度で学生が獲得可能となっていた上限の成績であるC（GPは1点）では進級判定上積極的な意味を持たないこととなったこと、かつ、同制度の導入に伴い留年者は成績評価がCとなった科目についても再履修を義務付けることとしたことから、2010年度より学年進行で再試験を廃止した。現在再試験の対象となる学生は在籍していない。

## 2. 他専攻・他研究科・他大学での履修結果に基づく単位認定

学生が、本法科大学院の教育課程を修了するためには、本法科大学院に設置されている授業科目を履修して単位を修得することが原則であると考えている。他方、内容的に本法科大学院に設置されていない授業科目であって、法科大学院の展開・先端科目としてふさわしいものである場合には、本法科大学院の教育課程の一体性を損なうおそれはなく、一定の場合には、多様で専門性を有する法曹を養成するために有用とも考えられる。このような観点から、本法科大学院では、以下のような条件の下に、法学研究科総合法政専攻、名古屋大学の他の大学院、外国の大学での履修結果をもとに、本法科大学院の課程を修了するための単位の修得を認めており、それについての規程を特に設け、次のような取扱いをしている。

第1に、これらの授業科目は、その授業内容に照らし、法科大学院の展開・先端科目としてふさわしいものであって、対応する授業科目が本法科大学院において設置されていないものでなければならない。

第2に、これらの授業科目の成績評価については、本専攻に適用のある成績評価基準にしたがって行ってもらうことを確保し、成績もそれに基づき提出された成績表によるものとしている。ただし、外国の大学で修得した授業科目については、事前の申請を一律に要

求するのは合理的ではないと考えられるので、学生本人が提出する単位認定申請書およびそれに添付する書類により、本法科大学院に適用のある成績評価基準に合致した成績評価が可能な場合にのみ、単位を認定し、必要に応じて本法科大学院独自の成績の付け替えができるようにしている。

第3に、これらの授業科目の履修申請にあたっては、理由を付した申請書を指導教員の承認をうけて提出しなければならないこととし、申請する学生に対して、本法科大学院の教育課程の一環として、かつ、本人の学修計画のなかでの位置づけを明確にしたうえで履修させるために、指導する機会を設けている。

第4に、本法科大学院としての教育課程の一体性を確保するために、これらの科目の履修の上限を、一学生につき14単位（2年コースの学生については、修得したとみなされる単位が多くあることを考慮して、2単位）としている。

以上のように、一定の条件付きで本法科大学院以外に設置されている授業科目の履修に道を開いている。2012年度～2016年度における本法科大学院生の本法学研究科総合法政専攻の授業科目の履修状況は、下記資料4のとおりである。

資料4 総合法政専攻の授業科目履修状況（科目名、申請人数）

| 年度/履修時期 | 前期 | 後期 | 備考   |
|---------|----|----|--|
| 2012年度  | 0  | 0  |  |
| 2013年度  | 0  | 10 | 民事訴訟法特殊研究B                                   |
| 2014年度  | 0  | 8  | 民事訴訟法特殊研究B                                   |
| 2015年度  | 1  | 5  | 前期：特別講義演習（キャンパスアセアンSEND）<br>後期：民事訴訟法特殊研究B    |
| 2016年度  | 2  | 4  | 前期：特別講義演習（キャンパスアセアンSEND II）<br>後期：民事訴訟法特殊研究B |

### 3. 進級制

本法科大学院では、プロセスで育成するという法科大学院のコンセプトに応じて、進級制度を採用し、成績が一定水準に達しなかったものについて、次学年への進級を認めていない。そして、進級判定の厳格化を図るため本法科大学院が2010年度より導入したGPA制度では、各年次の終了時において法律基本科目（必修）におけるGPAの数値が1.5に満たない者は、次年次に進級することができない。なお、本法科大学院の採用するGPAとは、具体的には、当該年次終了時まで修得した法律基本科目（必修）の総評点（特Aの成績を得た科目の総単位数×4の値、Aの成績を得た科目の総単位数×3の値、Bの成績を得た科目

の総単位数×2の値及びCの成績を得た科目の総単位数×1の値の総和をいう)を、当該年次までに配当されている法律基本科目(必修)(法学既修者として修得したものとみなされる第1年次の科目を除く。)の総単位数で除して得た数値をいう(下記資料5参照。)

なお、GPA判定を導入した当初は、同判定が唯一の進級基準判定の方法とされたところ、この方法のもとでは、1年次における成績次第では、2年次における(必修科目を含む)修得単位数が極めて少ない場合でも3年次に進学することが認められてしまうという事例が現に存在することが2011年度末に明らかになった。これを受けて、2014年度に、1年次の終了時において既修得単位の合計が18単位、2年次の終了時において既修得単位の合計が54単位に満たない者も進級できないという判定基準を追加した(下記資料5-1,5-2参照)。

資料 5-1 名古屋大学大学院法学研究科規程(「2016年度学生便覧」41頁から抜粋)

第5条(授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導)

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2(第5条第2項関係)

(履修方法)

3 進級要件

各年次の終了時において法律基本科目における次項に規定するグレードポイントアベレージ(以下「GPA」という。)の数値が1.5に満たない者、並びに各年次の終了時において既修得単位の合計が第1年次18単位及び第2年次54単位に満たない者は進級することができない。

4 GPAの定義

前項において「GPA」とは、当該年次終了時までに修得した法律基本科目(必修)の総評点(特Aの成績を得た科目の総単位数×4の値、Aの成績を得た科目の総単位数×3の値、Bの成績を得た科目の総単位数×2の値及びCの成績を得た科目の総単位数×1の値の総和をいう)を、当該年次までに配当されている法律基本科目(必修)(法学既修者として修得したものとみなされる第1年次の科目を除く。)の総単位数で除して得た数値をいう。

資料 5-2 名古屋大学大学院法学研究科規程(「2017年度学生便覧」頁から抜粋)

第5条(授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導)

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2(第5条第2項関係)

(履修方法)

3 進級要件

次の各号のいずれかに該当する者は、進級することができない。

一 各年次の終了時において法律基本科目における次項に規定するグレードポイント

アベレージ（以下「GPA」という。）の数值が 1.5 に満たない者

二 各年次の終了時において既修得単位の合計が第 1 年次 1 8 単位及び第 2 年次 5 4 単位に満たない者

#### 4 GPA の定義

前項において「GPA」とは、当該年次終了時までに修得した法律基本科目（必修）の総評点（特 A の成績を得た科目の総単位数×4 の値、A の成績を得た科目の総単位数×3 の値、B の成績を得た科目の総単位数×2 の値及び C の成績を得た科目の総単位数×1 の値の総和をいう）を、当該年次までに配当されている法律基本科目（必修）（法学既修者として修得したものとみなされる第 1 年次の科目を除く。）の総単位数で除して得た数值をいう。

原級に留め置かれたもの（留年者）は、次学年配当の科目を履修できない（が、留め置かれた年次あるいはそれより前の年次に配当された科目については、キャップ制による制限の範囲内で履修することができる）。なお、すでに B 以上の成績により修得した授業科目の単位数が失われることはないが、留年した年次において C の成績を得た法律基本科目（必修）の修得は無効となり、当該科目については再履修しなければならない。また、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導をし、2 年連続して留年した者については、成業の見込みがないと認めるときは、退学を勧告することがある（下記資料 6 参照）。

#### 資料 6-1 学修に関する注意事項（「2016 年度学生便覧 31 頁から抜粋）

##### 10 進級・留年

下記の掲げられた次の進級要件を満たさず留年した者については、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導をする。2 年連続して留年した者について、成業の見込みがないと認めるときは、法科大学院の専攻教員会議において、退学を勧告することがある。

##### ① 2013 年以降入学者

各学年の終了時において法律基本科目における GPA の数值が 1.5 に満たない者、各学年の終了時において既修得単位の合計が第 1 年次 1 8 単位及び第 2 年次 5 4 単位に満たない者は、次学年に進級することができず、当該年次において C の成績を得た法律基本科目（必修）の修得は無効となり、再履修しなければならない（進級が認められず留年した場合には、次学年に配当された授業科目の履修は認められないが、再履修すべき必修科目のほか、留め置かれた年次（あるいはそれ以前の年次）配当の全ての選択科目（ただし、「実定法基礎」を除く）を履修することができる）。

##### ② 2011・2012 年度入学者

各学年の終了時において法律基本科目（必修）における GPA の数值が 1.5 に満たず、次学年に進



級することができない場合、当該年次においてCの成績を得た法律基本科目（必修）の修得は無効となり、再履修しなければならない(進級が認められず留年した場合には、次学年に担当された授業科目の履修は認められないが、再履修すべき必修科目のほか、留め置かれた年次（あるいはそれ以前の年次） 配当の全ての選択科目（ただし、「実定法基礎」を除く）を履修することができる）。

資料 6-2 学修に関する注意事項（「2017 年度学生便覧 34 頁から抜粋）

10 進級・留年

下記の掲げられた進級要件を満たさず留年した者については、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導をする。2年連続して留年した者について、成業の見込みがないと認めるときは、法科大学院の専攻教員会議において、退学を勧告することがある。

\*進級要件と単位修得無効

各学年の終了時において、（1）法律基本科目におけるGPAの単位が1.5に満たない、（2）第1年次の終了時において既修得単位の合計が18単位、あるいは第2年次の終了時において既修得単位の合計が54単位に満たない、または（3）休学により各年次の終了時までの在学期間が標準在学期間を満たさない、のいずれかに該当する者は、次学年に進級することができない。この場合、（1）の要件のみに該当する者は、当該年次においてCの成績を得た法律基本科目（必修）の修得は無効となり、再履修しなければならない。なお、進級が認められず留年した場合には、次学年に担当された授業科目の履修は認められないが、再履修すべき必修科目のほか、留め置かれた年次（あるいはそれ以前の年次） 配当科目の全ての選択科目（「実定法基礎」、「実定法基礎Ⅰ」および「実定法基礎Ⅱ」を除く）を履修することができる。

進級要件および留年の場合の取扱いについては、学生便覧において詳しい説明をしているほか、年度当初のガイダンスにおいても十分に説明し、学生への周知徹底を図っている。

2012年度～2016年度において、GPAによる進級判定制度により原級に留め置かれた者は、2012年度は10名、2013年度は21名、2014年度は10名、2015年度は9名、2016年度は4名であり、2015年以降の修得単位基準による者は、2015年度は3名、2016年度は2名である。

#### 4. 修了要件

本法科大学院では、3年以上在籍し、98単位以上の単位を修得していることを修了要件としている。

98単位の内訳は、①公法系科目14単位、②民事系科目34単位、③刑事系科目14単位、④実務基礎科目8単位並びにロイヤリング、エクスターンシップおよび模擬裁判（民事）のうちから4単位、⑤基礎法学・隣接科目のうちから4単位、⑥展開・先端科目のうちから16単位、⑦法律基本科目（選択）（「実定法基礎」に限る）又は展開・先端科目のうちから4単位である（2017年度からは「実定法基礎Ⅰ」または「実定法基礎Ⅱ」に限る。下記

資料7-2参照。)

法律基本科目以外で修得すべき科目の単位は36（「実定法基礎」を選択した場合は34）単位（2017年度より「実定法基礎Ⅰ」及び「実定法基礎Ⅱ」を選択した場合には32単位）であり、31単位以上となっている。

法学既修者については在籍期間を2年以上とし、3年コースの1年次に配当されている法律基本科目32単位について履修が免除されている。このため、66単位以上の単位を修得していることが修了要件となる。66単位には、所定の必修科目（法律基本科目30単位・実務基礎科目8単位）・選択必修科目（ロイヤリング、エクスターンシップおよび模擬裁判（民事）のうちから4単位、基礎法学・隣接科目のうちから4単位、展開・先端科目のうちから20単位）を含まなければならない。

資料 7-1 名古屋大学大学院法学研究科規程（「2016年度学生便覧」41頁）

第4条 実務法曹養成専攻の専門職学位課程は、3年の課程とする。

第5条（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第5条第2項関係）

（履修方法）

1 修了要件

次に掲げる単位を含む98単位以上を修得しなければならない。

一 法律基本科目（必修） 62単位

二 実務基礎科目のうち民事実務基礎Ⅰ、民事実務基礎Ⅱ、刑事実務基礎及び法曹倫理の8単位並びにロイヤリング、エクスターンシップ及び模擬裁判（民事）のうちから4単位

三 基礎法学・隣接科目4単位

四 展開・先端科目のうちから18単位

五 法律基本科目（選択）又は展開・先端科目のうちから2単位。ただし、法律基本科目は、第1年次に修得したものに限る。

2 法学既修者

法学既修者は、第1年次の法律基本科目32単位を修得したものとみなす。

名古屋大学大学院通則（「2016年度学生便覧」54、55頁）

第5条（標準修業年限）

3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

資料 7-2 名古屋大学大学院法学研究科規程（「2017 年度学生便覧」43、44 頁）

第 4 条 実務法曹養成専攻の専門職学位課程は、3 年の課程とする。

第 5 条（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 2（第 5 条第 2 項関係）

（履修方法）

1 修了要件

次に掲げる単位を含む 98 単位以上を修得しなければならない。

一 法律基本科目（必修） 62 単位

二 実務基礎科目のうち民事実務基礎Ⅰ、民事実務基礎Ⅱ、刑事実務基礎及び法曹倫理の 8 単位並びにロイヤリング、エクスターンシップ及び模擬裁判（民事）のうちから 4 単位

三 基礎法学・隣接科目 4 単位

四 展開・先端科目のうちから 16 単位

五 法律基本科目（選択）又は展開・先端科目のうちから 4 単位。ただし、法律基本科目は、第 1 年次に修得したものに限る。

2 法学既修者

法学既修者は、第 1 年次の法律基本科目 32 単位を修得したものとみなす。

名古屋大学大学院通則（「2017 年度学生便覧」57 頁）

第 5 条（標準修業年限）

3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3 年とする。

この修了要件との関係で、教育上適当と認めるときは、①本研究科の他専攻等の授業科目を履修し、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。②他の大学院の授業科目、③外国の大学院の授業科目についても同様である他、④入学前に大学院で取得した科目についても教育上有益と認める場合には、同様の扱いが認められる。ただし、①②③④により認められる単位は、適当として履修が認められた「大学院共通科目」により修得した単位とあわせて14単位を超えることができず、法学既修者については、本法科大学院で修得したとみなされる32単位とあわせて35単位を超えることができないこととなっている（下記資料 8 参照）。

資料 8 名古屋大学大学院法学研究科規程（「2016 年度学生便覧」42 頁から抜粋）

（入学前の既修得単位の認定）

第 8 条 学生が研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、研究科委員会の議を経て、研究科長が教育上有益と認める場合は、10 単位を超えない範囲で、課程修了に必要な単位として認定することができる。

（他の研究科等の授業科目の履修等）

第 9 条 研究科委員会の議を経て、研究科長が適当と認めたときは、次に掲げる授業科目の履修を認めることができる。

- 一 研究科の他の専攻
- 二 他の研究科
- 三 法学部
- 四 前号以外の学部

2 前項各号の授業科目において履修し修得した単位は、それぞれ 10 単位を超えない範囲で、課程修了に必要な単位として認定することができる。

3 研究科委員会の議を経て、研究科長が適当と認めたときは、大学院共通規定に定める授業科目の履修を認め、修得した単位は、課程修了に必要な単位として認定することができる。

（他の大学院の授業科目の履修等）第 10 条 学生が他の大学院で授業科目を履修し修得した単位については、研究科委員会の議を経て、研究科長が適当と認めたときは、10 単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

（外国の大学院の授業科目の履修等）

第 11 条 前条の規定は、学生が外国の大学院で授業科目を履修し修得した単位について準用する。

（単位の認定）

第 12 条 前 4 条に定める単位の認定は、あわせて 14 単位を超えることができない。

2 前項の単位の認定は、実務法曹養成専攻の法学既修者については、法科大学院において修得したものとみなされる授業科目の単位とあわせて 35 単位を超えることができない。

## 5. 優れた点および改善点

成績評価に際して、本法科大学院では、プロセスを重視する教育であることに鑑み、各科目において到達すべき基準をあらかじめ定め、その上で、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を用いつつ、成績評価に際して学生の目標到達度について、どの

評価項目により判定するかを明示し、客観的な評価がなされるようにしている点で優れている。また、GPA 一覧表や成績分布表の公表により成績評価の結果が学生に開示されるとともに教員間でも共有されている点は、厳正な成績評価を確保する上で重要であるし、成績確認制度も実際に利用されており、有効に機能しているといえる。

GPA を唯一の進級判定基準とする方法により生じた問題にも適切に対応がなされている点も優れている。

## 第4章 教育改善

### 1. 改善に係る施策

本法科大学院では、教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図っていくために、自己評価を行うこととし、自己評価委員会を設置しているが、同委員会は法科大学院全体の自己点検・評価を統括するものと位置づけられている。そして、本法科大学院では、「教育の内容・方法の改善・充実計画」を策定しており、これに基づいて教育の内容・方法の改善・充実を図っている。教育改善委員会は、自己評価委員会の統括の下で、学務委員会と連携しつつ、独立した委員会として活動している。また、後述の「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」は、専門職大学院等教育推進プログラムの採択を受けて、現在も継続中であり、継続して実務技能教育教材の開発・提供を行っている（なお、法科大学院形成支援プロジェクトの採択を受けて2006年度までに開発された、学生が学修活動を効果的に行うための新しい教育方法は、現在でも学生に提供されている）。

このように、本法科大学院では、教育内容・教育方法の改善を組織的に行っており、具体的な活動は以下のようなものである。

#### (1) 「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」による実務技能教育教材の開発・提供および法科大学院形成支援プロジェクトにより開発された教育システムの提供

「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」においては、実務技能教育教材（模擬裁判、ロイヤリング等の科目に用いる紙媒体・文書データとしての教材や、映像教材）の開発・提供を現在でも継続して行っている。

また、本法科大学院では、2006年度までに、共同プロジェクトにより、STICSの開発をし、単独プロジェクトとして、学務委員会、教育方法改善委員会等と連携を図りながら、新しい教育方法に関するシステム構築を行った。そして、その成果としての「お助け君ノートシステム」（授業の画像収録による復習支援システム）、「学ぶ君システム」（択一問題システム）等は、継続して学生に提供してきた。

#### 資料1 各プロジェクトの目的・概要

##### 1. 共同プロジェクト（「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」）

法科大学院では、実務法曹養成を目的とすることから、従来の法学教育にはなかった面接、尋問、交渉等の専門技能に関する新たな教育科目が登場した。そのため、各法科大学院のカリキュラム中には、法実務場面を想定したシミュレーションやロールプレイといった新たな教育手法が導入されている。しかし、こういった教育は従来の法学部における教育ではほとんど行われてこなかった領域であるために、教育方法論、教材、人的リソースの全ての面において蓄積がない。そこで本プロジェクトは、名古屋大学を中心に、既に開発済みのITを活用した法的専門技能トレーニング環境をもとに、プロジェクト参加校との間で模擬裁判、ロイヤリング等の科目に用いる映像教材共有化を試みる。そのような教材共有化の試みを通じ、本プロジェクトにおいては、新しい専門教育理論の開発、専門技能を教育できる人材の育成、映像教材の開発・蓄積などを行い、その成果を多様な形態（映像、音声、スライド、テキスト等）の教材としてまとめ、プロジェクト参加校間で共有するデータベースを構築する。（平成18年度交付申請書から抜粋）

##### 2. 単独プロジェクト（「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築」）

本事業は、学生自身がどこまで専門知識や専門技能を修得したのかを随時自覚できる多様な環境を構築し、学生が構想力や協同性などを含む能力開発をしながら法曹になる努力を続けることのできる機会を提供することを目的とする。

このような目的を実現するために、大学内外の法律家や専門家を動員してITを活用した以下の5つの要素プロジェクトを展開することによって、到達レベルを測るための多様なデータを提供して、学生には自己研鑽の環境を創造し、教員には付随的に教育方法改善の手がかりを与え、プロセスで教育効果を評価するという法科大学院の教育理念を具体化する。

5つの要素プロジェクトは、(1)「お助け君ノート」（講義やゼミの議論のポイントであると学生が判断して、パソコンのキーを押すと、同時デジタル収録中のビデオに検索情報が記録されるシステム）、(2)「法的知識理解度確認システム」（Web上の択一問題システムを改良し、理解度データを提供するシステム）、(3)「文書作成技能確認システム」（文書作成、口頭発表能力の習熟度情報を提供するシステム）、(4)「Study Group支援システム」（Web上にクラスや学年を超えて「協同して学ぶ」環境を提供するシステム）、(5)「学生用e-portfolio」（学生が自分の多様な学習内容を記録し、自己研鑽に生かすシステム）から構成される（平成16年度交付申請書から抜粋）。

#### （2）システム開発の成果の利用

名古屋大学大学院法学研究科では法科大学院を設置した2004年4月より、NLSシラバスシステムを利用し、シラバス情報をインターネット上に公開してきた。第2章8節で述べたように、導入から12年経ち、時間の経過と共に変化してきた教育ニーズへの対応と、セキュリティ対応の観点から、2016年4月よりCanvasというLMSに切りえた。教員は、旧システムで構築した授業の運用を引継ぎ、Canvas上で授業計画を分かりやすく比較しやすい形式で立案している。

「法的知識理解度確認システム」（通称：学ぶ君）は諸事情により平成27年度をもって本システムのサービスを終了することになった。<sup>1</sup> 「学ぶ君」の後継として、TKC社が提供する以下の教材ライブラリーを学生に利用させている。

①基礎力確認テスト—TKC全国実力確認テスト（短答式）の過去問題から正誤問題の形式に編集し、コア・カリキュラム体系別に収録

②短答式過去問題演習トレーニング—司法試験の短答式過去問題を収録

③論文演習セミナー—オリジナル論文問題及び司法試験論文式過去問題を収録

④判例学習ドリル—判例百選・重要判例解説に掲載された判例を一覧化した学習ツール  
また、独自に開発した「お助け君ノート」は、復習のためのツールとして提供している。

このようなITを利用した双方向的・多方向的な授業を展開するための新しい教育ソフト・ツール群を積極的に利用するよう努めている。また、後述のFD活動を通じて、これらのツールの新しい機能とその導入方法を共有し、それを各授業の運営に直ちに反映できるようにしている。このように、本法科大学院では、教育内容・教育方法の改善に関する組織的取り組みの成果を実際の授業に直ちに反映できるような取り組みを行っている。

### （3）授業評価アンケートの実施

前述の「教育の内容・方法改善計画」に従い、教育改善委員会が、学期毎に授業終了に先立ち、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果をとりまとめている。アンケートでは、各科目における教育内容と方法を中心とした質問項目を設定している。また、このアンケート結果を教員にフィードバックすることを確保するため、授業を実施した教員は全員、アンケートの結果データをふまえて、授業方法についての評価と今後改善すべき点などを記載した「学生へのメッセージ」を作成し、教育改善委員会に提出しなければならないものとしており、同「メッセージ」は全教員に配布しているほか、法科大学院のウェブサイト（授業関係「教務からのお知らせ」）で学生に公開している。

### （4）教育の現況・改善報告書の作成・教育改善研究集会の開催

教育改善委員会は、授業評価アンケート結果、学生へのメッセージ、各担当教員による成績評価の分布（成績の割合）を調査・分析して、専攻会議で報告するとともに、毎年度「教育の現況・改善報告書」を取りまとめ（同報告書は、本研究科に所属する全教員に配付され、学生も閲覧することができる）、これを踏まえて年1回、本法科大学院に所属する全教員および全学生の参加を義務づけた教育改善研究集会を開催している。同研究集会では、アンケート結果を取りまとめた資料を提示したうえでの報告・質疑および、学生と

---

<sup>1</sup> 問題データベースの管理と運用組織の構築—法的知識理解度確認システムを例として  
名古屋大学法政論集，270巻（頁：405-412），2017年



の懇談会をふまえた当面の課題に関する報告・質疑を行うとともに、以下のように、教育方法の改善に関して本法科大学院が直面する重要テーマを取り上げて、教員・学生による報告・質疑を行っており、教育内容・教育方法の改善に関する研究を組織的・継続的に行っている（2012年度～2016年度における教育改善研究集会の取扱いテーマについては、下記資料2参照）。

資料2 教育改善研究集会取扱いテーマ一覧

| 実施年度 | テーマ                                     |                      |                               |
|------|---|----------------------|-------------------------------|
|      | 第Ⅰ部                                     | 第Ⅱ部                  | 第Ⅲ部                           |
| 2012 | クラス懇談会から見る法科大学院教育の課題                    | 学修の到達目標              | 修了生はかく語りき                     |
| 2013 | クラス懇談会報告                                | 実務家教員からの受講方法についての要望等 | 法科大学院生・教員からの講義方法・受講方法についての要望等 |
| 2014 | 昨年度のクラス懇談会による主な意見の紹介とそれに対する法科大学院の対応について | 司法試験合格者の合格体験記        | 弁護士チューターから見た学習の仕方のアドバイス       |
| 2015 | 昨年度のクラス懇談会による主な意見の紹介とそれに対する法科大学院の対応について | 司法試験合格者の合格体験記        | 弁護士チューターから見た学習の仕方のアドバイス       |
| 2016 | 昨年度のクラス懇談会による主な意見の紹介とそれに対する法科大学院の対応について | 司法試験合格者の合格体験記        | 早期合格者の学習方法についての紹介             |

### （5）教員研修

学務委員会は、教育内容および方法の改善に資するため、毎回ほぼ全教員の参加によるFD集会を開催して各教員の工夫や最新の情報を共有するように努めるとともに、司法研修所等の学外の機関が行う研修会等に教員を派遣してその報告書を徴している。また、Canvasを利用した教育方法についてのFDを開催し、ITを利用した教育方法に関するノウハウの普及にも努めている。さらに、上述のPSIMとの関連で海外のロースクール教員等と共同して、教育方法の改善に関する講演会やシンポジウムを開催し、新しい教育方法の導入の試みにも努めている他、他機関開催のシンポジウム等にも積極的に参加し、得られた情報を教員間で共有するため、参加者に「FD研修参加報告書」を提出するよう要請している（下記資料3参照）。

資料3 FD研修の開催・参加状況一覧

●学内研修（本研究科にて開催）

|                               |                        |               |   |
|-------------------------------|------------------------|---------------|---|
| 外国人留学生に対する研究指導について            | 2012年<br>5月16日<br>(水)  | 法学部棟<br>第1会議室 | 外国人留学生に対する研究指導について  |
| 法科大学院の第3期自己点検・評価報告書及び認証評価について | 2012年<br>7月11日<br>(水)  | 法学部棟<br>第1会議室 | 法科大学院の認証評価について  |
| 法科大学院科目の成績評価について              | 2012年<br>7月11日<br>(水)  | 法学部棟<br>第1会議室 | 成績評価の取扱いと公表、成績確認制度、定期試験などの講評について                            |
| プロジェクト関係                      | 2012年<br>7月11日<br>(水)  | 法学部棟<br>第1会議室 | 国際関係プロジェクトの広報・情報共有体制について                                    |
| 留学生センターFD                     | 2012年<br>9月12日<br>(水)  | 法学部棟<br>第1会議室 | 変化を見逃さない学生対応とサポートのあり方                                       |
| 法科大学院 FD                      | 2012年<br>10月10日<br>(水) | 法学部棟<br>第1会議室 | 2011年司法試験結果の分析を行かす」及び「法科大学院教育等について                          |
| 名古屋大学法科大学院<br>教育改善研究集会        | 2012年<br>10月24日<br>(水) | 法学部棟<br>第3講義室 | 第I部 クラス懇談会から見る法科大学院教育の課題<br>第II部 学修の到達目標<br>第III部 修了生はかく語りき |
| Academic Writing について         | 2012年<br>11月14日<br>(水) | 法学部棟<br>第1会議室 | 英語プログラムにおけるアカデミック・ライティングの新しい指導環境                            |
| 広報体制について                      | 2012年<br>11月14日<br>(水) | 法学部棟<br>第1会議室 | 広報体制について  |
| 法科大学院生のメンタルヘルスについて            | 2012年<br>12月12日<br>(水) | 法学部棟<br>第1会議室 | 名古屋大学学生相談総合センターだより  |

|  |                        |               |  |
|--|------------------------|---------------|--|
| シラバスの入力について                            | 2013年<br>1月16日<br>(水)  | 法学部棟<br>第1会議室 | 実務法曹養成専攻シラバスシステム入力<br>FD   |
| 学部教育改善・大学院改革 FD                        | 2013年<br>3月6日(水)       | 法学部棟<br>第1会議室 | 2010年度の拡大学務WG報告書の継承、学部教育改善のための議論のきっかけ  |
| 実務家教員の教育実践報告                           | 2013年<br>3月13日<br>(水)  | 法学部棟<br>第1会議室 | 実務家教員の教育実践報告   |
| (リーディング大学院)アカデミック・ライティングの新しいサービス体制について | 2013年<br>6月19日<br>(水)  | 法学部棟<br>第1会議室 | チーム教育アプローチによるアカデミック・ライティング   |
| 受入学生の教育について                            | 2013年<br>7月10日<br>(水)  | 法学部棟<br>第1会議室 | 平成23年度 大学の世界展開力強化事業<br>「東アジア「ユス・コムーネ」(共通型)<br>形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成」            |
| アカデミック・ライティング                          | 2013年<br>11月13日<br>(水) | 法学部棟<br>第1会議室 | アカデミック・ライティング  |
| 名古屋大学法科大学院<br>教育改善研究集会                 | 2013年<br>11月27日<br>(水) | 法学部棟<br>第3講義室 | 第I部 クラス懇談会報告<br>第II部 実務家教員からの受講方法についての要望等<br>第III部 法科大学院生・教員からの講義方法・受講方法についての要望等 |
| シラバスの入力について                            | 2014年<br>1月15日(水)      | 法学部棟<br>第1会議室 | 法学部・法学研究科シラバスシステム入力<br>FD  |
| 成績不振学生への対応について                         | 2014年<br>2月12日(水)      | 法学部棟<br>第1会議室 | 単位取得が極端に少ない学生の実態と対応について  |
| 海外拠点の活動状況について                          | 2014年<br>5月14日(水)      | 法学部棟<br>第1会議室 | 「新日本法教育研究センター」-教育を中心としたセンターから、教育と研究を相互に行なうセンターへ-                                 |

|                             |                        |               |  |
|-----------------------------|------------------------|---------------|--|
| 名古屋大学法科大学院<br>教育改善研究集会      | 2014年<br>11月12日<br>(水) | 法学部棟<br>第3講義室 | 第I部 昨年度のクラス懇談会による主な<br>意見の紹介とそれに対する法科大学院の対<br>応について<br>第II部 司法試験合格者の合格体験記<br>第III部 弁護士チューターから見た学習の<br>仕方のアドバイス |
| 論文剽窃チェックツールの使い方             | 2014年<br>11月19日<br>(水) | 法学部棟<br>第1会議室 | 論文剽窃チェックツールの使い方  |
| リーディング大学院について               | 2014年<br>11月19日<br>(水) | 法学部棟<br>第1会議室 | プログラム進捗状況、法制度設計・国際的<br>制度移植専門家の養成プログラム   |
| シラバスの入力について                 | 2015年<br>1月14日<br>(水)  | 法学部棟<br>第1会議室 | 法学部・法学研究科シラバスシステム入力<br>FD  |
| 学部ゼミについて                    | 2015年<br>3月11日(水)      | 法学部棟<br>第1会議室 | ゼミについて   |
| 司法試験結果と法科大学院での成<br>績の関係について | 2015年<br>3月11日(水)      | 法学部棟<br>第1会議室 | 司法試験結果と法科大学院での成績の関係<br>について  |
| 実務家教員の教育実践報告                | 2015年<br>3月11日(水)      | 法学部棟<br>第1会議室 | 実務家教員の教育実践報告   |
| シラバスシステムの移行について             | 2015年<br>6月17日<br>(水)  | 法学部棟<br>第1会議室 | CANVAS の利用方法 (教員編)   |
| 日本法教育研究センターにおける<br>教育活動     | 2015年<br>6月17日<br>(水)  | 法学部棟<br>第1会議室 | 2015年度日本法教育協力研究センターにお<br>けるスクーリングについて  |
| 科学研究費補助金に関する FD             | 2015年<br>7月29日(水)      | 法学部棟<br>第1会議室 | 大学改革の中での科研費獲得の意義   |

|                                |                        |                               |  |
|--------------------------------|------------------------|-------------------------------|--|
| 名古屋大学法科大学院<br>教育改善研究集会         | 2015年<br>11月11日<br>(水) | 法学部棟<br>第3講義室                 | 第I部 昨年度のクラス懇談会による主な<br>意見の紹介とそれに対する法科大学院の対<br>応について<br>第II部 司法試験合格者の合格体験記<br>第III部 弁護士チューターから見た学習の<br>仕方のアドバイス |
| 障害者差別解消法について                   | 2015年<br>12月9日(水)      | 法学部棟<br>第1会議室                 | 「障害者差別解消法」について-合理的配慮<br>とはなにか-   |
| シラバスシステムの改定について                | 2015年<br>12月9日(水)      | 法学部棟<br>第1会議室                 | 次年度シラバス作成手順、CANVASの利用<br>方法(教員編)   |
| 障害者支援FD                        | 2016年<br>6月15日(水)      | アジア法<br>交流館<br>カンファレ<br>ンスルーム | 本学の障害者支援体制   |
| 科学研究費補助金について                   | 2016年<br>7月27日(水)      | アジア法<br>交流館<br>カンファレ<br>ンスルーム | 科研費事前アドバイス、大型申請の調書作<br>成支援について   |
| 法学研究科における日本法センタ<br>ーの位置づけについて  | 2016年<br>7月27日(水)      | アジア法<br>交流館<br>カンファレ<br>ンスルーム | 法学研究科における日本法教育研究センタ<br>ーの位置づけ<br>-日本法教育研究センターのミッションとは<br>何か-   |
| 大学におけるハラスメント～その<br>概要と対応策～について | 2016年<br>10月12日<br>(水) | アジア法<br>交流館<br>カンファレ<br>ンスルーム | 大学におけるハラスメント～その概要と対<br>応策～   |
| 名古屋大学法科大学院<br>教育改善研究集会         | 2016年<br>11月9日<br>(水)  | 法学部棟<br>第3講義室                 | 第I部 昨年度のクラス懇談会による主な<br>意見の紹介とそれに対する法科大学院の対<br>応について<br>第II部 司法試験合格者の合格体験記<br>第III部 早期合格者の学習方法についての<br>紹介       |

|              |                   |                               |                     |
|--------------|-------------------|-------------------------------|---------------------|
| 情報セキュリティについて | 2016年<br>12月7日(水) | アジア法<br>交流館<br>カンファレ<br>ンスルーム | 情報セキュリティ組織連絡協議会・45回 |
| シラバスの入力について  | 2017年<br>2月15日(水) | アジア法<br>交流館<br>カンファレ<br>ンスルーム | 次年度シラバス作成 FD        |

●学外研修（法科大学院関係教員参加。海外研修を含む）

|  |                   |                             |   |                      |
|--|-------------------|-----------------------------|---|----------------------|
| 法科大学院協会総会  | 2012年<br>5月12日(土) | 早稲田大学<br>21号館大隈記念<br>講堂内小講堂 | 1. 平成23年度決算の件<br>2. 平成24年度予算の件<br>3. 役員等（理事・監事・主任・委員）交代の件<br>4. 修了生職域問題の件（修了生就職動向調査を中心に）<br>5. 修了生の活躍情報の発信について<br>6. 外国人留学生の在留期間の延長について | 小島 淳                 |
| 日本法科大学院協会・韓国法学専門大学院協議会第1回交流プログラム<br>共同シンポジウム「ロースクールの成長と課題」 | 2012年<br>5月12日(土) | 早稲田大学<br>21号館大隈記念<br>講堂内小講堂 | 第1部 基調報告<br>「日本における法科大学院の現状と課題」<br>「韓国における法学専門大学院の現状と課題」<br>第2部 パネル・ディスカッション  | 姜 東局                 |
| 法科大学院協会職域委員会   | 2012年<br>5月12日(土) | 早稲田大学                       | 実施が決定している「就職動向調査」に関する最終意見交換を行った。  | 中野富夫                 |
| 愛知県下法科大学院卒業65期司法修習生の就職に関する懇談会                              | 2012年<br>5月15日(火) | 愛知県弁護士会館 5階ホール              | 各大学からの所信表明、就職体験報告、修習生との懇談   | 成瀬伸子<br>中東正文<br>中野富夫 |

|                            |                    |                             |   |              |
|----------------------------|--------------------|-----------------------------|---|--------------|
| 国立9大学法科大学院<br>長会議          | 2012年<br>6月8日(金)   | ホテルメトロ<br>ポリタン仙台            | ・CAP制度の運用と課題について<br>・法科大学院修了生の進路について  | 鈴木将文         |
| 法曹養成(特に法科大学院と法曹人口)についての研究会 | 2012年<br>7月21日(土)  | 愛知県弁護士会館 4階会議室              |   | 森際康友<br>愛敬浩二 |
| 医療・介護・福祉・社会保障フォーラム in 花巻   | 2012年<br>7月29日(日)  | ホテルグランシェール花巻                | 東日本大震災後の地域医療の復権を考える。  | 和田 肇         |
| 司法研修所 教員研修(民事系)            | 2012年<br>8月23日(木)  | 司法研修所                       | 司法修習での民事法演習の見学、および、司法研修所教官と本研修参加者との意見交換   | 岡本裕樹         |
| 司法研修所 教員研修(刑事系)            | 2012年<br>9月11日(火)  | 司法研修所                       | ①「刑事共通演習1」(修習生による公判前整理手続の実演及び教官による講評)の見学<br>②司法研修所教官と法科大学院教員との間での意見交換(法科大学院及び司法研修所における「公判前整理手続」の教育方法について)   | 小島 淳         |
| 企業内弁護士の魅力と必要とされる人材         | 2012年<br>10月26日(金) | 弁護士会館<br>17階1701会議室<br>(東京) | 企業内弁護士による業務実態報告   | 森際康友         |
| 司法研修所と法科大学院協会との意見交換会       | 2012年<br>10月31日(水) | 明治大学                        | 司法研修所(所長、事務局長、教官等)と法科大学院協会(理事会メンバー)の間で、年に数回意見交換会が開かれている。<br>今回は、研修所から、民事裁判の修習について、実際の講義を録画したDVDを用いた説明があった。<br>当該講義は、情報提供義務を巡る民事紛争の事案について、修習生に即日起案をさせた後の講評を内容とするもの。研修所側の説明では、最近の民裁修習では、本件の | 鈴木将文         |

|                                   |                            |             |   |                      |
|-----------------------------------|----------------------------|-------------|---|----------------------|
|                                   |                            |             | <p>ように難度の高い事実認定の問題の比重を高めているとのこと。また、かつては、民事裁判と民事弁護（刑事では、刑事裁判、刑事弁護、検察）がそれぞれ独立して教育をしていたが、近年は相互に連携して教育することを心掛けているとの説明もあった。</p>  |                      |
| <p>法実務技能教育支援<br/>セミナー(PSIM関連)</p> | <p>2012年<br/>11月15日(土)</p> | <p>中京大学</p> | <p>弁護士研修と法科大学院の実務技能教育<br/>刑事弁護研修における教材の重要性と課題<br/>～裁判員裁判弁護技術研究室での取り組み<br/>講師：神山 啓史（日本司法支援センター本部裁判員裁判弁護技術研究室室長・弁護士）<br/>法テラス本部における新人弁護士養成の現状と課題<br/>講師：田岡 直博（日本司法支援センター本部業務支援室副室長・弁護士）<br/>新実技記録システムPSCの利用の仕方<br/>講師：法実務技能教育教材研究開発（PSIM）コンソーシアム事務局<br/>NITAの批評方法論<br/>講師：Michael Ginsberg（NITA副理事長・Jones Day・弁護士）<br/>NITA オンラインプログラムと電子機器プログラムについて<br/>講師：John Baker（NITA 所長・弁護士）</p> | <p>成瀬伸子<br/>吉政知広</p> |



|                                   |                               |                        |   |      |
|-----------------------------------|-------------------------------|------------------------|---|------|
| 法科大学院協会<br>総会・理事会                 | 2012年<br>12月15日(土)            | 大阪大学<br>豊中キャンパス        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度適性試験の実施について</li> <li>・司法試験アンケートの集計と分析結果について</li> <li>・修了生の職域問題について</li> <li>・修了生の活躍情報発信と広域委員会の設置について</li> <li>・法科大学院をめぐる最近の状況について</li> </ul> | 鈴木将文 |
| 法曹倫理国際シンポジウム 2013<br>「法曹の使命と職業倫理」 | 2013年<br>2月23日(土)<br>2月24日(日) | 東京大学<br>山上会館<br>大会議室ほか | <p>第1部「法曹養成制度と法曹倫理教育」</p> <p>第2部「企業不祥事における第三者委員会と弁護士倫理」第3部「検察官の使命と職業倫理」</p> <p>※2月23日(土) 9:40-基調講演 「職域拡大時代における法曹倫理の新展開」</p> <p>森際康友(名古屋大学法科大学院教授、国際法曹倫理学会理事)</p>                        | 森際康友 |
| 法科大学院協会<br>総会                     | 2013年<br>5月11日(土)             | 東京大学                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適性試験の実施に関する件</li> <li>・修了生就職動向調査に関する件</li> <li>・修了生の活躍情報の発信について</li> <li>・法曹養成検討会議「中間的取りまとめ」について</li> </ul>                                     | 鈴木将文 |
| 法科大学院協会職域<br>委員会、シンポジウム           | 2013年<br>5月11日(土)             | 東京大学                   | 法科大学院協会シンポジウムに出席  | 中野富夫 |
| 国立9大学<br>法科大学院長会議                 | 2013年<br>6月7日(金)              | 京王プラザホテル札幌             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律実務基礎科目の科目設定及び展開状況について</li> <li>・いわゆる「兼専」の廃止に対する対応について</li> </ul>  | 鈴木将文 |

|   |                               |   |   |              |
|---|-------------------------------|---|---|--------------|
| 法科大学院協会<br>総会・理事会                             | 2013年<br>11月2日(土)             | 慶應義塾大学<br>三田キャンパス   | ・司法試験アンケートの結果報告<br>・修了生職域委員会からの活動報告<br>・来年度の適性試験の実施について   | 鈴木将文         |
| 法科大学院協会職域<br>委員会                              | 2013年<br>11月2日(土)             | 慶應義塾大学  | エクスターンシップの活性化、中央省庁の合同説明会、企業向け職域拡大のパンレットの作成について  | 中野富夫         |
| 国際シンポジウム「弁護士の独立性と弁護士会の指導監督－弁護士非行に対する弁護士会の責務－」 | 2014年<br>3月21日(金)<br>3月22日(土) | 東京大学<br>山上会館<br>大会議室  | 第Ⅰ部 「弁護士の独立性と弁護士会の指導監督」の理論<br>第Ⅱ部 指導監督の比較法的研究<br>第Ⅲ部 依頼者保護という課題<br>※森際康友教授：趣旨説明、第Ⅱ部司会、第Ⅲ部提題「依頼者保護基金という方法」を担当  | 森際康友         |
| 海外研修<br>(PSIM 関連)                             | 2014年<br>3月17日(月)<br>～24日(月)  | アメリカ<br>(ボールダー・バークレー・サンフランシスコ)<br>① National Institute for Trial Advocacy<br>② University of California, Berkeley<br>③ University of California, Hastings | ④ National Institute for Trial Advocacy 視察および担当者との今後の事業計画の打ち合わせ<br>⑤ University of California, Berkeley ロースクール視察および授業担当者との研究打ち合わせ<br>⑥ University of California, Hastings ロースクール視察および授業担当者との研究打ち合わせ | 成瀬伸子<br>川合伸子 |

|   |                   |                                      |   |               |
|---|-------------------|--------------------------------------|---|---------------|
| 法科大学院協会<br>総会                                       | 2014年<br>5月31日(土) | 京都大学<br>吉田キャンパス                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法科大学院の成果と広報について</li> <li>・法科大学院入学者適性試験実施に関する件</li> <li>・修了生の就職動向と職域拡大に関する件</li> <li>・継続教育に関する件</li> </ul>   | 橋田 久<br>伊藤真由美 |
| 法哲学会 第11回神戸記念レクチャー<br>「法と社会の発展理論を求めて 法哲学・法社会学・開発法学」 | 2014年<br>5月31日(土) | 法政大学<br>ボアソナー<br>ド・タワー<br>スカイホール     | 講演： ブライアン・タマナハ「法の歴史からみた法の本性についての洞察」<br>コメント： 嶋津格(元千葉大学)、中山竜一(大阪大学)、長谷川貴陽史(首都大学東京)   | 森際康友          |
| 法科大学院協会職域委員会  | 2014年<br>5月31日(土) | 京都大学                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①職域動向調査の状況と今後について</li> <li>②企業法務への職域拡大に関して</li> <li>③「法科大学院の企業向けパンフレット」について</li> <li>④行政法務への職域拡大</li> </ul>  | 中野富夫          |
| 法哲学会 東京セミナー<br>「法曹養成と法理論：日米の法科大学院の諸問題と法理論の規範性」      | 2014年<br>6月3日(火)  | 青山学院大学<br>青山キャンパス<br>17号館9階<br>905教室 | 招待講演者： ブライアン・Z・タマナハ(ワシントン大学)<br>報告・討論： 後藤昭(青山学院大学)、宮川成雄(早稲田大学)<br>対談： 森際康友(名古屋大学)   | 森際康友          |
| 国立9大学<br>法科大学院長会議                                   | 2014年<br>6月6日(金)  | ANAクラウン<br>プラザホテル神戸                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」への対応について</li> <li>・法学未修者コースにおける入学者選抜ならびに学生カウンセリングのあり方について</li> </ul> | 小林 量          |

|   |                                |                         |   |                      |
|---|--------------------------------|-------------------------|---|----------------------|
| <p>法実務技能教育支援<br/>セミナー<br/>(PSIM 関連)</p> | <p>2014 年<br/>6 月 14 日 (土)</p> | <p>愛媛大学</p>             | <p>「経験的」に教える経験を積む～<br/>いかにして教員はロースクールを<br/>法実務につなぐのか<br/>“Gaining Experience in<br/>Teaching "Experientially":<br/>How Can Professors Connect<br/>Law School to Legal Practice?<br/>講師: Karen Lockwood (NITA 所<br/>長・弁護士)</p> | <p>松浦好治<br/>藤本 亮</p> |
| <p>法科大学院協会<br/>総会・理事会</p>               | <p>2014 年<br/>11 月 1 日 (土)</p> | <p>中央大学・<br/>駿河台記念館</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法試験アンケートの実施</li> <li>・キャラバン企画の実施・準備状<br/>況</li> <li>・来年度適性試験について</li> </ul>  | <p>小林 量<br/>中野富夫</p> |
| <p>法科大学院協会職域<br/>委員会</p>                | <p>2014 年<br/>11 月 1 日 (土)</p> | <p>中央大学</p>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>①職域動向調査の状況と今後につ<br/>いて</li> <li>②企業法務への職域拡大に関して</li> <li>③「法科大学院の行政法務向けパ<br/>ンフレット」について</li> <li>④エクスターンシップ支援・促進<br/>について</li> </ul>   | <p>中野富夫</p>          |

|  |                            |                                  |   |             |
|--|----------------------------|----------------------------------|---|-------------|
| <p>一橋大学法学研究科<br/>専門職倫理教育に関する国際シンポジウム<br/>「効果的な倫理教育の方法とは何か」</p> | <p>2014年<br/>12月13日(土)</p> | <p>如水会館<br/>富士の間</p>             | <p>第1部 総括報告「多様な教員によるチームティーチングと学生間討議を導入した多方向型授業」<br/>研究報告「倫理教育のあるべき姿と手法の新展開～経営倫理と法曹倫理の接点と教育手法」<br/>研究報告「米国における法曹倫理教育～日本は何を学べるか～」<br/>第2部 講演「米国における職業倫理教育の手法とは Approaches to Teaching Professional Ethics: a U.S. Perspective」<br/>第3部 全体討議</p> | <p>森際康友</p> |
| <p>一橋大学法学研究科<br/>国際シンポジウム<br/>「裁判官と検察官の倫理教育をどう行うか」</p>         | <p>2014年<br/>12月14日(日)</p> | <p>一橋大学<br/>一橋講堂<br/>中会議場3・4</p> | <p>第1部<br/>講演「裁判官倫理規則の必要性」<br/>講演「アメリカにおける裁判官倫理委員会の実務」<br/>第2部<br/>研究報告「教育ツールとしての倫理コード」<br/>研究報告「当事者主義の構造～日米の比較」</p>  | <p>森際康友</p> |
| <p>法科大学院協会<br/>総会・理事会</p>                                      | <p>2015年<br/>5月30日(土)</p>  | <p>中央大学<br/>駿河台記念館</p>           | <p>・キャラバン企画の実施（平成26年度、27年度）について<br/>・共通到達度確認試験の実施体制について</p>   | <p>小林 量</p> |
| <p>法科大学院協会職域委員会</p>  | <p>2015年<br/>5月30日(土)</p>  | <p>中央大学</p>                      | <p>①職域動向調査の状況と今後について<br/>②企業法務への職域拡大に関して<br/>③「法科大学院の行政法務向けパンフレット」について<br/>④経営法友会とのエクスターンシッププログラム等</p>  | <p>中野富夫</p> |

|                   |   |  |  |      |
|-------------------|---|--|--|------|
| 国立9大学<br>法科大学院長会議 | 2015年<br>6月5日(金)  | 学士会館   | ・国内外の他大学等との連携・単<br>位互換のあり方について   | 小林 量 |
| 法科大学院協会<br>総会・理事会 | 2015年<br>12月12日(土)  | 同志社大学<br>今出川キャンパ<br>ス  | ・司法試験アンケートの件<br>・エクスターンシップ支援・促進<br>プログラムの件<br>・キャラバン報告及び平成28年度<br>の取組みの件 | 小林 量 |
| 海外研修<br>(PSIM 関連) | 2016年<br>3月13日(日)<br>～19日(土)  | アメリカ<br>(ボールダー)<br>National<br>Institute for<br>Trial Advocacy | National Institute for Trial<br>Advocacy 視察および担当者との<br>今後の事業計画の打ち合わせ     | 藤本 亮 |
| 愛知法曹倫理研究会         | 2016年<br>4月25日(月)<br>5月23日(月)<br>6月20日(月)<br>7月4日(月)<br>9月26日(月)<br>10月24日(月)<br>11月21日(月)<br>12月5日(月)<br>2017年<br>1月30日(月) | 愛知学院大学<br>栄サテライト<br>センター                                       | 法科大学院科目「法曹倫理」に<br>関する研究者・実務家との共同研<br>究会                                  | 松尾 陽 |
| 法科大学院協会<br>総会・理事会 | 2016年<br>5月14日(土)   | 中央大学<br>駿河台記念館   | ・キャラバン企画の実施(平成27<br>年度、28年度)について<br>・司法試験問題漏洩及び今後の問<br>題作成体制について         | 尾島茂樹 |
| 国立9大学<br>法科大学院長会議 | 2016年<br>6月3日(金)  | 京都ブライトン<br>ホテル   | ・法科大学院入学志願者の減少を<br>もたらしめている原因の分析とその<br>改善のための具他の方策の検討                    | 尾島茂樹 |

|                           |                            |  |  |             |
|---------------------------|----------------------------|--|--|-------------|
| <p>司法研修所における<br/>教員研修</p> | <p>2016年<br/>9月2日(金)</p>   | <p>司法研修所</p>   | <p>(1) 「刑事共通演習(尋問)」<br/>(司法修習生による実演・教官による講評)の<br/>見学<br/>(2) 研究者教員・司法研修所教官間での意見交換(テーマ:「法科大学院における教育の到達点と司法修習との連携のあり方」)</p>  | <p>小島淳</p>  |
| <p>法科大学院協会<br/>総会・理事会</p> | <p>2016年<br/>12月10日(土)</p> | <p>名古屋大学<br/>法学研究科<br/>第一会議室<br/>・経済学研究科<br/>第一講義室</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 準会員校退会の件</li> <li>2 今年度のキャラバン企画実施報告について</li> <li>3 教員研修等検討委員会「司法研修所における教員研修について」</li> <li>4 司法試験等検討委員会「司法試験アンケートの実施について」</li> <li>5 入学者選抜・適性試験等検討委員会「法科大学院全国統一適性試験の実施報告と2017年以降の実施について」</li> <li>6 修了生職域委員会「第4回就職動向調査の進捗等について」</li> <li>7 臨床系教育等検討委員会「主任・委員の交代について」</li> <li>8 来年度のキャラバン企画の実施について</li> <li>9 理事選考委員会の設置について(規約13条)</li> <li>10 司法試験問題漏洩に関する協会の対応等について</li> <li>11 前回総会以降の状況に関する報告と意見交換</li> <li>12 その他</li> </ol> | <p>尾島茂樹</p> |

|                   |                              |   |  |      |
|-------------------|------------------------------|---|--|------|
| 海外研修<br>(PSIM 関連) | 2017年<br>1月3日(火)<br>～9日(月)   | アメリカ<br>(サンフランシ<br>スコ)  | アメリカロースクール協会総会参<br>加   | 藤本 亮 |
| 海外研修<br>(PSIM 関連) | 2017年<br>3月16日(水)<br>～23日(水) | アメリカ<br>(ボルダー)<br>National<br>Institute for<br>Trial Advocacy | National Institute for Trial<br>Advocacy 視察および担当者との<br>今後の事業計画の打ち合わせ | 藤本 亮 |

※海外研修における年月日は渡航期間を指す。

●学外から実務家・研究者を招聘して実施した研修等 (PSIM 関連)

|                   |                   |       |  |
|-------------------|-------------------|-------|--|
| 法実務技能<br>教育支援セミナー | 2013年<br>11月2日(土) | 名古屋大学 | 法実務技能教育支援セミナー<br>「韓国のロースクールにおける法実務教育の現状と<br>課題」<br>講師：金 祥洙(韓国西江大学校法学専門大学院 教<br>授)<br>「法曹養成過程における司法研修所と法科大学院の<br>役割分担」<br>講師：谷 真人(東京パブリック法律事務所所長・<br>弁護士)   |
| 法実務技能<br>教育支援セミナー | 2016年<br>11月5日(土) | 名古屋大学 | 法実務技能教育支援セミナー<br>学習理論の展開と高等教育<br>「法科大学院教育と学習理論」<br>講師：藤本 亮(名古屋大学大学院法学研究科 教<br>授)<br>「PBL (Problem Based Learning) 教育の目的と三<br>重大学の実践的事例」<br>講師：鶴岡 信治(三重大学理事・副学長・工学研<br>究科 教授)<br>「法学教育をより効果的・効率的にするために」<br>講師：花本 広志(獨協大学法科大学院 教授) |



|                   |                    |       |  |
|-------------------|--------------------|-------|--|
| 法実務技能<br>教育支援セミナー | 2016年<br>12月10日（土） | 名古屋大学 | 法実務技能教育支援セミナー<br>「パソコンツールを活用したシュミレーション教育<br>の開発」<br>～バーチャル・ロー・ファーム・システムについて～<br>講師：亀井 尚也（関西学院大学法科大学院 教授・<br>弁護士） |
|-------------------|--------------------|-------|--|

#### （a）実務家教員の教育研修

本法科大学院では、実務家教員と研究者教員とが緊密な連携の下でチーム・ティーチングを行えるよう、実務基礎科目担当者会議を組織し、定期的に（8月を除き基本的には毎月）会議を開催して授業の方法等について十分な意見交換を行って授業に臨んでいる。また、研究者教員の授業の見学、学務委員会主催のFD集会への参加、外部における研修への派遣等により、研究者教員の行う授業方法や教育支援ツール等についての最新の知見を深めることができるようにしている。さらに、上述のPSIMとも関連して、前評価期間中の2011年度に海外のロー・スクールでの教育視察のために、実務家教員の派遣を行ったが、本期間中の2014年度にも2名の実務家教員の派遣（派遣先:カリフォルニア大学バークレイ校ロースクール、同ヘイスティング校ロースクール）を行った。このように、本法科大学院では実務家教員の教育研修に取り組んでいる。

#### （b）研究者教員の実務研修

他方、研究者教員が実務上の知見を補完して、実務法曹を養成するための教育に適切に対応できるようにするために、司法研修所をはじめとする外部での研修への研究者教員の派遣等を行っている。また、前述（第2章8. 参照）の「名古屋民事実務研究会」等を通じて、実務家との定期的な意見交換を行っている。さらに、「エクスターンシップ」を担当する研究者教員は期間中に弁護士事務所を訪問しており、また、エクスターンシップ運営委員会の構成員である研究者教員も、同科目の一環として弁護士事務所において実施される「グループ学習」等に参加している。

このように、本法科大学院では、研究者教員の実務研修にも取り組んでいる

#### （6）教員相互間の連携・教員と学生間の協議

複数開講科目で複数の担当者がある科目、実務家教員と研究者教員とのチーム・ティーチング科目など、複数の教員が責任を有する科目では、科目担当者間で教育内容と方法の

改善に関する協議・調整を行うとともに、授業に先立って事前準備の協議を行い、授業を具体的にどのように運営するかについて入念な打ち合わせをしている（一部の科目については毎回の講義に際して詳細な事前打ち合わせが行われている）。

また、科目群毎に科目担当者会議を組織し、科目群に応じた双方向授業の方法のあり方、弁護士チューターの役割、実務家教員と研究者教員の役割分担など、科目群の特性に応じた教育内容・方法について協議を行っている。

さらに、教育内容・方法に関する学生の要望等を聴取し、それらの改善に資するために、毎年度末に、各学年・各クラス別の懇談会を開催し、クラス担任教員の司会により教員と学生との意見交換を行い、その結果を取りまとめて教授会で報告するとともに、関係教員に内容を伝えて、各教員において改善策を検討するようにしている。

本法科大学院では、教育内容・方法の改善のために、以上のように教員相互間の連携・教員と学生間の協議を組織的に行っている。

#### **（7）教育改善委員会と自己評価委員会との連携**

自己点検・評価の際に的確にチェックすることを通じて、以上のような教育改善の措置が適切になされることを担保するべく、教育改善委員会の構成員の一部は自己評価委員会の構成員ともなっている（2012年度～2016年度においても、従前と同様、実務法曹養成専攻長が両委員会の構成員となっている）。

## **2. 優れた点および改善点**

教育改善体制について、具体的目標としての「教育改善・充実計画」を策定し、それに基づいて教育改善がたゆまず組織的に行われる制度が確立されている点で優れている。また、授業評価アンケートについて、単に学生の意見を聴取するだけでなく、教員へのフィードバックを確保するため「学生へのメッセージ」を作成することを義務付け、これを取りまとめたものを教員に配布するとともに、学生向けに法科大学院のウェブサイトにおいて公開し、学生にもフィードバックするようにしている点、さらには、教育改善制度を採用し、每期クラス別懇談会を開催しているなどの点も優れた点といえる。

また、本法科大学院では、ITを多用した教育を行っていることから、教育改善の一環として、ITを利用した教育に関するシステムの開発・運用ならびにそれらから得られる知見の共有に努めている。実務家教員もこれらのシステムの利用を義務づけられることを通じて、研究者教員の有する教育ノウハウを共有できる環境を整え、教育改善を図っている。

## 第5章 入試（入学者選抜の状況を含む）

### 1. アドミッション・ポリシー

本法科大学院の入学者受入れの基本方針は、専攻会議（法科大学院発足以前は法学研究科教授会）において議論され決定されており、その基本方針に基づいて、専任教員数名で構成される法科大学院入試委員会が、専攻長（法科大学院長）の監督の下、入学試験の実施について責任を負う体制がとられている。具体的には、入試委員会は、受験資格審査、書類審査ならびに本試験問題の作成および採点を行っている。第1次選抜（書類審査）の判定および合格判定は、専攻会議が行う。本試験当日の設営・監督業務については、入学試験委員会と共に専攻長が責任を負って行う体制となっている。本法科大学院の教育の理念および目的は、自由な共生社会を支え、広い国際的関心と視野を持ち、中部日本の需要に応える法曹の養成であるが、このような法曹を養成するためには、入学者は、個人が、社会・経済に対する関心を有し、基礎的な論理的思考力および表現力を有すると同時に、集団として切磋琢磨していけるように、多様な背景を有する人々の集まりであることが必要であると考えている。そのような考え方に基づいて、本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、次のように定式化されている。

名古屋大学法科大学院のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーから、入学する学生には、まず大学院で学習するための一般的な資質として、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力（論述力）を有していることが求められます。そして、それを前提に、法曹を目指すのに必要な、正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していなければなりません。これらは、学部段階で学習した専門分野を問わず、すべての学生に共通に求められる能力です。

これに加えて、法学既修者コースで学習するためには、法学の基本的な科目（法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当）について既に十分な知識を有していなければなりません。

法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバックグラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要といえます。多様性を実現するには、法学部卒業生のほかにも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいと考えています。

上記のアドミッション・ポリシーは、入学者の専門分野、バックグラウンドにおける多様性を重視する内容のものであり、それに対応して、入学者に求める資質・能力においても、社会に対する基本的な問題関心と知的専門職に必要とされる一般的な論理的思考力や表現力を重視する内容となっている。本学出身者や法学部卒業生に偏することなく、広く人材を集めることができるよう、開放的で公平な入学者選抜を指向するものである。

アドミッション・ポリシーは、本法科大学院のウェブサイト上に公表され、広く周知が図られている(<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/lis/examination/index.html> 参照)。同ウェブサイトには、「名大法科大学院とは」(理念と目的、特色等を含む)、「教育の課程と方法」、「修了者の進路・活動」、「教員組織」、「入試情報」(入学試験のプロセス、募集要項等を含む)、「Q&A」の各項目(タブ)が設けられている。また、アドミッション・ポリシーを含む本法科大学院の概要・特色については、各年度入学試験の出願期間前に開催される公開の説明会においても、その概略を説明し、出席者からの質疑に応答している他、本法科大学院の受験に関心を有する人々に向けて作成・配布されているパンフレットにも記載され、広く周知が図られている。

このように本法科大学院の基本情報や入学試験の情報(募集要項を含む)を広く周知するよう努力しており、先の「アドミッション・ポリシー」と併せて、入学者選抜における公平性、開放性および多様性の確保が図られている。

## 2. 試験方法

### (1) 入試において確認すべき能力(アドミッション・ポリシーと試験方法との連関)

本法科大学院は、前述のように、アドミッション・ポリシーとして、すべての入学者に対し、①幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程および結果を的確に表現する能力(論述力)を有していること、②正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していることを求め、これに加えて、法学既修者コースへの入学者には、③法学の基本的な科目(法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当)について既に十分な知識を有していることを求めている。また、法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要と考え、④法学部卒業生の他にも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいとの考え方を公にしている。

### (2) 定員と「外部振分け方式」の採用

本法科大学院の入学定員については、全国的な規模での「法科大学院教育における質の向上」の要請に基づき、また、当該変更により学生の学習環境の整備やより充実した教育の提供にも資すると考えられたことなどから、2010年度入学者選抜から、80名を70名に変更し、さらに2016年度入学者選抜から、70名を50名に変更した。

また、試験方法に関し、2009年度入学者選抜までは、既修者コースと未修者コースの定員を予め分けることなく、先ず全体として、第1次選抜(書類審査)、第2次選抜(小論文試験)を行って合格者を確定し、合格者中、既修者コース志望者に対し、さらに既修者認定試験(法律科目試験)を行って既修者コース入学者と未修者コース入学者を振り分ける方式により行ってきた(「内部振分け方式」)。しかし、2010年度入学者選抜から、法学未修者(3年)コース志願者を対象とする試験と法学既修者(2年)コース志願者を対象とす

る試験を分けて実施する「外部振分け方式」を採用した（なお、両コースの併願は可能とした）。また、各コースの定員については、定員 70 名であった 2015 年までは未修者コース 40 名、既修者コース 30 名を、さらに定員 50 名となった 2016 年度以降は、未修者コース 25 名程度、既修者 25 名程度を、それぞれ目処とするものとした。

### （3）試験方法

第 1 次選抜の書類審査では、法科大学院全国統一適性試験の成績、志願理由書（本研究所を志望する理由と法曹を志望する理由を記入する）、自己評価書（「自己評価一覧」には、学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載して証明書を添付し、「自己評価書」にはそれに基づく自己評価を記入する）、大学学部における成績証明書に基づく評価を行う。具体的には、上記の各資料を複数の教員で審査し、感受性や社会的問題関心、社会性や行動力などを総合的に評価し、点数化したもの（書類審査結果）を、適性試験の成績に加えて、その合計点数で判定を行っている。配点比率は、適性試験 50：書類審査 150 である。

なお、書類審査において、既修者コース志願者については法律知識の有無・程度を評価することが適切と考えられる一方、未修者コース志願者についてはそうしたことを考慮することが必ずしも適切ではないと考えられることから、志願するコースに応じて書類審査上考慮しうる事項を区別して設定している（例えば、司法試験の結果は前者には含まれるが、後者には含まれない）。

第 2 次選抜では、未修者コース志願者については小論文試験（社会科学的な題材の論説文に対する設問に解答させ、読解力と論理的思考力、表現力を見る）を行い、書類審査の結果と総合して合格者を判定する（配点比率は、適性試験 50：書類審査 150：小論文試験 200 である。）。また、既修者コース志願者については、法律科目試験を行い、やはり書類審査の結果と総合して合格者を判定する（配点比率は、適性試験 50：書類審査 150：法律科目試験 600 である。）。

未修者コース志願者を対象とする小論文試験では、社会科学的な題材の論説を用いた試験により、読解力、論理的思考力、文章表現力を複数の法科大学院専任教員で審査するという方法を用いて、法科大学院全国統一適性試験では試験形式に伴う限界から評価し尽くせない適性、能力を別途評価し、それを点数化したものを第 1 次選抜の成績に加え、その合計点数で判定することとしている。

また、既修者コース志願者を対象とする法律科目試験は、未修者コース 1 年次の法律基本科目に対応して、公法系（憲法および行政法〔行政救済法および地方自治法を除く〕）、民事法系（民法および商法〔会社法・手形法を含み、保険・海商法を除く〕）、刑事法系（刑法）につき、実施される。法律科目試験における各科目の配点比率は、2016 年度入学者選抜までは公法系 150：刑事法系 150：民事法系 300 であり、2017 年度入学者選抜では公法系 240：刑事法系 120：民事法系 240 とした（なお、2017 年度入学者選抜では、法律科目試験を従来 2 日間にわたって実施していたのをあらため、1 日で実施することとした。）。

このような試験方法と、上記のアドミッション・ポリシーの内容との関係について説明すると、まず、アドミッション・ポリシーの①に基づき、書類審査における法科大学院適性試験の成績、学部の成績証明書、自己評価書の各評価と小論文試験において、幅広い知

見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程および結果を的確に表現する能力（論述力）の有無を判定する。また、②に基づいて、主として書類審査における志願理由書、自己評価書の各評価により正義や権利についての敏感さ、社会・経済に対する強い関心力、そこで生じている問題の発見・適切な処理のための基本的な能力の有無について判定するが、小論文試験の評価もこれに関わる面がある。また、③に基づいて既修者認定に際しては法律科目試験により幅広い基礎的知識と深い理解・応用力とを確認する。最後に④に基づいて、主として書類審査における志願理由書と自己評価書の評価に際して、職業経験やボランティア活動、サークル活動などの社会的活動経験、外国語の能力は、個別評価項目として重視し、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験や国際社会での活動、およびボランティア活動の実践を有する人材等の確保を図るが、この点に関する前述の評価項目は、法曹を志望する理由や法曹としての適性にも関わる点において、総合的な評価の対象にもなる。

なお、外部振分け方式の入試制度の下では、小論文試験を受けずに入学する者も出てくるが、従前の制度において、適性試験及び書類審査によって判定しうるものとされていた能力・資質については同じ形で判定されることになり、それらに加えて小論文試験でも判定しうるものとされていた能力・資質——幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程および結果を的確に表現する能力（論述力）や、正義や権利についての敏感さ、社会・経済に対する強い関心力、そこで生じている問題の発見・適切な処理のための基本的な能力——については、法律科目試験においても判定しうる部分があるものと考えられるため、同入試制度における試験方法とアドミッション・ポリシーとのつながりも十分に認められる。

#### （４）第２次募集の実施

2017年度入学者選抜では、一層広範な者に本法科大学院を受験する機会を付与するとともに定員の充足を確保するため、初回の入学者選抜の合格者が募集人員に満たない場合は第２次募集を行うこととし（その旨を募集要項上明記して周知した）、実際に第２次募集を実施した。なお、第２次募集における試験の方法は、第１次募集におけるそれと同一である。

#### （５）まとめ

このように、本法科大学院は、入学者選抜に当たって、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性および能力等を、客観的な資料と客観的な審査方法を用いて的確に評価している。しかし、現状に満足することなく、更なる改善の方策を模索中である。

### ３．入学者選抜に際しての多様性の重視

本法科大学院の入学者選抜にあたっては、書類審査においては、適性試験の成績の他、志願理由書、自己評価書（「自己評価一覧」には、学歴、職歴、外国語の能力、その他に付

けて関連事項を記載して証明書を添付し、「自己評価書」にはそれに基づく自己評価を記入する)、大学学部の成績証明書が評価の対象となり、それらの資料によって、外国語能力、社会的活動経験、資格、大学成績、学位等の個別項目について評価すると共に、志願理由(目的意識や学習意欲等の実質的内容と共に、表現力、国語力等も加味して評価する)、自己評価(自己評価書の記述全体から、法曹への適性、優れた経験・能力の有無などを評価すると共に、証明資料の整え方も評価する)については、総合評価も加え、全体を合わせて、書類審査の結果としている。

これにより、大学等の在学者については、学業成績以外の外国語能力や資格も評価の対象とするとともに、社会的活動経験として、ボランティア活動の実績や大学のサークル活動における実績を積極的に評価しており、特に積極的・恒常的にボランティア活動等の社会的活動に取り組んだ場合や大学の公式的なサークルにおいて卓越した成果を収めた者については、高い評価を与えている。審査におけるこれらの項目を合わせた比重は、大学成績の比重を上回り、学業成績のほか、多様な学識や課外活動等の実績を十分に加味した選抜を行っているといえる。

また、社会人等についても、社会的活動経験として、1年程度以上の職業経験がある場合には積極的に評価し、特に専門性の高い業務において顕著な活躍が認められる場合には高い評価を与えるとともに、資格の評価を通じて、多様な社会経験を評価している。また、社会人や法学を履修する課程以外を履修した者については、法律家を志望する動機、法律家としての適性が社会経験や専攻分野と関連付けて説明されることが通常であり、それが説得的に示されている限りでは、志願理由、自己評価の総合評価において高い評価が与えられている。これらを通じて、実務経験および社会経験を十分に加味した選抜を行うとともに、入学者選抜の公平性を害しない範囲で、入学者の内に、法学を履修する課程以外の課程を履修した者、実務等の経験を有する者の割合が一定の割合以上となるよう努めている。

#### 4. 法学既修者(2年)コースの入学試験

##### (1) 出願における公平性・開放性・多様性の確保

2010年度入学者選抜試験以上に採用した外部振分け方式の下でも、既修者コースの入学試験においては、法学部出身であるか否か等に関わりなく、上述の書類審査及び法律科目試験の成績を総合して合否が決定されるため、出願に際しての公平性・開放性・多様性は確保されている(下記資料1参照)。

資料1 入学コースの振り分け（2017年度法科大学院学生募集要項から抜粋）

7 入学志願票記入上の注意事項

(1) 出願者は、「希望コース」欄の該当箇所（いずれか一方）を○で囲むこと。なお、「法学既修者コースと法学未修者コース（第2希望）の併願」を選択する者のみ、第2次選抜試験において、法律科目試験と小論文試験の両方を受験することができる。

10 法学既修者コース（2年コース）と法学未修者コース（3年コース）の併願について

法学既修者コース（2年コース）を第1希望とし、法学未修者コース（3年コース）を第2希望とした場合のみ両コースを併願することができる。併願を希望する者は、入学志願票・受験票・写真票の「希望コース」欄で「法学既修者コースと法学未修者コース（第2希望）の併願」を選択すること。

法学既修者コース（2年コース）の入学者選抜は、第1次選抜試験（書類審査）及び第2次選抜試験（法律科目試験）で行い、法学未修者コース（3年コース）の入学者選抜は、第1次選抜試験（書類審査）及び第2次選抜試験（小論文試験）で行うので、両コースを併願する場合には、第2次選抜試験の法律科目試験及び小論文試験の両方を受験すること。

法学既修者コース（2年コース）に合格した場合には、法学未修者コース（3年コース）の試験結果に関わらず、法学既修者コース（2年コース）への入学のみを認める。

法学既修者コース（2年コース）に不合格の場合でも、法学未修者コース（3年コース）の合格基準に達していれば合格することができる。

**(2) 既修者認定の適切性の確保**

既修者と認定され既修者コースに入学する者は、未修者コース（3年コース）の1年次配当の憲法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、行政法基礎Ⅰ（2単位）、同Ⅱ（2単位）、刑法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、民法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）・同Ⅲ（2単位）・同Ⅳ（2単位）・同Ⅴ（4単位）、同Ⅵ（2単位）、商法基礎Ⅰ（4単位）、同Ⅱ（2単位）の各科目の履修を免除されることになる。そこで、既修者コース希望者を対象とする法律科目試験においては、試験科目を公法系科目（憲法および行政法〔行政救済法および地方自治法を除く〕）、刑事法系科目（刑法）、民事法系科目（民法および商法〔会社法・手形法を含み、保険・海商法を除く〕）とし、かつ、試験時間（公法系科目2時間、刑事法系科目1時間、民事法系科目2時間）および配点（公法系科目240点、刑事法系科目120点、民事法系科目240点）に配慮することによって、免除される科目内容に応じた試験を行い、法学の基礎的な学識を有するか否かの判定を適切に行っている（なお、前述のように2017年度入学者選抜では法律科目試験の実施を従来の2日間から1日に短縮した）。

なお、本法科大学院では、既修者選抜試験（旧制度）ないし法律科目試験（新制度）に含まれない科目の単位を修得したものとみなすことは行っていない。

**(3) 出題・採点における公平性の確保**

法律科目試験の出題・採点に関しては、法科大学院入試委員会の下に法律科目出題部会及び小論文出題部会を設置してそれぞれに責任者（部会長）を置くとともに、部会ごとに



出題委員会、点検委員会、採点委員会（出題委員は採点委員を兼ねる）を設置し、出題・点検・採点を実施している。

出題にあたっては、各出題委員が各科目を専門とする委員以外の教員と十分協議し、最近の学部の定期試験の出題と重ならないよう配慮して問題を作成し、受験生間の公平性の確保を図るとともに、各部会において委員全員による数回にわたる検討を行い、出題内容、表現等の適切性を確保して、全体として免除する科目にふさわしい問題を作成するようにしている。また、出題委員とは別に点検委員を置き、二重のチェックを制度化することにより、出題内容等の適切性を確保している。

また、試験は、解答・採点・合否判定のすべてのプロセスを受験番号のみによる匿名方式で行っている。採点も、出身学部や適性試験の結果、書類審査の結果等とは関係なく実施され、その意味での公平性の確保は図られている。

なお、本法科大学院では、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮した既修者の認定は行っていない。

#### （４）既修者と認定された者の在学期間の短縮における適切性の確保

既修者として認定された者が修得したとみなされる単位は、未修者（３年）コースにおける１年次配当の法律基本科目（必修）の３２単位であり、短縮される在籍期間と修得したとみなされる単位数との関係は適切なものとなっている。

### ５．入学試験の実施状況（２０１２年度～２０１６年度実施分）

２０１２年度～２０１６年度において実施された入学試験における受験者数、合格者数、入学者数は、下記資料３のとおりである（なお、各年度の入学者の出身大学、出身学部、社会人・非社会人の別等の内訳については、本法科大学院のウェブサイト参照）。

資料２ 入学試験の実施状況

| 入試年度・コース別 |           | 受験者    | 合格者   | 入学者   |
|-----------|-----------|--------|-------|-------|
| 2013      | 未修（３年）コース | 99     | 36    | 25    |
|           | 既修（２年）コース | 86     | 43    | 38    |
| 2014      | 未修（３年）コース | 93     | 35    | 27    |
|           | 既修（２年）コース | 96     | 42    | 34    |
| 2015      | 未修（３年）コース | 79     | 32    | 19    |
|           | 既修（２年）コース | 51     | 24    | 22    |
| 2016      | 未修（３年）コース | 32     | 13    | 6     |
|           | 既修（２年）コース | 33     | 16    | 15    |
| 2017      | 未修（３年）コース | 47(10) | 18(4) | 16(4) |
|           | 既修（２年）コース | 49(12) | 22(2) | 13(1) |

（注）２０１７年度に関する（）内は第２次募集の数（内数）。

なお、本法科大学院の入学選抜にあたり、本学法学部の出身者について優先枠を設けたり、選抜に関し優遇措置を設けたりすることは一切していない。アドミッション・ポリシーが掲げるように、法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要と考えており、そのことは、法学部出身者についても同様である。なお、2013年度～2017年度入学選抜における名古屋大学法学部出身者の割合は、合格者中の割合がそれぞれ32.6%、28.6%、20.8%、62.5%、27.3%であり、入学者中の割合がそれぞれ36.8%、32.4%、22.7%、60%、38.5%である。

## 6. 法科大学院志願者増に向けた努力

本法科大学院は、大学学部生をはじめ多様な人材に法科大学院で学ぶ意義等を周知するため、独自の説明会を開催するとともに、諸団体（新聞社等）が主催する説明会にも積極的に参加している。さらに、2014年度から、法科大学院協会が主催し、日本弁護士連合会が共催、最高裁判所、法務省、文部科学省等が後援する「法科大学院キャラバン」事業につき、中部地区又は名古屋地区における開催校としてこれに協力してきている。

## 第6章 教育環境（学生の在籍状況を含む）

### 1. 学生の在籍状況

2012年度から2016年度までの期間における学生の在籍状況は、下記資料1のとおりである。

| 年次／<br>年度 | 1年次    |    | 2年次    |        | 3年次    |    |
|-----------|--------|----|--------|--------|--------|----|
|           | 未修     | 既修 | 未修     | 既修     | 未修     | 既修 |
| 2012      | 43 (3) | —  | 41 (2) | 35 (1) | 35 (1) | 35 |
| 2013      | 31 (4) | —  | 44 (3) | 41 (2) | 35 (2) | 32 |
| 2014      | 37 (5) | —  | 21 (2) | 42 (1) | 43 (1) | 31 |
| 2015      | 29 (5) | —  | 31 (1) | 30 (5) | 16     | 33 |
| 2016      | 14 (6) | —  | 21 (4) | 21 (4) | 25     | 22 |

※ ( ) 内の数値は休学者の数である。

### 2. 施設

#### (1) 教室・演習室・法廷教室

本法科大学院は、実習室については、法廷教室（模擬民事法廷、模擬刑事法廷、模擬円卓法廷（ラウンドテーブル法廷））3室は、法科大学院専用であるが、教室、演習室については、本法科大学院は法学研究科の一専攻であることから、法学研究科の教室・演習室を法学研究科全体で使用している。また、本学には、文系学部の共用棟（文系総合館）があり、その4階ワンフロアにつき、法科大学院のための優先使用権が全学的に認められており、これをも使用している。これらの教室については、無線LAN、プロジェクター等の設備が備えられているほか、法廷教室等では、STICS、DRS等の最新のIT設備が備えられている。

また、2015年にアジア法交流館が法学部が所轄する建物として新築され、講義室やレクチャールームが多数置かれ、総合法政専攻や学部がこれらを用いて講義等を行うこととなった関係上、法科大学院の授業を行う教室の確保についてはかなり余裕が出てきている。

以上のように、授業に十分な種類、質、規模、数を備えた教室を有しており、これらにより、法科大学院の授業は支障なく行われている。

#### (2) 自習室

本法科大学院では、本法科大学院専用の自習室を法学研究科棟に2室（907号室、908号

室に計53席)、アメニティハウス2階に3室(計166席)設け、在籍している全学生に1人1つの机、椅子が与えられている他、修了生についても自習室のスペースに余裕がある限りで自習室の利用を認めている。この自習室については、全室に無線LANが配備されている。このように、自習室については、学生総数に対して十分なスペースが確保されている(下記資料2参照)。

自習室は24時間利用可能であり、図書室も法科大学院生の需要に応えられるよう、9時から20時まで利用可能(3、8月を除く)であり(昼休み時間も利用可能である)、また、土曜日についても13時から17時の間開室し(3、8月を除く)、自習室と図書室との連携を確保するようにしている。

また、自習室には学生の便宜を考え、後述のように基本的図書を設置している。この図書の中に法令集、判例集は一部しか含まれていないが、後述のように、本法科大学院では法律データベース(LEX/DBインターネット、Vpass等)を整備している他、本学では教員、学生一般がLexisNexisJP、Lexis-Nexisの利用が可能であり、自習室にはLANが設置されていることから、これにより法令・判例の検索・閲覧は支障なく行える環境となっている。

| 資料2 法科大学院自習室席数 |       |          |     |
|----------------|-------|----------|-----|
| 建物             | 法経共用館 | アメニティハウス | 合計  |
| 席数             | 53    | 166      | 219 |

### (3) 図書室

#### ①図書室の設置

本法科大学院は、法学研究科の実務法曹養成専攻として設置されており、法学研究科には、図書室が設置され、法学研究科全体として法科大学院生の利用にも耐える蔵書を有している。そして、法学研究科で図書室の管理を掌理する法学研究科図書委員会に法科大学院の教員も加わり、法科大学院に所属する教員および学生は、それぞれの図書室利用案内にしたがって、教育・研究・その他の業務に支障なく図書室を利用することができる。また、本法科大学院の学生自習室内に、法科大学院の学生の学習専用に図書を配置している。

図書室には、教員の教育・研究および学生の学習のために、図書約25万冊、雑誌約1,900種類、視聴覚資料2,500点以上を備え、また自習室には、学習に必要な図書2,000冊以上を備えている(下記資料3参照)。

自習室の図書については、法科大学院図書委員会の指導に基づき、学生が利用規程を作成し、自主的に管理している。自習室に設置されている判例集は一部のものに限られるが、Web上の法科大学院授業関係のページに「ロー・ライブラリー」を設けて、法律データベース(LEX/DBインターネット、Vpass)が整備されている他、本学では、教員・学

生一般が、Lexis-NexisおよびWestlaw Japan（日本法）等の利用が可能であり、これらに簡単にアクセスできるので、勉学上の支障はない。

| 種類    | 内訳  | 冊・種類・点数 |
|-------|-----|---------|
| 図書    |     | 257,542 |
|       | 和書  | 148,459 |
|       | 洋書  | 109,083 |
| 雑誌    |     | 1,883   |
|       | 日本語 | 1,629   |
|       | 外国語 | 254     |
| 視聴覚資料 |     | 約 2,500 |

## ②図書等の利用

図書室は、通常、平日の9時から20時（3月、8月は9時から17時）、土曜日は13時から17時（3月、8月は除く）まで利用可能である（日・祝日・年末年始・入学試験日は休室）。図書室の図書などは、Web上の法学図書室のページから簡単に検索可能であり、書庫へは、教員・学生を問わず、利用時間内には自由に入ることができる他、教員については、書庫について磁気カードによる入庫システムを採用することにより、休日についても書庫の利用が可能となっている。図書の貸出については、教員が1年以内で200冊以内、法科大学院の学生が1週間以内で3冊以内である。自習室の図書は、自習室の利用時間と同様、24時間利用可能である。自習室の図書・雑誌・判例集についても、Web上の法学図書室のページから簡単に検索可能である。

また、前述のように、学生、教員は、LEX/DB等の法律データベースの利用が可能である。

図書室には、検索用のコンピューター6台（閲覧室5台、書庫内1台）および複写用のコピー機（大学設置1台、生協設置2台）を設置する他、自習室横に、生協設置の複写機4台（法経共用館に2台、アメニティに2台）を置いている。法科大学院の学生には、学修用の複写のために、1人毎年1,000枚分のコピーカード（生協設置機で使用）を配付している。

これらによって、本法科大学院では、教員および学生が図書および資料を活用する体制を整えており、これにより教育・研究・学習の効果をあげることができる。

### 3. ITツールの整備

本法科大学院の施設面において特筆すべき点は、設置の目的がITに強い法曹を養成することにあることに相応して、ITツールを用いた教育・学習支援環境が高度に整備されている点である。その他自習室、図書、法廷教室等においても、ITツールの整備が図られている。

本法科大学院では、設置準備以前より、学術創成科研費研究をはじめとして、ネットワーク利用の法学教育のIT化に努めてきた。法学部においても、法情報学関連の講義数は多く、法学教育のIT化に関しては、先進的であり、法科大学院設置時においても、さらなるIT化のための土壌としては十分であった。また、本学情報連携基盤センターとの協力体制も、名古屋大学の他学部に比べて着実に確立されており、無線LAN環境のインフラ整備については、他の部局で整備している環境と比べると、一般に、機能性・安定度・セキュリティ等の点で優れた環境を提供できている。

このような背景のもと、法科大学院では、法学研究科において元々研究されていた、シラバスを基点としたネット上のITプラットフォームを中心に、利用の実績や改良を重ねてきた投票システム、択一問題システム、およびSTICS(実習撮影映像をネット上に置き、相互に映像にコメント付加ができるシステム)などの既存システムをベースにしたITツールの本格的導入に向けた拡張・改良を重ね、法科大学院開校以降、現在のITツールを実際に運用するに至っている。第4章1. で述べたように択一式学習の支援システムである「学ぶ君」も2006年5月から運用を開始し、2016年3月まで利活用した。「学ぶ君」の後継として、TKC社が提供する「教材ライブラリー」を提供している。

また、このように、ITツールを多用することから、学生に対しても入学時にこれらについてのガイダンスを行うとともに、動作環境に適したパソコンの購入を求めている。

そして、入学手続きの直後に、基盤ITツールについての導入教育を行い、学生が入学後直ちにそれらを利用することができるよう便宜を図るなど、IT操作環境に慣れること、そして、それを実際に予習や復習に役立てることに貢献している。本法科大学院で導入しているITツールに関して、以下、(1)から(4)において個別に記していく。

#### (1) Canvas (シラバスシステム)

CanvasはInstructure社(2008年創業)により開発されたLMSである。アンチBlackboard製品として生まれたCanvasは、SaaS(オンラインサービス型)として提供されるが、Instructure社による技術サポートが不要であればオープンソース版をダウンロードして利用可能である。創業者であるJosh Coatesが教えていた大学の学生が、複雑なBlackboardよりも使い易いLMSを構想し、Canvasが誕生する。Canvasの特徴としては、下記が挙げられる。

①商用ソフトウェアでありながら、オープンソース製品として無償配布(本法

科大学院では無償版を利用)

- ②簡単に使えるeラーニングシステムを目指すという **Instructure**社のポリシーに従い開発が進められているため複雑奇怪なシステムとならず、また、開発責任の所在が明確であるため、設計方針決定や品質管理、開発持続性において高い一貫性を期待できる。その一方で、オープンソース開発コミュニティとの協調により、システム設計や実装コードへの具体的な改善提案や品質向上へのアドバイスを汲みあげることができている。(実際、これにより当初存在した日本語環境での利用における各種の問題が解消された。)
- ③ **Canvas**はリッチコンテンツエディタ、カレンダー、オンラインテスト、グループ、レポート(成績)、宿題提出などの機能を利用して、eラーニングサービスを運用できる。ユーザビリティ(操作性)とアーキテクチャ(システム仕様)に優位性があり、例えば**Google Docs**や**Google Calendar**、**Facebook**、**Twitter**といった外部のWebサービスとの連携が可能であり、講師と受講生がスムーズにやりとりできる仕様になっている。本法科大学院が利用している**Canvas**の機能を以下に示す。

#### (a) アナウンス機能

受講生に向けてコースに関連するトピックや補足情報を配信する機能。LMSシステムの画面上だけでなく、受講生のeメールアドレスや、ブログリーダー(RSSフィード形式)、**Facebook**等の外部ソーシャルメディアの個人ページに対しても情報を配信することも可能。また、配信したお知らせに対して受講生から個別に返信を受け付けることができる。

#### (b) 課題

コースに関連して、様々なメディア(各種ドキュメント、画像、動画、音声、外部ソーシャルサイトのコンテンツ等)を利用して受講生に課題を与えることができる。各課題の提出期限だけでなく得点も設定可能である。課題の形態は一般的なオンライン提出型、グループ・ディスカッション型、小テスト型の他に、外部のオンライン教育サービス連携型も構成できる。各課題はシラバスや成績表、個人向けダッシュボード画面にも表示されるため容易に参照・画面遷移できる(練習促進のために必要な、成績評価に影響を与えないタイプの課題を与えることもできる)。提出物は各種ファイル形式のアップロードだけでなく、音声・動画収録や**Google Docs**による提出と共有もできる。各課題には個別受講生指名や自動指名によるピアレビューを設定することができる。

#### (c) ディスカッション機能

スレッド形式電子掲示板スタイルのディスカッション機能が用意されている。コースに

関連付けられており、同一グループ内の受講生や講師が簡単に討議を始めることができる。

#### (d) 成績機能

コースに所属する全受講生の成績表を一覧したり、各受講生に対して課題別に評点を入力したりすることができる。事前に設定した採点評価基準に従い自動的に成績評価が行われます。成績評価は過去に遡って履歴を閲覧することもできる。

#### (e) メンバー機能

コースに参加する講師、受講者など様々な役割のユーザを一覧したり、追加、削除することができる。各ユーザのシステム利用時間、最終ログイン日時や、コースへの招待受諾状況を確認することもできる。

#### (f) ページ機能

課題やクイズ等の機能を持たない資料や複数の課題で共有する資料を作成することができる。様々なメディア（各種ドキュメント、画像、動画、音声、外部ソーシャルサイトのコンテンツ等）を利用することが可能。

The screenshot displays the HTML editor interface. At the top, there is a search bar and a tab labeled "HTML エディタ". Below this is a rich text editor toolbar with various icons for text formatting (bold, italic, underline, text color, background color, link, unlink, list, indent, outdent) and paragraph styling (font sizes, paragraph styles). The main editing area contains a dashed red box with the text: "リッチテキストエディタで編集が可能。動画や参照先の差し込みも可能". To the right of the editor is a sidebar titled "ページへのコンテンツの挿入" (Insert content into page), which includes tabs for "リンク" (Link), "ファイル" (File), and "画像" (Image). The "リンク" tab is active, showing a list of "Wiki ページ" (Wiki pages) with options like "ITガイダンス 講義計画と記録" and "新しいページへのリンク". Below the sidebar are buttons for "課題" (Lesson), "クイズ" (Quiz), "アナウンス" (Announcement), "ディスカッション" (Discussion), "モジュール" (Module), and "コース ナビゲーション" (Course Navigation). At the bottom of the editor, there is an "オプション" (Options) section with a dropdown menu set to "講師のみ" (Instructors only) and a status indicator "このページを編集可能" (Can edit this page). At the very bottom, there is a checkbox "この内容が変更になったことをユーザに通知する" (Notify users of content changes) and three buttons: "キャンセル" (Cancel), "保存して公開" (Save and publish), and "保存" (Save).



### (g) 要綱機能

講義を概説する。設定によって認証せずに誰でもアクセスできるようにすることができる。本法科大学院では、シラバスの掲載に「要綱」機能を利用するルールになっている。掲載すべき内容は、講義基本情報（担当教員、科目種別、開講時期、対象年次、開講時限、単位数、必須の有無、教室）、講義概要、到達目標、教科書、参考書・参考資料、成績評価方法、履修条件、注意事項および、15回分の講義計画である。これらの内容を本法科大学院共通のフォーマットで公開するルールになっている。

:(9300025)商法演習I

#### 講義基本情報

|         |             |
|---------|-------------|
| 教員:     | 小林 量        |
| その他の教員: |             |
| 科目種別:   | 法律基本 民事系    |
| 開講時期:   | 春学期         |
| 対象年次:   | 2年(2年コース1年) |
| 開講時限:   | 金1          |
| 単位数:    | 2           |
| 必修の有無:  | 必修          |
| 教室:     | -           |

|          |   |
|----------|---|
| 講義概要     | 本演習では、企業の組織に関する法規制を対象とする。<br>本演習では、事例を予め示し、その事例においてどのような問題があるか、その解決にはどのようにすべきかを予習させ、授業においてディベートを通じて必要な知識の確認と実例へのあてはめ方法を批判的・創造的に検討し、妥当な問題処理の方法を検討する。   |
| 到達目標     | a本学で定めた商法の到達目標(商法の到達目標のページ参照)への到達を目標とする。<br>b実務上の問題解決に必要な判例・学説の考えと、そのような結論が導き出される理由を理解できる。<br>c具体的な事例について、問題点を発見し、法規を適用して解決を示すことができる。<br>d関係者の多様な利害状況を理解できる。                                |
| 教科書      | 教材を配布する。  |
| 参考書・参考資料 | 森本滋編『商法総則講義[第3版]』(成文堂・2007年)<br>江頭憲治郎『株式会社法[第6版]』(有斐閣・2015年)<br>森本滋編『商行為法講義[第3版]』(成文堂・2009年)<br>江頭憲治郎・山下友信編『商法総則・商行為判例百選[第5版]』(有斐閣・2008年)<br>江頭憲治郎・岩原紳作・神作裕之・藤田友敬編『会社法判例百選[第3版]』(有斐閣・2011年) |
| 成績評価方法   | (1)平常点(演習で用いる事例についての解答案、発言等)<br>(2)小テスト<br>(3)学期末試験点<br>を総合して評価する。<br>その際(1)は20%、(2)は20%、(3)は60%を占める。<br>到達目標a、b-発言、小テスト<br>到達目標c-事例の解答案、学期末試験<br>到達目標d-事例の解答案、学期末試験                        |

### (h) Speed Grader機能

提出された課題をプレビュー表示し採点やフィードバックができる。受講生のリストが表示され、採点済み、未採点、未提出が確認できる。

## (i) ファイル機能

LMSの各機能（課題、差し込みコンテンツ、各種説明ページ）で参照されるファイル（シラバスやコース・コンテンツ等）をアップロードして集中管理する仕組みである。個人的なファイル、コース単位で共有するファイル、ユーザグループ単位で共有されるファイルの3種類に完全に分けて管理する仕組みが提供されている。

2016年度  
ホーム  
アナウンス  
課題  
ディスカッション  
成績  
メンバー  
ページ  
ファイル  
要綱  
成果  
クイズ  
モジュール  
設定

2017入学前事前学習(既修) > ファイル

ファイルの検索  0件のアイテムが選択されました

| 名前                      | 作成日         | 変更日         | 変更者   | サイズ    |
|-------------------------|-------------|-------------|-------|--------|
| 05-1_2017憲法(既修).doc     | 2016 12月 19 | 2016 12月 19 | 富崎おり江 | 31 KB  |
| 05-2_行政法演習 I (既修).docx  | 2016 12月 19 | 2016 12月 19 | 富崎おり江 | 20 KB  |
| 05-3_2017民法(既修).docx    | 2016 12月 19 | 2016 12月 19 | 富崎おり江 | 13 KB  |
| 05-4_2017商法演習 I (既修)... | 2016 12月 19 | 2016 12月 19 | 富崎おり江 | 14 KB  |
| 05-5_2017民事訴訟法 I (既...  | 2016 12月 19 | 2016 12月 19 | 富崎おり江 | 17 KB  |
| 05-6_2017刑法(既修).doc     | 2016 12月 19 | 2016 12月 19 | 富崎おり江 | 35 KB  |
| 05-7_刑事訴訟法(既修).doc      | 2016 12月 19 | 2016 12月 19 | 富崎おり江 | 38 KB  |
| 2017事前学習(既修).pdf        | 2016 12月 19 | 2016 12月 19 | 富崎おり江 | 299 KB |
| CANVAS(学生用)の利用方法...     | 2017 2月 13  | 2017 2月 13  | 富崎おり江 | 799 KB |
| unfiled                 | 2017 1月 12  |             |       | --     |

524.3 MB 中の 0% を使用 すべてのファイル

## (2) 無線LAN環境

本法科大学院で導入している無線LANの特徴は、ユーザごとの認証を行ってから利用を開始する点である。利用開始のインターフェースには特別なソフトのインストールを必要とせず、ポピュラーなWebブラウザ(Internet Explorer(IE)、Safari、GoogleChrom、Firefox)でいずれかのサイトへ接続を試みるだけで、自動的にログイン画面に切り替わり、認証を済ませた後に、インターネットの利用が可能となる。ホテルなどに設置されているインターフェースと同一の手順であり、本法科大学院の学生や教職員ならば、誰でも利用可能である。このシステムは管理を本学の情報連携基盤センターが行っており、ユーザログイン情報のログなども残るため、従来の無線LANが持つセキュリティ面の危うさや、曖昧になりがちな管理を排除し、頑健なシステムとして提供されている。実際、ウィルスの検出とその対応などには非常に有効に機能している。

法科大学院の授業に使用される教室および自習室には、全室について無線LANの設備が設置され、学生は無線LAN対応のノートパソコンを持ち運ぶことによって、いつでも、ど

こでもインターネットから必要な情報を取得することができる環境が整っている。今後、判例情報を含む多くの法情報がインターネット経由で提供されることが益々増加することが予想されるが、学生にはそれらの環境にいち早く適応し、十二分に新たな情報リソースを利用できる環境が提供されているといえる。また、講義室にはすべてプロジェクター、DVD／ビデオ再生装置が設置され、多様なプレゼンテーション形態に対応した講義が可能になっている。教員はこれら教育支援ツールを用いることによって、より効果的な授業を行うことができ、今後法曹実務においても多用されることが予想されるプレゼンテーションツールにいち早く精通することが可能となっている。

なお、2011年度末に法学部棟3階及び4階に2台ずつ無線LANアクセスポイントが設置されたことにより、無線LAN環境はさらに充実したものとなった（これにより、教員研究室・コモンスペース等において教員に質問等をする際にも、学生が個人のパソコンを用いて名古屋大学無線LANネットワーク経由でインターネットにアクセスし、シラバスシステムや判例データベースを利用できるようになった）。

### (3) STICS

STICS(Stream Indexing and Commenting System)は、模擬法廷やロイヤリングなどの実習形式の授業の際に、DRSやビデオカメラで撮影したロールプレイの映像等を専用のサーバに登録し、それをインターネット経由で配信するシステムで、本法科大学院を主幹校として複数の大学が共同で行った法科大学院形成支援プロジェクトに基づき開発されたものである。

また、このシステムは、教員や専門家、あるいは学生同士、本人の質問などをスレッド形式の掲示板として提供して、これを映像と連動させたシステムでもある。さらに、閲覧中の映像の任意の場面にコメントを付与することも可能である。配信される映像は、事前に一定時間毎のシーンに区切られており、コメントはそれぞれのシーンに対して付与される。また付与されたコメントを一覧表で表示することも可能である。コメントを付与した人物による抽出のほか、コメントが付されたシーンのサムネイルをクリックすることで、該当場面から再生を始めることも可能である。

STICSは、実務技能を場面として映像で収録したものをインターネット上で公開・共有できる点が最大の特徴である。場所を問わず利用できるため、学外の専門家からコメントを受けたり、自宅で自分のパフォーマンスを振り返ったりすることが可能となる。また、ランダム・アクセスが可能のため、必要な場面をすぐに再生できる他、授業者が事前にシーンにコメントを付与しておくことで、当該場面の意義を学生に伝達しておいたり、コメントへの返信を通してオンラインで双方向的にやりとりを行ったりすることができる。

典型的な利用方法は次の通りである。まず、実習を行い録画する。これをサーバにアップロードする。学生は、構内あるいは自宅などから、Webブラウザを使い、インターネッ

トを通じてアクセスし、その映像を見て自らの反省材料にする。これだけでも、客観的に自分を見ることができるので、効果がある。一方、教員は、映像の中で、良い点や悪い点、その他、問題箇所や重要箇所、何らかの説明を加えたい箇所など、学生同様Webを利用してアクセスし、それらの箇所にコメントを付す。学生は、このコメントを読んで、再質問したり、逆に教員からの問いかけに対し、答えたりすることができる。学生相互で意見を付すこともできる。スレッド掲示板なので、関連するコメントへのコメントのような形でツリー状にWeb画面が整理される。このコメントは、各映像のポイントごとに付加され、映像の進行とともにそれに応じて自動的に変化していき、コメントを読み書きしたい箇所などで停止させて用いる。停止画面情報とコメントの一部がセットとなって一覧表示できるので、従来インデックス化が難しかった非言語的コミュニケーションである映像のインデックスとしても有効である。見たいところを意味的な補助情報付きで探すことができるからである。さらにこのシステムは直接関わった学生と教員だけでなく、広く専門家や他大学の教員、学生からもコメントを得ることや紹介することができるので、実技教育が客観化されることにもなる。

現在では、これらの映像データについては、ロイヤリング等の学習教材も含めて、複数の法科大学院間で共有し、開発・蓄積・利用を共同で進めるPSIMコンソーシアムが設立されており、本法科大学院はその主幹校となっている。

#### (4) 「お助け君ノート」「DRS」

以上に加え、本法科大学院独自のプロジェクトに基づき開発された固有の学習支援システムとして、「お助け君ノート」、DRSがある。このうち、「お助け君ノート」は、主として法学未修者用に法律基本科目の授業全体をビデオ収録するものである。授業後に自習室に帰ってパソコンをLANに接続した時に、不明箇所の録画を再生することができ、復習を効率的かつ正確に行うことが可能となっている。特に法学未修者にとっては強力な学習支援ツールとなっている。

また、高度な実務技能教育の支援ツールとして、民事、刑事、円卓の各模擬法廷にはDRS (Digital Recording Studio) と呼ばれる収録システムが開発・設置されている。法科大学院において新たに導入された実務技能教育に関しては、単に言葉による情報伝達を行うのみではなく、ロールプレイ、シミュレーションといった体験型学習が必要である。DRSはそれらパフォーマンスを正確に記録し、容易に再生することを可能とするものであり、的確な評価に基づくよりよいフィードバックを可能とするものである。具体的には、教室内には複数台のカメラが設置されており、それらを用いて撮影を行う。4方向からのカメラにより、裁判官席、被告(弁護人)席、原告(検察官)席、証人席の映像をそれぞれ独立して撮影できる。ここでは、天井に設置された複数のカメラが自動的

に話者をとらえ切り替わるといった先進のシステムが導入されている。これにより、先の4つの映像に加え、各席に設置されたマイクの音声に合わせて自動的に切り替えを行い、発言のあった席を中心に収録した映像を撮影することも可能である。

映像は専用のハードディスクにMPEG2形式で保存され、収録直後から記録された全ての映像を、演習の直後に見直すことができるため、即時のフィードバックが可能であり、また、民事および刑事模擬法廷のDRSでは、映像の収録中に複数のインデックスを付すことができるため、収録後に振り返りを行う際には、そのインデックスを用いて該当場面を容易に検索し、提示することも可能である。なお、2005年以降の継続的なシステム改良の取り組みにより、現在では、発言内容を自動で文字（逐語）化し記録するシステムも搭載されている。このシステムにより、発話をもとにした場面の検索が可能になり、必要箇所の再生に要する時間が短縮されることとなった。

なお、上記二つの記録システム（「お助けくんノート」、DRS）は、学生の学習支援ツールであると同時に、教員にとってはFD支援ツールにもなる。自らの授業内容を後日振り返り、分析、反省することによって、より効果的な教育のあり方を追求する手段としても用いることが可能となっている。

## （5）教材ライブラリー

法科大学院形成支援プログラム「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築」プロジェクトにより、本法科大学院独自のシステムとして開発され、2006年5月から運用が開始された「学ぶ君」システム（Web上で実施可能な択一問題システムであり、学生の法的知識に関する理解度データを教員・学生双方に提供しているもの）は第4章1. で述べたように2016年3月まで利活用した。「学ぶ君」の後継として、TKC社が提供する教材ライブラリーを利用している。

①基礎力確認テストーTKC全国実力確認テスト（短答式）の過去問題から正誤問題の形式に編集し、コア・カリキュラム体系別に収録されている。コア・カリキュラムの分野ごとに選択できるため、弱点分野の集中的な演習に役立てることができる。

**1**

| 憲法  | 行政法                      | 民法               | 商法   | 民事訴訟法 | 刑法 | 刑事訴訟法 |
|---|--------------------------|------------------|------|-------|----|-------|
| <p><b>2</b></p> <p><b>1-1 憲法の観念及び立憲主義</b></p> |                          |                  |      |       |    |       |
| 10  | 分野                       | 問数               | 合格状況 | 合格率   |    |       |
| 1   | 憲法総論                     | 04問/127問(06.1%)  |      | 41.7% |    |       |
| 2   | 1-1 憲法の観念及び立憲主義          | 43問/437問(10.0%)  |      | 46.5% |    |       |
| 3   |                          | 11問/27問(39.2%)   |      | 54.5% |    |       |
| 4   | 1-2-1 憲法の成文              | 0問/10問(0.0%)     |      | 50.0% |    |       |
| 5   | 1-2-2 憲法の効力              | 5問/17問(29.4%)    |      | 60.0% |    |       |
| 6   | 1-2-3 主権主義及び国民主権主義       | 10問/10問(100.0%)  |      | 0.0%  |    |       |
| 7   | 1-3 国家主権と主権在民            | 14問/297問(4.7%)   |      | 64.3% |    |       |
| 8   | 1-3-1 国民主権               | 0問/27問(0.0%)     |      | 33.3% |    |       |
| 9   | 1-3-2 立憲制                | 0問/17問(0.0%)     |      | 57.5% |    |       |
| 10  | 第2章 統治機構                 | 122問/3967問(3.1%) |      | 44.3% |    |       |
| 11  | 2-1 国会                   | 30問/1277問(2.3%)  |      | 22.2% |    |       |
| 12  | 2-2 内閣                   | 10問/297問(3.4%)   |      | 20.0% |    |       |
| 13  | 2-3 司法                   | 30問/1977問(1.5%)  |      | 70.0% |    |       |
| 14  | 2-3-1 司法権と裁判官            | 5問/797問(0.6%)    |      | 30.0% |    |       |
| 15  | 2-3-2 裁判官の身分と職務          | 15問/1007問(1.5%)  |      | 80.0% |    |       |
| 16  | 2-4 裁判                   | 51問/2477問(2.1%)  |      | 51.0% |    |       |
| 17  | 2-5 憲法訴訟                 | 5問/297問(1.7%)    |      | 80.0% |    |       |
| 18  | 第3章 基本的人権の保障             | 210問/3367問(6.3%) |      | 49.1% |    |       |
| 19  | 3-1 基本的人権の概念             | 115問/497問(2.3%)  |      | 0.0%  |    |       |
| 20  | 3-2 基本的人権の保障原理           | 0問/297問(0.0%)    |      | 0.0%  |    |       |
| 21  | 3-3 基本的人権の法的位置           | 57問/2977問(1.9%)  |      | 20.0% |    |       |
| 22  | 3-3-1 憲法訴訟法理における基本的人権の制約 | 115問/1977問(5.8%) |      | 0.0%  |    |       |
| 23  | 3-3-2 憲法上の保護における憲法的人権の種類 | 40問/1077問(3.7%)  |      | 25.0% |    |       |



**3**

第1章 憲法総論 > 1-1 憲法の観念及び立憲主義(43問)

| 行 | クイズ/問題   | 表 | 正          | 答 | 難          | 種 | 選                |                          |
|---|--|---|------------|---|------------|---|------------------|--------------------------|
| 1 | 法の支配<br>法の支配の原語が内容として重要ならぬ。憲法の裁判法理の概念、種、<br>【本文表示】     | × | 2012/12/04 | × | 2012/12/02 | ○ | 2012/11/11<br>演習 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 法の支配<br>法の支配の概念は、議会の制定する法律の中身の合理性問題とし、内容、<br>【本文表示】    | ○ | 2012/10/30 | ○ | 2012/09/05 | × | 2012/04/12<br>演習 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 法の支配<br>法の支配が実現するからには、治に際したかどどりの最終判断が、治に際、<br>【本文表示】   | ○ | 2012/09/05 | ○ | 2012/04/13 |   | 演習               | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 憲法の概念<br>憲法の概念について、「政治的意味の憲法」とは、(国家統治の)基本規範、<br>【本文表示】 | × | 2012/11/27 | × | 2012/09/05 | × | 2012/04/13<br>演習 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 憲法の概念<br>憲法が国民に付与した自由の行使を制限する目的は、社会秩序の維持を、<br>【本文表示】   | ○ | 2012/09/05 | × | 2012/04/12 |   | 演習               | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 憲法の概念<br>憲法の最高法規性とは、憲法の制定に法律が制定よりも重い事、<br>【本文表示】       | × | 2012/09/05 | ○ | 2012/04/24 |   | 演習               | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 憲法の意味<br>形式的意味の憲法とは、憲法という法規範として存在している憲法のこと<br>【本文表示】   | × | 2012/09/05 | × | 2012/02/20 |   | 演習               | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 憲法の意味<br>実質的意味の憲法とは、権力を握って国民の自由を保障しようとする、<br>【本文表示】    | ○ | 2012/09/05 | × | 2012/01/21 |   | 演習               | <input type="checkbox"/> |

②短答式過去問題演習トレーニング—司法試験の短答式過去問題が収録されている。短答式試験本番を想定した実力確認や短答式試験過去問分析が可能である。

1

論文式過去問題演習セミナー > 問題一覧

憲法 行政法 民法 商法 民事訴訟法 刑法 刑事訴訟法

絞り込み 実施年: 平成24年 最新の演習結果: すべて 選択した問題を 演習

| 行 | 実施年   | 問   | タイトル/問題   | 最新 | 前回         | 前々回 | 問題         | 選択 |            |    |                          |
|---|-------|-----|---|----|------------|-----|------------|----|------------|----|--------------------------|
| 1 | 平成24年 | 第1問 | 幸福追求権<br>幸福追求権の内容については、「公共の福...」 [本文表示]           | ×  | 2013/12/24 | ×   | 2013/12/24 | ×  | 2          | 演習 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 平成24年 | 第2問 | 政教分離<br>いわゆる政教分離(空知太神社)訴訟...」 [本文表示]              | ×  | 2013/12/24 | ×   | 2013/12/24 | ○  | 2013/12/24 | 演習 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 平成24年 | 第3問 | 表現の自由と裁判所の事前差止め<br>出版物の頒布等の仮処分による事前差止め...」 [本文表示] | ×  | 2013/12/24 | ×   | 2013/12/24 | ×  | 2013/12/24 | 演習 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 平成24年 | 第4問 | 取材の自由<br>取材の自由に関する次のアからイまでの各...」 [本文表示]           | ×  | 2013/12/24 | ×   | 2013/12/24 |    |            | 演習 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 平成24年 | 第5問 | 職業選択の自由<br>職業の自由に関する次のアからイまでの各...」 [本文表示]         |    |            |     |            |    |            | 演習 | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 平成24年 | 第6問 | 居住・移転の自由<br>居住・移転の自由に関する次のアからイま...」 [本文表示]        | ×  | 2013/12/20 |     |            |    |            | 演習 | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 平成24年 | 第7問 | 財産権<br>森林法共有林分割調停事件判決(最高裁...」 [本文表示]              | ×  | 2014/01/20 | ×   | 2014/01/16 |    |            | 演習 | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 平成24年 | 第8問 | 生存権<br>次の見解は、憲法第25条の第1項と第2...」 [本文表示]             | ○  | 2013/12/28 |     |            |    |            | 演習 | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 平成24年 | 第9問 | 被告人の権利<br>被告人の権利に関する次のアからイま...」 [本文表示]            | ×  | 2014/01/20 | ×   | 2014/01/16 |    |            | 演習 | <input type="checkbox"/> |

③論文演習セミナー—オリジナル論文問題及び司法試験論文式過去問題が収録されている。解説や解答例に加え、出題趣旨や採点実感、関連判例などへリンクされており、関連情報を一元管理することで試験前のチェックに役立てることができる。

論文演習セミナー

判例演習 司法試験過去問題演習 閉じる

<ご利用にあたって>  
「判例演習」は、法的分析力、思考力、および法的解決方向の構成力を自ら養うことを目的としています。  
そのため、模範解答は収録していません。疑問にリンクされている判例・問題等を参考にし、解答を導き出してください。

制作：TTC法曹養成研究会

1 <演習問題一覧>

| 科目の選択 | 全ての科目 | 憲法  | 行政法 | 民法(総論) | 民法(債権法) | 商法 | 民事訴訟法 | 刑法 | 刑事訴訟法 |     |       |
|-------|-------|---|-----|--------|---------|----|-------|----|-------|-----|-------|
| 行     | 程     | 演習問題の概要                                       |     |        |         |    |       |    | 自己評価  | 評価日 | 演習ノート |
| 1     | 憲     | 特別の法律関係における基本的人権の制約<br>国家公務員の政治的行為の禁止と表現の自由   |     |        |         |    |       |    |       |     |       |
| 2     | 憲法    | 違憲審査制と憲法訴訟<br>集会規制と合憲性判断の可否                   |     |        |         |    |       |    |       |     |       |
| 3     | 憲法    | 司法権と裁判所<br>在外日本国民の最高裁判所裁判官国民審査権               |     |        |         |    |       |    |       |     |       |
| 4     | 憲法    | 請願権<br>請願書の署名簿に基づく戸別訪問権と情報権                   |     |        |         |    |       |    |       |     |       |
| 5     | 憲法    | 表現の自由<br>インターネットの個人利用者による匿名発信の利権責任と表現の自由      |     |        |         |    |       |    |       |     |       |
| 6     | 憲法    | 法の下での平等<br>衆議院議員小選挙区における一人別割方式と一票の格差          |     |        |         |    |       |    |       |     |       |
| 7     | 憲法    | 信託の自由及び政教分離<br>神社の宗教団体の委員会に市長が出席し、視察を経る行為の合憲性 |     |        |         |    |       |    |       |     |       |
| 8     | 憲法    | 信託の自由及び政教分離<br>道路の堂に設置する転送設備及び、国の合憲性行為の合憲性    |     |        |         |    |       |    |       |     |       |
| 9     | 憲法    | 法の下での平等<br>非難出子相対的差別の合憲性                      |     |        |         |    |       |    |       |     |       |
| 10    | 憲法    | 職業選択の自由<br>こみステーションで古紙を収集することを禁止する条例の合憲性      |     |        |         |    |       |    |       |     |       |
| 11    | 憲法    | 法の下での平等<br>障害者雇用の外は労働者に関する男女格差の合憲性            |     |        |         |    |       |    |       |     |       |

論文演習セミナー

判例演習(全ての科目) >> 演習問題 閉じる

<演習問題>

問題の印刷 演習ノートの作成 次問題へ

| 科目   | 憲法  |
|------|---|
| 分野   | 特別の法律関係における基本的人権の制約   |
| タイトル | 国家公務員の政治的行為の禁止と表現の自由  |
| 3    | <p>国家公務員法102条1項は、一般職の国家公務員に対して、「政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受懐し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与」することのほか、「人事院規則で定める政治的行為」を禁止しており、この委任を受けて人事院規則4-7が禁止される「政治的行為」を広範囲に定めている。こうした政治的行為の禁止の違反に対しては3年以下の懲役または10万円以下の罰金科される(国家公務員法110条1項18号)。</p> <p>Yは、社会保険庁(当時)A社会保険事務所の年金審査官であり、いわゆる窓口業務として年金相談にあっていたが、勤務のない休日に、私邸で外見上公務員であることがわからないような態様で、勤務地から離れた自宅付近の集合住宅等の郵便受けに政党関係誌等を3回にわたり投函した。このYの政党関係誌等の戸別投函は職場の人間関係を利用することなく、また、組合活動とも関係なく単独でなされたものであった。しかし、Yは、人事院規則4-7が指定する「政治的行為」である「特定の政党その他の政治的団体を支持……する」という「政治的目的を有する署名又は署名名の文書……を……配布……すること」(57第3号・67第13号)および「政党その他の政治的団体の機関誌たる新聞その他の刊行物を……配布……すること」(67第7号)を行ったとして、国家公務員法110条1項18号に基づき起訴された。</p> <p>問1 国家公務員の政治的行為を禁止し処罰する国家公務員法102条1項・110条1項18号、人事院規則4-7は、表現の自由を保障する憲法21条1項に違反しないか。</p> <p>問2 Yの政治的活動が行政の中立的な運営を損なっており、また、行政の中立的な運営に対する国民の信頼を著しく損なうとも思われないにもかかわらず、Yに対して国家公務員法110条1項18号を適用して処罰することは、憲法21条1項に違反しないか。</p> |

④判例学習ドリル—判例百選・重要判例解説に掲載された判例を一覧化した学習ツールである。司法試験で問われる可能性の高い判例を網羅的に収録しており、各判例の評釈の閲覧や関連問題の演習も可能である。



| 判例学習ドリル  |  |      |       |       |         |            |     |       |  |
|--|--|------|-------|-------|---------|------------|-----|-------|--|
| マイフォルダ (登録判例数: 9 件)  |  |      |       |       |         |            |     |       |  |
| <input type="checkbox"/> 憲法 <input type="checkbox"/> 行政法 <input type="checkbox"/> 民法 <input type="checkbox"/> 商法 <input type="checkbox"/> 民事訴訟法 <input type="checkbox"/> 刑法 <input type="checkbox"/> 刑事訴訟法 |  |      |       |       |         |            |     |       |  |
| 分野: 全分野    疑問回数: すべて    ノート: <input type="checkbox"/> ノート有り <input type="checkbox"/> ノート無し    対象判例数: 295件    絞り込み解除  |  |      |       |       |         |            |     |       |  |
| マイフォルダへ登録 ※マイフォルダへ登録する判例を選択してください。    並び替え: 掲載番号順  |  |      |       |       |         |            |     |       |  |
| 選択   | 判例名  | 閲覧回数 | 判例掲載誌 | 評釈掲載誌 | 司法試験(短) | 最終閲覧日      | ノート |       |  |
| <input type="checkbox"/>   | 外国人の経済活動の自由——マクリン事件<br>憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-1事件          | 144  | 7     | 35    | 9       | 2016/02/10 |     | 登録    |  |
| <input type="checkbox"/>   | 外国人の基本的権利——松川キヤリソン事件<br>憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-2事件         | 27   | 2     | 4     | 1       | 2015/12/10 |     | 登録-編集 |  |
| <input type="checkbox"/>   | 指紋押捺制度の合憲性<br>憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-3事件                   | 11   | 6     | 10    | 1       | 2015/12/10 |     | 登録    |  |
| <input type="checkbox"/>   | 外国人の地方参政権<br>憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-4事件                    | 7    | 7     | 18    | 2       | 2015/02/27 |     | 登録    |  |
| <input type="checkbox"/>   | 外国人の公務就任権<br>憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-5事件                    | 4    | 8     | 33    | 2       | 2015/02/26 |     | 登録    |  |
| <input type="checkbox"/>   | 外国人の社会保険——振替給付<br>憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-6事件               | 6    | 7     | 14    | 3       | 2015/08/11 |     | 登録    |  |
| <input type="checkbox"/>   | 国際条約の合憲性——台湾住民元日本兵に対する補償請求訴訟<br>憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-7事件 | 4    | 5     | 11    | 0       | 2016/01/18 |     | 登録    |  |
| <input type="checkbox"/>   | 被疑者保護——韓国人銃撃犠牲者補償請求事件<br>憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-8事件        | 2    | 5     | 8     | 0       | 2014/11/11 |     | 登録    |  |
| <input type="checkbox"/>   | 法人の人格享有主体性——八幡製鉄事件<br>憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-9事件           | 5    | 8     | 53    | 3       | 2015/06/11 |     | 登録    |  |

これにより、学生自身は自己の理解度、弱点を認識することが可能となり、また、教員は、学生全体の弱点を把握し、記憶型の基本的知識の説明時間を短縮することができ、効率的・効果的な授業を展開することができる。

## (6) テレビ会議システム

上記民事模擬法廷、刑事模擬法廷、円卓模擬法廷の各法廷にはテレビ会議システムが装備されている。これは、2006年の民事訴訟法改正において導入されたテレビ会議システムを用いての証人尋問等の実務指導を可能にするためのものがある。これらのシステムを用いることによって、例えば、円卓模擬法廷にいる証人に対する尋問を民事模擬法廷で行うといったことが可能となっている。また、このテレビ会議システムは、遠隔授業用にも用いることができる。

## 4. 学生支援

### (1) 学習支援

#### (a) 履修指導

①入学時の履修指導 入学者に対して、年度当初に本法科大学院の教育に関する導入ガイダンスを3日間に亘って実施し、本法科大学院の理念、カリキュラム、履修の仕方、学習に関する注意事項、ITツールの利用の仕方等について詳しく指導している。また、入学前（入学手続時）に導入ガイダンスを実施し、入学後直ちにスムーズに授業を行うことができるよう、Canvasを通じて授業に関する情報を提供している<sup>1</sup>。本法科大学院では、これらのガイダンスによって入学者に対する全般的な履修指導を行う体制をとっている。

②法学未修者に対する履修指導 本法科大学院では、次に述べるような体制によって、法学未修者が1年次の法律基本科目の学修を無理なく行えるよう配慮している。

#### (i) ガイダンス

入学時ガイダンスにおいては、全入学者を対象とする全体的なガイダンスを行った後に、3年（未修者）コースの入学者と2年（既修者）コースの入学者とに分けて個別のガイダンスを実施しており、未修者コース入学者に対しては、特に、法律基本科目の履修に重点を置いたガイダンスをしている。また、情報ガイダンスについては、入学時において入学者全員に参加を義務付ける形で個別に実施しているほか、1年次に開講される各法律基本科目の第1回講義時等において、当該科目の学修に必要な法情報の収集方法等を学生に伝えることにしている。

#### (ii) クラス編成及びクラス担任制・指導教員制

1年次においては、1クラス制を採用し、クラス担任制と指導教員制をとっている。クラス担任は、専任教員の中から1クラス2～3名をあて、指導教員は、クラス担任の中から学生毎に1名定められる。クラス担任は、入学時に2年コースの学生とは別にクラス懇談会を開催して、特に未修者としての学修方法等について指導・懇談している。また、指導教員は、常時、個別に、入学後の学修全般に亘る履修指導を特に未修者の法学の学修方法に対する不慣れに配慮しつつ行うと共に、奨学金など学修の一環としての生活相談等に応じている。

#### (iii) 弁護士チューター制

2011年度より、主に法学未修者の自主的な学修の支援を目的として、①1年次配当法律基本科目にかかる法分野（憲法・行政法・刑法・民法・商法の5分野）について、通年または半期のゼミを「弁護士チューター」が開講し、任意で参加する学生に対して基本的な事項の理解を確認するとともに、各法分野における問題についてのレポートの作成方法等の勉強方法についても相談に応じる等の形で指導を行う、②「実定法基礎」に

---

<sup>1</sup> 法科大学院における ICT を活用した事前指導、富崎おり江、大学 ICT 推進協議会 2015 年度 年次大会、2015 年、口頭（一般）

「課題指導員」（弁護士）を配置するという形で支援をしてきている。

【※2017年度より、上記①が廃止される一方で、主として弁護士が講義を担当する「実定法基礎Ⅰ」、「実定法基礎Ⅱ」（各2単位）が設置され、法学未修者教育の更なる充実が図られることとなった。】

③ 法学既修者に対する履修指導 本法科大学院では、次に述べるような体制によって、法学既修者に対して理論教育と実務教育の架橋を図るための履修指導を行っている。

(i) ガイダンス

前述のように、入学時ガイダンスにおいては、全入学者を対象とする全体的なガイダンスを行った後に、これとは別に2年コースの入学者に対するガイダンスを実施している。特に、エクスターンシップ等の実務基礎科目については、理論教育を主体とする従来の法学教育とは異なる教育内容や教育手法であることから、理論教育と実務教育を効果的に融合させ、教育効果を上げるために、詳しい説明をする等、実務教育を戸惑いなく履修できるようにするための履修指導を行っている。

(ii) クラス編成及びクラス担任制・指導教員制・副担任制

2年次（以降）は2年コースの学生と3年コースの学生の混成クラス（A・Bの2クラス）編成となるが、ここでも、クラス担任制・指導教員制をとって懇談会や個別の履修指導を行い、学生の目標とする法曹となるためには多様な履修メニューの中からどのような科目を履修すべきかについて指導・相談・助言を行っている。また、理論教育と実務教育との架橋を図るという観点から、2年次の各クラスには実務家教員を副担任として配置している。

(iii) 情報ガイダンス

法曹実務において不可欠な法律情報の検索・収集、法律文書の作成の基本的知識を修得させるために、2年コースの学生に対しても、入学時に行われる情報ガイダンスへの参加を義務付けているほか、2年次前期配当法律基本科目については、その第1回講義時等において、当該科目の学修に必要な法情報の収集方法等を学生に伝えることにしている。

④ 在学者に対する履修指導 本法科大学院では、入学者だけでなく、在学者に対しても、毎年度当初に学年別ガイダンスを、また、毎年度当初および終了時にクラス懇談会を実施して、その都度、本法科大学院の理念・目的を確認しながら、学年進行に伴う履修指導を行っている。

(b) 学習相談・助言体制

本法科大学院では学年ごとに、学習上の基礎単位としてクラス（1年次は1クラス、2年次以降はA・Bの2クラス）を置き、必修科目は、原則としてクラス単位で開講されている。

各クラスには、クラスの学習全般について助言を与える2～3名のクラス担任を置き、

さらに個別的な指導を徹底するために、各10名程度を指導する指導教員制を採っている。学修全般については、原則として指導教員が相談者となり、年度の初めと終わりにクラス懇談会を開催して、学習相談や教育成果のよりよい実現のための方策を学生と協議している。

また、授業科目の担当教員は、オフィスアワーを設置しており、面談の予約の方法などについては、年度初めに学生に学生便覧によって周知している。なお、上記の通り、法学未修者の学修支援を重要な目的の1つとして、1年次配当法律基本科目（必修）担当教員については、原則として講義日の夕方の時間帯にオフィスアワーを設定することとしている。

このほか、教育課程上の成果を実現する上で、特に改善を求めたい事項や苦情がある場合、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるように、法科大学院の複数の専任教員から構成されるアカデミック・カウンセラー委員会が設置されている。学生は、カウンセラーと直接コンタクトを採ることができるほか、アカデミック・カウンセラー委員会宛のメールによって苦情・改善を要望する事項を連絡することができる（匿名でも可）。申し出のあった事項については、内容に応じて適切かつ迅速な対応がとられ、申し出た学生に不利益が及ばないように配慮されている。そして、これらのことは、学生便覧において学生に周知されている（下記資料6参照）。

**資料6 学修に関する注意事項【2016年度学生便覧31～32頁から抜粋】**

**11 アカデミック・カウンセラー**

法科大学院における学修全般については、原則として、指導教員が相談者となり、必要な助言を行うが、特に制度上改善を求めたい事項や苦情がある場合については、アカデミック・カウンセラーが対応する。カウンセラーは、法科大学院の複数の専任教員が担当する。

申し出をする学生は、カウンセラーを直接訪ねるか、メール（[nlsac@law.nagoya-u.ac.jp](mailto:nlsac@law.nagoya-u.ac.jp)）によって連絡することができる。匿名でも差し支えない。

申し出のあった事項については、内容に応じて適切かつ迅速な対応がとられ、申し出た学生に不利益が及ぶことは一切無い。

**(c) 弁護士チューター制度・TA制度**

2016年度まで、3年コースの1年生の学習を支援するために、愛知県弁護士会に所属する若手弁護士が憲法・行政法・刑法・民法・商法の5分野について弁護士チューターとして活動してきた（週1回90分）（下記資料7参照）。具体的には、弁護士チューターが、任意で参加する学生に対してゼミを開き、特定の法分野において最低限必要な基本的な事項の理解を確認するとともに、授業で分からなかった点や勉強方法についても相談に応じるというもので、弁護士チューターは、年度初めに、当該法分野にかかる1年次配当法律

基本科目の担当教員と意見交換を行うものの、上記のゼミで使用する教材や取り上げる判例は弁護士チューターの判断で選択するというものであった。【※2017年度からは、こうした形での支援に代えて、1年次に配当される正式な講義科目（法律基本科目（選択））として、研究者教員がコーディネーターを務め、弁護士が担当する「実定法基礎Ⅰ」及び「実定法基礎Ⅱ」（各2単位）が開講されることとなった】。

また、「実定法基礎」（2016年度まで）、全ての演習系科目（法律基本科目のみ）、さらには、2015年度カリキュラムまで最終学年に配置されていた「総合問題研究」（公法・民事法・刑事法の3科目）についても、愛知県弁護士会に所属する弁護士が「課題指導員」として（科目によっては実務の観点から問題の作成を支援するとともに）講義への参加、課題の添削活動にも協力してきた。さらに、愛知県弁護士会の弁護士は、「民事実務基礎」・「刑事実務基礎（特にそのうちの模擬裁判における証人役・被告人役）」で講義に参加し、文書添削（や実技指導）などの方法によって学修活動を支援している。そして、これらの形態の支援活動は、2017年度以降も継続されている【ただし、「総合問題研究」科目にかかる支援は2016年度カリキュラムからは「総合問題演習」科目にかかる支援の形で引き継がれ、「実定法基礎」にかかる支援は、2017年度からは、「実定法基礎Ⅰ」・「実定法基礎Ⅱ」について、研究者教員のコーディネートの下、科目を担当することにより支援するという形で引き継がれている】。

資料7 弁護士チューター（2012～2016年度）一覧

| 年度／分野  | 憲法   | 行政法          | 民法   | 商法   | 刑法   |
|--------|------|--------------|------|------|------|
| 2012年度 | 仲松大樹 | 安藤達也<br>加藤睦雄 | 樺木良一 | 川口直也 | 盛田裕文 |
| 2013年度 | 仲松大樹 | 安藤達也<br>加藤睦雄 | 樺木良一 | 川口直也 | 盛田裕文 |
| 2014年度 | 仲松大樹 | 安積孝師         | 樺木良一 | 川口直也 | 盛田裕文 |
| 2015年度 | 仲松大樹 | 安積孝師         | 樺木良一 | 川口直也 | 盛田裕文 |
| 2016年度 | 仲松大樹 | 安積孝師         | 樺木良一 | 川口直也 | 盛田裕文 |

資料 8 2012～2016年度 課題指導員一覽

| 科目                   | 2012年度<br>課題指導員                                    | 2013年度<br>課題指導員                                    | 2014年度<br>課題指導員                                      | 2015年度<br>課題指導員                            | 2016年度<br>課題指導員                            |
|----------------------|--|--|--|--|--|
| 実定法基礎                |  | 仲松大樹<br>樫木良一<br>盛田裕文                               |  |  |  |
| 憲法演習                 | 見田村勇磨  | 見田村勇磨  | 見田村勇磨  | 見田村勇磨                                      |  |
| 行政法演習 I              | 小島智史   | 小島智史   | 馬場陽  | 馬場陽  | 馬場陽  |
| 行政法演習 II             | 金岡繁裕<br>横地明美                                       | 金岡繁裕<br>宇佐美芳樹                                      | 森弘典<br>大坂恭子<br>宇佐美芳樹                                 | 森弘典<br>大坂恭子<br>宇佐美芳樹                       | 森弘典<br>大坂恭子<br>宇佐美芳樹                       |
| 民法演習 I・II            | 中根雄志<br>森本真仁<br>伊東正晴<br>寺島隆宏<br>脇田あや<br>有田弘信       | 中根雄志<br>上杉謙二郎<br>伊東正晴<br>寺島隆宏<br>西脇健人<br>有田弘信      | 上杉謙二郎<br>寺島隆宏<br>西脇健人<br>有田弘信<br>玉垣正一郎<br>渡邊海太       | 上杉謙二郎<br>横地明美<br>渡邊海太<br>青木有加<br>服部真也      | 上杉謙二郎<br>横地明美<br>渡邊海太<br>青木有加<br>服部真也      |
| 刑法演習 I・II            | 盛田裕文   | 盛田裕文   | 小島寛司   | 小島寛司                                       | 小島寛司                                       |
| 商法演習 I・II            | 西脇正訓   | 西脇正訓   | 山口裕允   | 山口裕允                                       | 山口裕允                                       |
| 総合問題研究<br>(公法)       | 岩月浩二<br>中山弦<br>伊藤麻衣子<br>森弘典<br>馬場陽<br>山本晋也<br>吉浦勝正 | 藤川誠二<br>中山弦<br>伊藤麻衣子<br>森弘典<br>馬場陽<br>山本晋也<br>吉浦勝正 | 藤川誠二<br>濱寫将周<br>伊藤麻衣子<br>森弘典<br>堀江哲史<br>小林哲也<br>吉浦勝正 | 藤川誠二<br>見田村勇磨<br>小島寛司<br>堀江哲史              | 藤川誠二<br>見田村勇磨<br>小島寛司<br>堀江哲史              |
| 総合問題研究<br>(民事法) I・II | 恒川直久<br>林良周<br>上松健太郎<br>日比野穂高                      | 恒川直久<br>稲垣遼<br>上松健太郎<br>日比野穂高                      | 恒川直久<br>稲垣遼<br>上松健太郎<br>日比野穂高                        | 伊東正晴<br>寺島隆宏<br>稲垣遼<br>日比野穂高               | 伊東正晴<br>寺島隆宏<br>稲垣遼<br>日比野穂高               |
| 総合問題研究<br>(刑事法)      | 大瀧保<br>鈴木哲郎<br>藤田靖人<br>長坂早余子<br>鳥居佑樹<br>鴨下沙登子      | 大瀧保<br>鈴木哲郎<br>藤田靖人<br>後藤淳<br>鳥居佑樹<br>鴨下沙登子        | 大瀧保<br>井上健人<br>小森大輔<br>後藤淳<br>鳥居佑樹<br>鴨下沙登子          | 大瀧保<br>井上健人<br>小森大輔<br>後藤淳<br>青山玲弓<br>小島寛司 | 大瀧保<br>兼村知孝<br>小森大輔<br>後藤淳<br>青山玲弓<br>小島寛司 |

その他、本学大学院法学研究科の研究者養成コースに在籍する院生がティーチング・アシスタント（TA）として学習支援にあたっている科目も少なくない。

#### （d）教材作成支援

各授業において使用する資料の作成に関しては、教育研究支援室（教材準備室）を設置し、原則として職員2名が担当し、教員や学生が、授業で使用する図書の名称・該当頁や、判例の年月日・登載判例集等をあらかじめ連絡すれば、準備室の職員がこれらを検索した上で、希望の期日までに必要部数を複写しておくこととしており、教員の教育、学生の学習を支援する体制をとっている。

#### （e）学習・研究成果の公表

本法科大学院の在学学生及び修了生は、上述の「名古屋ロー・レビュー」において研究の成果を公表することもできる（「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」の成果の一部は、同誌に掲載する形で公表されている）。

### （2）生活支援

学生に対する経済的支援のための制度としては、まず、「授業料免除」がある。これは、授業料を全額または半額免除するという全学的な制度であるが、本法科大学院においては、対象が法科大学院生であることに鑑み、学業にインセンティブを与えるという目的とともに、社会人入学者については、いわゆる家計基準について、就業時の前年度の収入を基準とすることは妥当でないことから、その選考については、家計基準と学力基準の両方を考慮するという特別な基準を設け、半額を免除している（「2016年度学生便覧」38頁参照）。2012～2016年度における授業料免除状況は下記の資料9の通りであり、毎年30名以上の学生が免除を受けている。なお、2016年度までは、3年コースと2年コースとを別枠としていたが、定員削減等の事情にも鑑み、2016年度より、規程の改正により、3年コースの学生と2年コースの学生の間で（具体的には各コースの1年次の学生の間及び各コースの2年次の学生の間で）免除枠の流用（融通）を認めている。これにより、免除申請者が少ない場合にも比較的多くの申請者に免除を認めることが可能となっている。また、同年度より、選考基準のうちの学力基準の評価指標をより緻密なものにしたことにより、より厳密・的確な選考が可能となっている。

資料9 授業料免除状況

| 年度   | 2012年度 |    | 2013年度 |    | 2014年度 |    | 2015年度 |    | 2016年度 |    |
|------|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|
|      | 前期     | 後期 | 前期     | 後期 | 前期     | 後期 | 前期     | 後期 | 前期     | 後期 |
| 未修1年 | 7      | 7  | 5      | 5  | 7      | 8  | 3      | 5  | 2      | 2  |
| 既修1年 | 6      | 6  | 8      | 8  | 9      | 8  | 6      | 8  | 7      | 6  |
| 未修2年 | 7      | 7  | 8      | 8  | 2      | 4  | 8      | 9  | 6      | 6  |
| 既修2年 | 6      | 6  | 7      | 7  | 7      | 7  | 11     | 10 | 10     | 10 |
| 未修3年 | 6      | 6  | 7      | 7  | 9      | 9  | 5      | 5  | 10     | 10 |
| 合計   | 32     | 32 | 35     | 35 | 34     | 36 | 33     | 37 | 35     | 34 |

他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介としては、まず、日本学生支援機構の奨学金第1種（無利子）、第2種（有利子）があり、それについて、その応募の紹介を行っている。2012年度～2016年度の採用実績（各年度における新規採用者数）は下記資料10のとおりである。

資料10 日本学生支援機構奨学金採用実績

| 年度／種別 | 第1種 | 第2種 | 第1種・第2種併用 | 備考（辞退状況等）          |
|-------|-----|-----|-----------|--------------------|
| 2012  | 23  | 0   | 9         |                    |
| 2013  | 20  | 0   | 7         | 第1種1名辞退<br>第2種1名辞退 |
| 2014  | 16  | 0   | 5         | 第1種1名辞退            |
| 2015  | 9   | 0   | 2         |                    |
| 2016  | 7   | 0   | 0         |                    |

また、本法科大学院は、中部弁護士会連合会・名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）が後援する「NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ」の奨学金の支給対象法科大学院となっており、その応募の紹介も行っており（下記資料11参照）、2012年度入学生2名が本法科大学院から採用されている。

さらに、地方公共団体および民会奨学事業団体が貸与・給付する奨学金の募集があったときは、その都度、その応募の紹介を行うこととしている。



資料 11 ちゅうぶ奨学生について

【本法科大学院ウェブサイト (<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/idea/fees.html>) から抜粋】

●NPO 法人奨学金 (NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ奨学生)

名古屋大学法科大学院は、NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ (後援：中部弁護士会連合会・愛知県弁護士会) の奨学金支給対象法科大学院です。同NPO法人では、弁護士が不足している地域で、将来弁護士として働く意志のある中部地区の法科大学院生を奨学金というかたちで応援しています。詳しくは NPO 法人のホームページ [http://www.geocities.jp/lawschool\\_sc/index.html](http://www.geocities.jp/lawschool_sc/index.html) をご覧ください。

なお、学生が利用できる教育ローンに関する情報も、本法科大学院のウェブページ (<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/idea/fees.html>) 等で提供している。

### (3) 健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談助言体制

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談助言体制については、名古屋大学の全学の機関として設置された「保健管理室」、「学生相談総合センター」、および「セクシュアル・ハラスメント相談所」を法科大学院の学生も利用する形で対応している。

保健管理室では、内科医師による健康相談(月から金)と、精神科医による精神健康相談(月・金)を行っており、身体と精神の両面について、学生が容易に相談することができるような体制を整備するよう全学的に努めている。

学生相談総合センターは、学生相談部門、メンタルヘルス部門、就職相談部門からなっている。学生相談部門では、臨床心理学の専門家が、学業・進路・対人関係などの学生生活上の悩みや課題についての相談およびカウンセリングを行い、学生自身で問題解決の糸口を見つけるための援助を行う。メンタルヘルス部門では、精神科医が、不眠・抑うつ・不安などの精神的な悩みの相談に薬物療法も含めて対応し、また、学生の指導にあたる教員および保護者の対応の仕方についても相談に応じている。いずれの生活相談体制も、専門家が配置され、毎日開室されており、学生が講義等の合間に容易に相談に行くことができるような体制を整備するよう全学的に努めている (名古屋大学学生相談総合センターのウェブサイト<http://gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp/>参照)。さらに、本法科大学院では、クラス担任も、学習支援の一環として、休学等の生活相談についても助言を行なっている。

名古屋大学は「名古屋大学ハラスメント防止基本宣言」に基づいて、全学的にセクシュアル・ハラスメント等の防止に取り組んでいる。同宣言の精神を具体化して、各種ハラスメントを防止する体制を整備するために、「名古屋大学セクシュアル・ハラスメント防止対策ガイドライン」を策定した (下記資料12参照)。

上記ガイドラインに基づいて、全学の組織として「セクシュアル・ハラスメント相談所」が設置されており、セクシュアル・ハラスメントに関し専門的な対応のできる相談員を複数配置した。相談室は毎日(月から金)午前9時半から午後4時まで電話や FAX での相談を受

け付けており、電子メールでも相談をすることができる。また、部局ごとに、専門研修を受けた教職員が窓口担当員として配置され、相談の受け付け、相談所の紹介を行っている。

資料 12 名古屋大学ハラスメント防止基本宣言（平成 13 年 10 月 16 日制定）

【名古屋大学ハラスメント相談センターのウェブサイト

（<http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp/declare.html>）から抜粋】

名古屋大学は、『学術憲章』において、「人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献すること」を大学の使命とし、そのための研究と教育の基本目標及び社会的貢献の基本目標を明らかにしている。また、「大学運営の基本方針」としてすべての教職員や学生の学問研究の自由を保障するとともに、各構成員が大学の理念や目標の策定と実現に積極的に参加すること、自らの不断的努力によって大学の発展に寄与することを求めている。

こうした大学運営のあり方を支える上で、大学のすべての構成員が、互いに他の者を対等な人格と認め、その自由や権利を尊重しあうことが不可欠である。大学で日常的な活動は、個人的な信頼関係や指揮命令に基づく協働作業とが交錯する場において行われる。しかしながら、そうした場合は、セクシュアル・ハラスメントやいわゆるアカデミック・ハラスメント等の人権侵害の起こる空間にもなりうる。名古屋大学のすべての構成員は、このことを十分に自覚して、大学の良好な環境の維持発展に努めなければならない。

教育・研究活動に関わる大学運営において、地位や影響力を有する者は、それらを有効に活用することで、すぐれた成果を挙げ大学に貢献することが期待される。とりわけ教員は、学生に対する教育・指導・評価といった権限を有している。しかし、そうした権限や影響力を濫用し、または職務を逸脱して、教育・研究指導を受ける者や職務に従事する者の人格や権利などを侵害することは、決して許されない。人類の幸福に貢献するという名古屋大学の崇高な使命を全うすべく、大学のすべての構成員は、自由と権利を享受すると同時に、厳しい自己規律を維持しながら教育、研究、就業活動に従事すべき義務を負っている。

他方で、ハラスメントの被害者は、深刻な苦痛を被るだけでなく、日常の生活を取り戻すまでに長い時間を要するなど、経済上も健康上も重い負担を負う場合がある。それはまた、大学全体にとっても大きな損失をもたらす。なぜならば、有為な人材の育成が滞り、教職員や学生の能力が十分に発揮されないことになり、さらには、これまで名古屋大学の先人たちが築いてきた職場や教育・研究環境を破壊することにもつながるからである。

大学では、何よりもハラスメントが発生しない環境を作ることが大切である。しかし、不幸にもハラスメントが生じた場合には、大学は速やかに被害者の権利を回復し、良好な環境を取り戻すために、当事者による自主的な解決への援助、専門家による相談、あるいは関係機関の連携協力により柔軟かつ適切な対応を行うなどして、誠実に問題解決に取り組まなければならない。

名古屋大学は、以上のように、大学のすべての構成員の厳しい自己規律と誠意ある協力に基づき、ハラスメントの徹底的な防止と、その対策の実施に努める。

#### (4) 障害のある学生に対する支援

名古屋大学では、全学的に身体に障害のある者の受験機会の確保、入学後の学習・生活支援のための施策をとっており、本法科大学院においても、以下のような措置を講じている。

##### (a) 受験機会の確保および修学上の配慮

身体に障害のある者が本法科大学院の入学試験を受けようとする場合で、受験上・修学上特別な配慮を必要とするときは、入学願書の提出に先立って、障害の状況、受験上および修学上の配慮を希望する事項等を記載した「特別配慮申請書」（様式は自由）と健康診断書を本法科大学院へ提出してもらい、あらかじめ相談してもらうこととしている。申請書が提出された場合には、入学試験に関しては、入試委員会を中心にして組織的な対応策を検討し、障害の種類や程度に応じた特別措置を講ずることとしている。これまで具体的には、視覚障害のある者に対して、拡大文字問題冊子の配布や試験解答時間の延長（1.3倍）等、大学入試センター法科大学院適性試験に準じた特別措置を取った。また、入学後の修学に関しては、入学試験に合格後、学務委員会、学生生活委員会が本人に本法科大学院の設備等を説明し、十分事情を聴取した上で組織的な対応をすることとしているが、現在までのところ、実際に特別措置を要する者は入学していない。

なお、2016年度末現在で本法科大学院の学生による利用実績はないものの、名古屋大学学生相談総合センターには、障害学生支援室が設置されており、同室への相談を経て、本法科大学院に入学した障害学生が一定の修学支援（手書き・パソコンノートテイク等）を受けることも可能である。

##### (b) 施設・設備

本法学研究科の建物は、いわゆるユニバーサルデザインを採用しており、身体に障害のある者用に、室内への出入口を段差のないバリアフリーの引き戸にし、本来は固定席である講義室の出入口側最前列を車椅子で受講できるよう移動式座席とし、移動用にエレベーターおよび階段昇降用エレベーターを備え、緊急呼出ボタン付の多目的トイレを1階に設置している。このように、本法科大学院では、身体に障害のある者の修学のために必要な基本的施設・設備の整備充足に努めている。

## 5. 優れた点および改善点

本法科大学院では、ITを使った教育環境が整備されており、わが国の大学において最先端のものである。法廷教室の設備は、その後の他の法科大学院での整備の際の範となったものであり、2012年度以降も設備の維持・強化が図られているし、本法科大学院で開講さ

れているすべての科目のシラバス情報は「Canvas」上で公開されている。そして、「教材ライブラリー」の利用状況（下記の各表を参照）から学生が実際に有効に利活用していることがわかる。その他、シラバスや教材ライブラリー、さらには「お助け君」等の利活用に支障が出ないよう、自習室や講義棟内のIT環境も十分に整備されている。

また、学生に対する支援の枠組みを見ても、少人数のクラス編成の下、クラス担任・副担任による丹念な履修指導、弁護士チューター、課題指導員等の弁護士による学修支援が用意されており、実際に機能している。

さらに、学修上・生活上の諸々の相談を持ち込める環境も整備されている。2012～2016年度において、アカデミック・カウンセラーや学生総合相談センター等に学生が相談したことが問題の解消につながった例もあり、こうした制度は現実に利活用され、機能している。

そして、従前、学生が自主ゼミ等を行う際に自由に議論できるゼミ教室のような空間の確保という点が課題になっていたものの、学生数の減少に伴い文系総合館等における空き教室の確保が以前よりは容易になっていることに加え、法経共用館の904教室を自主ゼミ・討論室として新たに活用可能としたことにより、一定程度問題が解消されるに至っている。

改善すべき点としては、法科大学院専用の建物を有していないことから、大学内のスペースをやりくりしながら運営している状況にあり、教育環境のさらなる整備のためには、専用の図書館、講義室を有することなどが必要となる点が挙げられよう。また、IT関係についても技術の進展とともに、改善の余地が生ずることから、今ある仕組みを学生が十分に活用できるよう設備面においてサポートすることはもちろん、仕組みそのものについても絶え間ないグレードアップが必要であるほか、FD支援ツールとしての、活用可能性も検討していく必要がある。

#### 基礎力確認テスト 利用状況確認（月別）

<期間:2016/4/1～2017/3/31>

| 行  | 年月       | 演習数   | 延べ解答数  |
|----|----------|-------|--------|
| 1  | 2017年3月  | 14    | 210    |
| 2  | 2017年2月  | 6     | 75     |
| 3  | 2017年1月  | 395   | 476    |
| 4  | 2016年12月 | 42    | 373    |
| 5  | 2016年11月 | 64    | 825    |
| 6  | 2016年10月 | 128   | 1,560  |
| 7  | 2016年9月  | 291   | 2,169  |
| 8  | 2016年8月  | 147   | 1,446  |
| 9  | 2016年7月  | 282   | 3,103  |
| 10 | 2016年6月  | 116   | 1,123  |
| 11 | 2016年5月  | 90    | 691    |
| 12 | 2016年4月  | 136   | 1,294  |
| 13 | 合計       | 1,711 | 13,345 |

短答式過去問題演習トレーニング 利用状況確認（月別）

<期間:2016/4/1~2017/3/31>

| 行  | 年月       | 演習数 | 延べ解答数 |
|----|----------|-----|-------|
| 1  | 2017年3月  | 49  | 493   |
| 2  | 2017年2月  | 99  | 321   |
| 3  | 2017年1月  | 129 | 371   |
| 4  | 2016年12月 | 50  | 263   |
| 5  | 2016年11月 | 37  | 184   |
| 6  | 2016年10月 | 22  | 169   |
| 7  | 2016年9月  | 33  | 156   |
| 8  | 2016年8月  | 19  | 155   |
| 9  | 2016年7月  | 48  | 218   |
| 10 | 2016年6月  | 105 | 470   |
| 11 | 2016年5月  | 146 | 532   |
| 12 | 2016年4月  | 71  | 350   |
| 13 | 合計       | 808 | 3,682 |

判例学習ドリル 利用状況確認判例学習ドリル（月別）

<期間:2016/4/1~2017/3/31>

| 行  | 年月       | 演習数 |
|----|----------|-----|
| 1  | 2017年3月  | 41  |
| 2  | 2017年2月  | 20  |
| 3  | 2017年1月  | 1   |
| 4  | 2016年12月 | 0   |
| 5  | 2016年11月 | 1   |
| 6  | 2016年10月 | 9   |
| 7  | 2016年9月  | 41  |
| 8  | 2016年8月  | 14  |
| 9  | 2016年7月  | 17  |
| 10 | 2016年6月  | 1   |
| 11 | 2016年5月  | 11  |
| 12 | 2016年4月  | 23  |
| 13 | 合計       | 179 |

## 第7章 修了生の進路及びキャリア支援

### 1. 修了生の進路

本法科大学院においては、法曹となる道をひとつの主要な選択肢として示しつつ、個々の学生の適性に応じた多様な進路の選択を促している。その結果、2012年度から2016年度に修了した学生の進路は下記資料1のとおりとなっている（ただし、2017年3月の段階で判明しているものに限られる）。

資料1 修了生の進路

| 修了年度<br>【修了者数】           | (新) 司法試験合格者 |     |     |     |          |           | 非合格者 |          |     |
|--------------------------|-------------|-----|-----|-----|----------|-----------|------|----------|-----|
|                          | 法曹 ※1       |     |     | 公務員 | 民間<br>企業 | その他<br>※2 | 公務員  | 民間<br>企業 | その他 |
|                          | 弁護士         | 裁判官 | 検察官 |     |          |           |      |          |     |
| 2016年度【46】<br>(2017.3修了) | —           | —   | —   | —   | —        | —         | —    | —        | 46  |
| 2015年度【47】<br>(2016.3修了) | 0           | 0   | 0   | 0   | 0        | 12        | 0    | 1        | 34  |
| 2014年度【72】<br>(2015.3修了) | 0           | 0   | 0   | 1   | 0        | 32        | 1    | 1        | 37  |
| 2013年度【59】<br>(2014.3修了) | 15          | 1   | 0   | 2   | 0        | 12        | 1    | 4        | 24  |
| 2012年度【67】<br>(2013.3修了) | 27          | 2   | 0   | 1   | 3        | 8         | 3    | 4        | 19  |

※1 企業（組織）内弁護士（2012年度修了生1名）を含む。

※2 司法修習中の者を含む。また、本学特任講師として採用された者や、本研究科の任期付助教として採用された者もここに含まれる。

### 2. キャリア支援

本法科大学院では、学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めている。

学生が目指す法曹のイメージを持つのは、まずもってすでに実務法曹の職業に就いている教員の開講する科目を受講することによるものと思われる。そのためには実務家教員の開講科目が充実していることが必要となる。本法科大学院においては、実務家の専任教員

5名および実務家の客員教員・非常勤教員が開講する科目がそれにあたる。すなわち裁判官教員、検察官教員、弁護士教員により単独でまたは研究者教員との共同によって開講される「民事実務基礎Ⅰ」「民事実務基礎Ⅱ」「刑事実務基礎」「法曹倫理」「ロイヤリング」「エクスターンシップ」「模擬裁判（民事）」「環境法Ⅱ」などの受講によって、学生はそれぞれの職業イメージを豊かにすることができる。また全科目に共通して、授業担当者によるオフィスアワーが行われており、さらに「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」など科目によっては、実務家教員が、期末試験終了後、学生との個別面談をして、学生の能力、適性、進路に関する相談を受けている。とくに「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」は必修科目であることもあって、ほとんどの学生がオフィスアワーを利用している状況である。

さらに卒業生を含む学生の職業支援のために、名古屋大学法科大学院は、「キャリア支援委員会」を設けている。2016年度におけるこの委員会の構成メンバーは、実務法曹養成専攻長（法科大学院長）の他、派遣裁判官（1名）、派遣検察官（1名）、専任弁護士教員（2名）、研究者教員（2名）の法科大学院教員および本法学研究科総合法政専攻所属の企業出身の専任教員（1名）の合計8名である。

キャリア支援委員会は、学生や修了生の進路・就職の相談やアドバイスを行うこと、法曹としての多様な専門性を取得するための支援策を行うこと、それらの施策についての調査研究を行うことを職責としている。例えば、自分の適性との関係でどの法曹職が合っているのか、弁護士事務所のどこがどのような活動を行っているのか等の相談や、学業の途中で法律家としての適性が危ぶまれる者について、企業ないしは公務員等への方向転換の相談などもこれに含まれる。具体的には、各担当教員のオフィスアワー等を利用して学生が気軽に相談できる体制を作り上げている。また、修了生が司法試験を受験した後、合格発表までの間に特別講義・演習・講演を実施し、修了生がその能力・適性に応じた法曹等への進路を決定することができるよう、きっかけを与えている（下記資料2参照）。なお、これらの特別講義・講演等の開催日時・場所・取扱い内容等は、新司法試験終了後に行われる名古屋大学法科大学院同窓会の総会・懇親会の場で修了生に告知しているほか、修了生のメーリングリスト等により修了生に通知されている（2011年度以降においては修了生専用のウェブページ（下記参照）においても告知されている）。

資料2 キャリア支援にかかる特別講義・演習・講演等一覧

| 開催年度 | 種別・取扱いテーマ等   | 担当者（主体）                         |
|------|--|---------------------------------|
| 2012 | ①韓国の法曹界と法学界の現状（日本語）<br>②The Legislative Structure and How to find the Korean Law in Internet（英語）                                     | キャンパスアジア                        |
| 2012 | Law and Literature: Two Visual Angles of Wonderful Convictions in China（英語）  | キャンパスアジア                        |
| 2012 | 激動の東アジアに生きる----『衝撃→適応モデル』の内面化をめざしつつ----  | キャンパスアジア                        |
| 2012 | Special Seminar<br>Important Issues in International Arbitration   | 横溝大教授                           |
| 2012 | 連携企画「アジアのための国際貢献in法分野2012」<br>「キックオフセミナー2012」  | CALEほか                          |
| 2012 | Introduction to the Japanese Litigation including Non-contentious Litigation   | 本間靖規教授                          |
| 2012 | 特別講義「決算書の読み方」  | 牧口晴一税理士                         |
| 2012 | 特別講義「知的財産法の基礎」   | 鈴木将文教授                          |
| 2012 | 連携企画「アジアのための国際貢献in法分野2012」<br>サマースクール「アジアの法と社会2012」  | CALEほか                          |
| 2012 | 名大LS修了生勉強会   | 島崎邦彦教授                          |
| 2012 | 名古屋行政訴訟研究会   | 紙野健二教授<br>小島智史弁護士               |
| 2012 | 検察庁見学説明会（名古屋地方検察庁）   | 白井玲子教授                          |
| 2012 | Boilerplate, Brakes and Bentou: Thoughts on the Practice and Theory of International Contracts<br>Andrew J. Sutter 特任教授<br>（立教大学法学部） | キャンパスアジア<br>横溝大教授<br>金彦叔特任准教授   |
| 2012 | 名古屋大学法学研究科刑事法講座<br>「若き法律家と法律家を目指す方々へ----忘れられない被害者たち----」   | 藤宗和香教授<br>（立教大学法科大学院）           |
| 2012 | 2012年韓国の大統領選挙と市民ネットワーク政治の試み  | キャンパスアジア<br>金彦叔特任准教授<br>李正吉特任講師 |
| 2013 | 愛知法曹倫理研究会  | 森際康友教授                          |



|      |   |                        |
|------|---|------------------------|
| 2013 | 「アジアのための国際貢献 in 法分野 2013」サマースクール「アジアの法と社会 2013」                 | CALE ほか                |
| 2013 | 特別講義「弁護士と税務」  | 森田辰彦弁護士<br>高橋祐介教授      |
| 2013 | 特別講義「実践破産管財人業務」   | 成瀬伸子教授                 |
| 2013 | 特別講義「決算書の読み方」   | 牧口晴一税理士                |
| 2013 | 名大LS修了生勉強会  | 島崎邦彦教授                 |
| 2013 | 特別講義「実務に役立つ知的財産法入門」   | 鈴木将文教授                 |
| 2013 | 名古屋行政訴訟研究会  | 紙野健二教授<br>小島智史弁護士      |
| 2013 | 検察庁見学説明会（名古屋地方検察庁）  | 白井玲子教授                 |
| 2014 | 講演会（河村博氏）   | 名古屋大学刑事法講座             |
| 2014 | The search for 'Good Democracy' in Asia: Concept and Evaluation | キャンパスアジア               |
| 2014 | 「アジアのための国際貢献 in 法分野 2013」サマースクール「アジアの法と社会 2013」                 | CALE ほか                |
| 2014 | 愛知法曹倫理研究会   | 森際康友教授                 |
| 2014 | オンライン調停に関する特別講義   | 横溝大教授                  |
| 2014 | 名大LS修了生勉強会  | 安田大二郎教授                |
| 2014 | 特別講義「弁護士と税務」  | 森田辰彦弁護士<br>高橋祐介教授      |
| 2014 | 特別講義「実践破産管財人業務」   | 成瀬伸子教授                 |
| 2014 | 特別講義「決算書の読み方」   | 牧口晴一税理士                |
| 2014 | 特別講義「知的財産法の基礎」  | 鈴木将文教授                 |
| 2014 | 名古屋行政訴訟研究会  | 紙野健二教授<br>馬場陽弁護士       |
| 2014 | キャリア形成支援セミナー（キャンパス・アジア）   | CALE                   |
| 2014 | 法科大学院地方公務員業務説明会   | 愛知県人事委員会、<br>名古屋市人事委員会 |
| 2015 | 「アジアのための国際協力 in 法分野 2015 第1弾キックオフセミナー」                          | CALE ほか                |
| 2015 | 特別講義「国際経済法に関する基礎的な英語文献の講読」                                      | 水島朋則教授                 |
| 2015 | 特別講義「決算書の読み方」   | 牧口晴一税理士                |

|      |   |                             |
|------|---|-----------------------------|
| 2015 | 名古屋行政訴訟研究会  | 紙野健二教授<br>馬場陽弁護士            |
| 2015 | 特別講義「弁護士と税務」  | 森田辰彦弁護士<br>高橋祐介教授           |
| 2015 | 名大L S 修了生勉強会（民事裁判実務修習への円滑な導入を目的とする。）                | 安田大二郎教授                     |
| 2015 | 法科大学院地方公務員業務説明会                                     | 愛知県人事委員会、<br>名古屋市人事委員会      |
| 2015 | 組織内弁護士によるセミナー                                       | 日本組織内弁護士協会（J I L A）東海<br>支部 |
| 2015 | 検察体験プログラム（名古屋地方検察庁）                                 | 松熊健教授                       |
| 2016 | 裁判官として見た国際刑事裁判所（尾崎久仁子国際刑事裁判所<br>裁判官）                | 水島朋則教授                      |
| 2016 | 「アジアのための国際協力 in 法分野 2016」サマースクール「ア<br>ジアの法と社会 2016」 | CALE ほか                     |
| 2016 | 特別講義「決算書の読み方」                                       | 牧口晴一税理士                     |
| 2016 | 組織内弁護士によるセミナー                                       | 日本組織内弁護士協会（J I L A）東海<br>支部 |
| 2016 | 名古屋行政訴訟研究会  | 紙野健二教授<br>兼子千佳弁護士           |
| 2016 | 特別講義「弁護士と税務」  | 森田辰彦弁護士<br>高橋祐介教授           |
| 2016 | 名大L S 修了生勉強会  | 安田大二郎教授                     |
| 2016 | 「租税法」勉強会  | 高橋祐介教授                      |
| 2016 | 検察体験プログラム（名古屋地方検察庁）                                 | 松熊健教授                       |

本法科大学院では、文部科学省の平成19年度専門職大学院等教育推進プログラムに採択され、法科大学院協会においても修了生職域問題等検討委員会を通じてこれとの連携をはかることとされた「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」（通称「ジュリナビ」。全国の修了生のうち任意に登録した者に対してWebサイト上で弁護士事務所その他の就職情報を提供するもの）につき、2008年度（2007年度修了生）以降修了生に登録（ジュリナビIDの取得）を呼びかけている。

さらに、2011年度には本法科大学院修了生専用のウェブページを開設し、キャリア支援にかかる各種の情報（特別講義・演習・講演、セミナー、研究会等の開催予定に関する情

報、公務員の採用にかかる情報、企業の求人にかかる情報等）の提供を行っている。

そして、これらに加え、本法科大学院では、修了生から希望者を募り、日本法教育研究センター（ウズベキスタン・モンゴル）の日本法講師として派遣することにより、修了生に、異文化に接しつつ教育を行う体験をする機会を提供している。

さらに 2014 年度と翌 15 年度には、中京地区の六大学の共催で、名古屋市と愛知県について、両自治体の職員による自治体職務説明会を本法科大学院において開催した。その他にも 2016 年度から三井物産による会社説明会（2017 年度には JR 東海とトヨタ通商の会社説明会）が、学部生と合同で本学において開催されている。また 2015 年度から、日本組織内弁護士協会（JILA）の東海支部による組織内弁護士についての説明会を本法科大学院で開催している。加えて 2016 年度から南山大学と就職・キャリア支援について連携強化に取り組み、これを 2017 年度から、これを一層進めて、名古屋地区全体の就職・キャリア支援を目指すこととし、例えば本法科大学院が企画・実施する前述の特別講義・演習を他の法科大学院修了生に対しても解放する等の体制を整えている。

### 3. 優れた点

前述のように就職・キャリア支援として、本学独自のもの、他の法科大学院と協同しての説明会を多種開催しており、これは優れた取組である。

第2部 専任教員の最近の主たる業績、  
公的活動・社会貢献活動等一覧

| 2016年度専任教員一覧（カッコ内は専門）<br>※は2017年3月に退職のため、不掲載   | 頁 |
|--|---|
| 愛敬 浩二（憲法）<br>池田 雅則（民法）<br>今井 克典（商法）<br>尾島 茂樹（民法）<br>紙野 健二（行政法）※<br>小島 淳（刑事訴訟法）<br>小林 量（商法）<br>酒井 一（民事訴訟法）<br>下山 憲治（環境法）<br>鈴木 將文（知的財産法）<br>高橋 祐介（租税法）<br>橋田 久（刑法）<br>藤本 亮（法実務教育論）<br>丸山 絵美子（民法）<br>川合 伸子（実務家教員・弁護士）※<br>野田 裕之（実務家教員・弁護士）<br>松熊 健（実務家教員・検察官）※<br>安田 大二郎（実務家教員・裁判官）※ |   |

愛敬浩二教授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)                     |             |               |                                    |                               |
|--|-------------|---------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 著書、学術論文等の名称  | 単著・共著<br>の別 | 発行又は発表<br>の年月 | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称            | 備考                            |
| <b>著書</b>  |             |               |                                    |                               |
| 1 立憲主義の復権と憲法理論   | 単著          | 2012年9月       | 日本評論社                              | 総283頁                         |
| 2 改憲の何が問題か   | 共著          | 2013年5月       | 岩波書店                               | 編集を担当。115-132頁、<br>253-262頁執筆 |
| 3 法律時報増刊「憲法改正論」<br>を論ずる  | 共著          | 2013年9月       | 日本評論社                              | 23-29頁                        |
| 4 私たちは政治の暴走を許すの<br>か(岩波ブックレット910号)                               | 共著          | 2014年10月      | 岩波書店                               | 5-17頁                         |
| 5 憲法講義   | 共著          | 2015年4月       | 日本評論社                              | 21-39頁、437-451頁               |
| 6 緊急事態条項の何が問題か   | 共著          | 2016年5月       | 岩波書店                               | 79-108頁                       |
| <b>論文</b>  |             |               |                                    |                               |
| 1 長谷川憲法学におけるロックと<br>ベンタム   | 単著          | 2012年5月       | 杉原泰雄ほか編『戦後法学と憲<br>法』(日本評論社)        | 737-756頁                      |
| 2 国家緊急権論と立憲主義  | 単著          | 2013年2月       | 奥平康弘・樋口陽一編『危機の<br>憲法学』(弘文堂)        | 175-203頁                      |
| 3 自民党「日本国憲法改正草案」<br>のどこが問題か                                      | 単著          | 2013年3月       | 世界                                 | 840号、128-136頁                 |
| 4 ジェレミー・ウォルドロン<br>の違憲審査制批判について                                   | 単著          | 2014年3月       | 名古屋大学法政論集                          | 255号、757-788頁                 |
| 5 通常法と根本法  | 単著          | 2014年5月       | 『岩波講座・現代法の動態1 法<br>の生成／創設』(岩波書店)   | 47-66頁                        |
| 6 立憲・平和主義の構想   | 単著          | 2014年12月      | 『シリーズ日本の安全保障3 立<br>憲的ダイナミズム』(岩波書店) | 225-250頁                      |
| 7 イギリス憲法学における政治<br>的憲法論の行方                                       | 単著          | 2015年5月       | 全国憲法研究会編『日本国憲法<br>の継承と発展』(三省堂)     | 158-169頁                      |
| 8 The British Constitution in<br>Japanese Constitutional Studies | 単著          | 2015年9月       | King's Law Journal,                | 26巻2号、213-228頁                |
| 9 「裁判官の良心」と裁判官：憲<br>法理論的考察に向けて                                   | 単著          | 2015年10月      | 法律時報                               | 87巻11号、148-153頁               |

|   |   |          |                                  |                |
|---|---|----------|----------------------------------|----------------|
| 10 改憲問題としての緊急事態条項                                     | 単著  | 2015年11月 | 論究ジュリスト                          | 15号、142-149頁   |
| 11 イギリス憲法の『現代化』と憲法理論                                  | 単著  | 2016年2月  | 『憲法の「現代化」——ウェストミンスター型憲法の変動』(敬文堂) | 41-56頁         |
| 12 憲法秩序の変容と民主主義憲法学                                    | 単著  | 2016年2月  | 『グローバル化時代における民主主義の変容と憲法学』(日本評論社) | 178-202 頁      |
| その他   |   |          |                                  |                |
| 1 BOOK REVIEW 長谷部恭男『憲法の円環』                            | 単著  | 2014年1月  | 法律時報                             | 86巻1号、101-104頁 |
| 2 憲法の存在意義と現在の改憲問題                                     | 単著  | 2014年2月  | 教育(教育科学研究会)                      | 817号、5-14頁     |
| 3 座談会「日本国憲法研究(Number 17)緊急事態条項」                       | 共著  | 2015年11月 | 論究ジュリスト                          | 15号、150-168頁   |
| 4 翻訳「展開・改革・変化の中のイギリス公法：展望と論争」                         | 共著  | 2016年12月 | 名古屋大学法政論集                        | 268号、349-378頁  |
| 5 翻訳「イギリス憲法の諸相：スコットランドの観点から」                          | 共著  | 2017年3月  | 名古屋大学法政論集                        | 271号、209-253頁  |
| 学会及び社会における活動等   |   |          |                                  |                |
| 年 月   | 事 項   |          |                                  |                |
| 学会活動<br>日本公法学会<br>全国憲法研究会<br>憲法理論研究会<br>民主主義科学者協会法律部会 | 2013年10月から現在まで理事<br>2012年4月から現在まで運営委員(2001年度から継続)<br>2012年4月から現在まで運営委員(2000年度から継続)<br>2012年4月から現在まで理事(2005年度から継続) |          |                                  |                |
| 社会活動<br>日本学術会議連携会員(第22期)<br>愛知県弁護士会人権賞選考委員            | 2014年9月まで(2011年10月に就任)<br>2014~2016年度   |          |                                  |                |

池田 雅 則 教授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)              |                                   |               |  |               |
|---|-----------------------------------|---------------|--|---------------|
| 著書、学術論文等の名称   | 単著・共著<br>の別                       | 発行又は発表<br>の年月 | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称                  | 備 考           |
| 著書  |                                   |               |  |               |
| 論文  |                                   |               |  |               |
| 1 ドイツ法における『通常の経営の範囲』に関する覚書                                | 単著                                | 2017年2月       | 名古屋大学法政論集                                | 270号63-76頁    |
| 2 集合債権譲渡担保契約に基づいて第三者に譲渡された債権が、その後に譲渡禁止特約付で発生した場合の当該債権の譲渡性 | 単著                                | 2016年10月      | 判例時報                                     | 2302号167-173頁 |
| 3 ドイツ法における動産譲渡担保の効力                                       | 単著                                | 2015年8月       | 池田真朗ほか編『動産債権担保—比較法のマトリクス—』               | 277-295頁      |
| 4 ドイツ担保法制の概要  | 単著                                | 2015年8月       | 池田真朗ほか編『動産債権担保—比較法のマトリクス—』               | 267-275頁      |
| 5 集合財産の担保化  | 単著                                | 2014年10月      | 吉田克己/片山直也編『財の多様化と民法学』                    | 429-457頁      |
| その他   |                                   |               |  |               |
| 1 不動産譲渡担保②  | 単著                                | 2017年3月       | 千葉恵美子/潮見佳男/片山直也編『Law Practice民法 I [第3版]』 | 333-340頁      |
| 2 プロセス講義民法Ⅲ   | 共著                                | 2015年8月       | 信山社                                      | 143-165頁      |
| 3 共同抵当における物上保証人所有不動産の後順位抵当権者の地位                           | 単著                                | 2015年1月       | 潮見佳男/道垣内弘人編『民法判例百選 I』(第7版)               | 184-185頁      |
| 4 集合動産の譲渡担保   | 単著                                | 2015年1月       | 潮見佳男/道垣内弘人編『民法判例百選 I』(第7版)               | 198-199頁      |
| 5 判例講義民法 I 総則・物権[第2版]                                     | 共著                                | 2014年11月      | 悠々社                                      | 246-256頁      |
| 6 不動産譲渡担保②  | 単著                                | 2014年4月       | 千葉恵美子/潮見佳男/片山直也編『Law Practice民法 I [第2版]』 | 333-340頁      |
| 学会及び社会における活動等   |                                   |               |  |               |
| 年 月   | 事 項                               |               |  |               |
| 学会活動<br>2016年10月  | 日本私法学会理事(現在まで)                    |               |  |               |
| 社会活動<br>2015年7月   | 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 審査委員会委員(現在まで) |               |  |               |



今井克典 教授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)                                  |  |               |  |                 |
|---|--|---------------|--|-----------------|
| 著書、学術論文等の名称   | 単著・共著<br>の別  | 発行又は発表<br>の年月 | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称                      | 備 考             |
| 著書  |  |               |  |                 |
| 論文  |  |               |  |                 |
| 1 社債管理者による債権回収(2・完)   | 単著   | 2012年9月       | 名古屋大学法政論集246号                                | 154-194         |
| 2 社債権の内容に関する社債権者集会の決議事項   | 単著   | 2013年9月       | 名古屋大学法政論集251号                                | 1-42            |
| 3 エージェントの利益相反行為   | 単著   | 2014年8月       | ジュリスト1471号                                   | 43-48           |
| 4 金融商品取引法における銀行の有価証券関連業の弊害防止措置  | 単著   | 2014年9月       | 名古屋大学法政論集257号                                | 1~31            |
| 5 株主名簿の名義書換えの効力と記載・記録の効力  | 単著   | 2015年9月       | 名古屋大学法政論集263号                                | 1-36            |
| 6 業務の健全な運営に基づく銀行による社債の引受けの規制  | 単著   | 2016年6月       | 名古屋大学法政論集266号                                | 1~22            |
| 7 更生計画案の決議における議決権の行使についての社債権者集会の招集と義務   | 単著   | 2016年12月      | 名古屋大学法政論集268号                                | 1-37            |
| その他   |  |               |  |                 |
| 1 第676条～第701条、第865条～867条  |  | 2015年9月       | 奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタル会社法3』(日本評論社[別冊法学セミナー239号]) | 116-163,470-474 |
| 2 社債権者の単独償還請求   | 単著   | 2016年9月       | 岩原紳作ほか編『会社法判例百選[第3版]』(有斐閣[別冊ジュリスト229号])      | 172-173         |
| 学会及び社会における活動等   |  |               |  |                 |
| 年 月   | 事 項  |               |  |                 |
| 学会活動  |  |               |  |                 |
| 社会活動<br>(2010年12月)～2014年11月<br>2015年12月～2016年3月<br>2012年9月・2014年9月・2015年8月～9月 | 公認会計士試験試験委員<br>名古屋法務局評価委員<br>愛知大学大学院法務研究科非常勤講師・非常勤教員 |               |  |                 |

尾 島 茂 樹 教 授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)   |             |               |  |                    |
|--|-------------|---------------|--|--------------------|
| 著書、学術論文等の名称                                    | 単著・共著<br>の別 | 発行又は発表<br>の年月 | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称                                | 備 考                |
| <b>著書</b>                                      |             |               |  |                    |
| 1 経済活動と法                                       | 共著          | 平成25年12月      | 実教出版   | 191-200頁           |
| 2 ビジネス法務の基礎                                    | 共著          | 平成28年3月       | 実教出版   | 191-200頁           |
| <b>論文</b>                                      |             |               |  |                    |
| 1 不動産譲渡担保に関する判例理論について—譲渡担保権者の『処分権能』をめぐって       | 単著          | 平成24年12月      | 名古屋大学法政論集247号  | 240-216頁(135-159頁) |
| 2 不動産賃借権の時効取得と対抗                               | 単著          | 平成25年7月       | 名古屋大学法政論集250号  | 55-77頁             |
| 3 土地賃借権の時効取得に関する覚書—他人物賃貸における土地所有者への効果帰属を中心として— | 単著          | 平成26年3月       | 名古屋大学法政論集254号  | 125-151頁           |
| 4 賃借権の取得時効                                     | 単著          | 平成26年4月       | 千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice 民法Ⅰ 総則・物権編(第2版)』(商事法務)   | 133-138頁           |
| 5 金銭消費貸借                                       | 単著          | 平成26年4月       | 千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice 民法Ⅱ 債権編(第2版)』(商事法務)      | 143-148頁           |
| 6 借地借家法33条(造作買い取り請求権)                          | 単著          | 平成26年5月       | 田山輝明＝浦野順彦＝野沢正充編『新基本法コンメンタール借地借家法』(別冊法学セミナー230号)(日本評論社) | 207-210頁           |
| 7 借家法5条(造作買い取り請求権)                             | 単著          | 平成26年5月       | 田山輝明＝浦野順彦＝野沢正充編『新基本法コンメンタール借地借家法』(別冊法学セミナー230号)(日本評論社) | 326-327頁           |

|  |    |          |                                       |                  |
|--|----|----------|---------------------------------------|------------------|
| <p>8 一六歳の少年が、風俗営業店(いわゆるキャバクラ)で大人びた態度で平然と飲酒遊興した場合であっても、民法二一条にいう「詐術を用いたとき」に当たらないとして、民法五条二項に基づく取消しが認められ、かつ、その一部については、健全な風俗を阻害するか、または、少年の思慮不足に乗じた暴利行為に該当するとし、未成年者と風俗営業店のキャバクラ接客契約それ自体が公序良俗に反し無効であるとされた事例</p> <p>二 一六歳の少年が父親のクレジットカードを窃取した上、これを使用して風俗営業店で飲酒遊興代金を決済した場合、信販会社の父親に対する利用代金の支払請求の一部が権利の濫用ないし信義則違反に当たるとされた事例</p> <p>三 一六歳の少年が父親のクレジットカードを窃取した上、これを使用して風俗営業店で飲酒遊興代金を決済し、後にキャバクラ接客契約を取り消した場合、信販会社の未成年者に対する不法行為に基づく損害賠償請求が認められないとされた事例</p> | 単著 | 平成26年8月  | 判例時報2223号(判例評論666号)                   | 141-154頁(11-24頁) |
| 9 遺産中の不動産の賃料債権の帰属  | 単著 | 平成27年2月  | 水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ』(別冊ジュリスト225号)(有斐閣) | 130-131頁         |
| 10 賭博債務  | 単著 | 平成27年5月  | 河上正二＝中舎寛樹編『新・判例ハンドブック民法総則』(日本評論社)     | 51頁              |
| 11 芸娼妓契約   | 単著 | 平成27年6月  | 河上正二＝中舎寛樹編『新・判例ハンドブック民法総則』(日本評論社)     | 52頁              |
| 12 取締規定違反の私法上の効力   | 単著 | 平成27年7月  | 河上正二＝中舎寛樹編『新・判例ハンドブック民法総則』(日本評論社)     | 53頁              |
| 13 両建預金の効力   | 単著 | 平成27年8月  | 河上正二＝中舎寛樹編『新・判例ハンドブック民法総則』(日本評論社)     | 54頁              |
| 14 女子若年定年制   | 単著 | 平成27年9月  | 河上正二＝中舎寛樹編『新・判例ハンドブック民法総則』(日本評論社)     | 55頁              |
| 15 愛人への三分の一の遺贈の効力  | 単著 | 平成27年10月 | 河上正二＝中舎寛樹編『新・判例ハンドブック民法総則』(日本評論社)     | 56頁              |
| 16 賭博の負け金債務と意義を留めない承諾  | 単著 | 平成27年11月 | 河上正二＝中舎寛樹編『新・判例ハンドブック民法総則』(日本評論社)     | 57頁              |

|  |   |          |  |          |
|--|---|----------|--|----------|
| 17 クレジットカードを安全に利用するために   | 単著  | 平成27年7月  | 消費者法ニュース104号   | 85-87頁   |
| 18 賃借権の取得時効  | 単著  | 平成29年3月  | 千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice 民法Ⅰ 総則・物権編(第3版)』(商事法務) | 133-138頁 |
| 19 金銭消費貸借  | 単著  | 平成29年3月  | 千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice 民法Ⅱ 債権編(第3版)』(商事法務)    | 143-148頁 |
| 20 停止「条件」付き解除の意思表示についての覚書  | 単著  | 平成29年3月  | 名古屋大学法政論集270号  | 131-137頁 |
| その他  |   |          |  |          |
| 1 《シンポジウム》「消費者撤回権をめぐる法と政策」   | 共著  | 平成25年8月  | 消費者法5号   | 55-61頁   |
| 2 法学者の本棚 加藤一郎民法ノート(上)  | 単著  | 平成27年12月 | 法学セミナー731号   | 巻頭       |
| 学会及び社会における活動等  |   |          |  |          |
| 年 月  | 事 項   |          |  |          |
| <p>学会活動</p> <p>昭和62年10月～(現在)<br/>平成24年10月～平成28年10月</p> <p>昭和62年10月～(現在)</p> <p>平成18年10月～(現在)<br/>平成26年10月～(現在)</p>   | <p>日本私法学会会員<br/>日本私法学会理事</p> <p>金融法学会会員</p> <p>日本消費者法学会会員<br/>日本消費者法学会理事</p>  |          |  |          |
| <p>社会活動</p> <p>平成24年6月～(現在)<br/>平成24年10月～平成25年5月<br/>平成26年4月～(現在)<br/>平成26年6月～平成28年5月<br/>平成26年9月～平成28年9月<br/>平成26年11月～(現在)<br/>平成27年9月～平成28年3月<br/>平成29年2月～(現在)<br/>平成29年4月～(現在)<br/>平成29年4月～(現在)</p> | <p>愛知県弁護士会懲戒委員会予備委員<br/>愛知県弁護士会懲戒委員会委員代理<br/>国土交通省中部整備局入札監視委員会委員<br/>愛知県弁護士会懲戒委員会委員代理<br/>経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会・割賦販売小委員会委員<br/>愛知県環境審議会専門委員<br/>金沢大学大学院法務研究科外部評価委員<br/>経済産業省産業構造審議会臨時委員<br/>一般社団法人日本クレジット協会委員<br/>一般社団法人日本クレジット協会特別委員</p> |          |  |          |

小島 淳 准教授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)  |                         |               |                                  |           |
|---|-------------------------|---------------|----------------------------------|-----------|
| 著書、学術論文等の名称   | 単著・共著<br>の別             | 発行又は発表<br>の年月 | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称          | 備 考       |
| 著書  |                         |               |                                  |           |
| 論文  |                         |               |                                  |           |
| 1「一部起訴と裁判所の審判の範囲に関する一考察」  | 単著                      | 2012年11月      | 研修773号                           | P3～P16    |
| 2「自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方」  | 単著                      | 2013年11月      | 法学教室398号                         | P28～P36   |
| 3「職務質問と所持品検査」   | 単著                      | 2013年12月      | 刑事訴訟法の争点(ジュリスト増刊【新・法律学の争点シリーズ6】) | P60～P61   |
| その他(判例評釈等)  |                         |               |                                  |           |
| 1「公判調書に添付された書面の証拠としての取扱い」   | 単著                      | 2014年4月       | 平成25年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊1466号)     | P192～P193 |
| 2「弁護人に対し証拠開示することを命じる旨求めた弁護人からの証拠開示命令請求(刑訴法316条の26第1項)の棄却決定に対する即時抗告提起期間の起算日—最三小決平成23・8・31」 | 単著                      | 2017年2月       | 論究ジュリスト20号                       | P198～P203 |
| 学会及び社会における活動等   |                         |               |                                  |           |
| 年 月   | 事 項                     |               |                                  |           |
| 学会活動  |                         |               |                                  |           |
| 社会活動<br>2012年6月   | 資格試験作題委員【委員氏名非公表】(現在まで) |               |                                  |           |

小林 量 教授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)                              |             |               |  |                   |
|---|-------------|---------------|--|-------------------|
| 著書、学術論文等の名称   | 単著・共著<br>の別 | 発行又は発表<br>の年月 | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称                  | 備 考               |
| <b>著書</b>   |             |               |  |                   |
| 1 瀬川信久＝小林量他編「事例研究民事法[第2版]Ⅰ、Ⅱ」   | 共著          | 2013年4月       | 日本評論社                                    |                   |
| 2 小林量＝北村雅史編「事例研究会社法」  | 共著          | 2016年4月       | 日本評論社                                    |                   |
| <b>論文等</b>  |             |               |  |                   |
| 1 会社法逐条解説「52条、53条、54条、55条、56条、103条」                                       | 単著          | 2014年3月       | 山下友信編・会社法コンメンタール第2巻(商事法務研究会)             | p153-183,p395-401 |
| 2 会社法逐条解説「828条～846条の9、877条、878条」  | 単著          | 2015年10月      | 奥島孝康＝落合誠一＝浜田道代編・新基本法コンメンタール会社法第2版(日本評論社) | p366-407,p491,492 |
| 3 保険業法逐条解説「303条、304条、305条、306条」   | 単著          | 2016年3月       | 生命保険論集(生命保険文化センター)                       | p320-325          |
| <b>その他</b>  |             |               |  |                   |
| 1 退任時に、内規に従った退職慰労金移植慰労金を支払う旨の説明をした過半数株式を有する代表取締役等の退任取締役に対する不法行為責任が認められた事例 | 単著          | 2013年7月       | 私法判例リマックス47号(日本評論社)                      | p82-85            |
| 2 手形の呈示を伴わない催告と時効の中断  | 単著          | 2014年11月      | 別冊ジュリスト222号[手形小切手判例百選第7版](有斐閣)           | p154-155          |
| 3 取締役の会社に対する任務懈怠責任に係る遅延損害金の法定利率等  | 単著          | 2015年月        | 私法判例リマックス50号(日本評論社)                      | p78-81            |
| 4 会社に対する取締役の任務懈怠責任と遅延損害金の利率   | 単著          | 2015年4月       | 平成26年度重要判例解説[ジュリスト臨時増刊1479号]             |                   |
| 5 商号の不正目的の使用  | 単著          | 2016年4月       | 小林量＝北村雅史編「事例研究会社法」(日本評論社)所収              | p2-13             |
| 6 会社の設立に際しての開業準備行為・財産引受け  | 単著          | 2016年4月       | 小林量＝北村雅史編「事例研究会社法」(日本評論社)所収              | p14-25            |
| 7 違法配当  | 単著          | 2016年4月       | 小林量＝北村雅史編「事例研究会社法」(日本評論社)所収              | p153-167          |

|   |    |         |                                  |          |
|---|----|---------|----------------------------------|----------|
| 8 帳簿閲覧権                                     | 単著 | 2016年4月 | 小林量＝北村雅史編「事例研究<br>会社法」(日本評論社)所収  | p303-313 |
| 9 設立費用の帰属                                   | 単著 | 2016年9月 | 別冊ジュリスト229号[会社法判<br>例百選第3版](有斐閣) | p18-19   |
| 10 経営の悪化した会社の略称・<br>標章の続用と会社法22条1項の<br>類推適用 | 単著 | 2017年2月 | 私法判例リマークス54号(日本<br>評論社)          | p78-81   |

学会及び社会における活動等

| 年 月  | 事 項  |
|--|--|
| 学会活動   | 日本私法学会   |
| 社会活動<br>2008年4月<br>2006年11月<br>2006年11月<br>2007年5月<br>2004年4月<br>2009年6月<br>2014年4月<br>2015年6月 | 文部省中央教育審議会専門委員 ～2012年9月まで<br>法務省新司法試験考査委員 ～2012年10月まで<br>大学評価・学位授与機構専門委員 ～2014年3月まで<br>株式会社パロー独立委員会委員 ～2016年6月まで<br>名古屋証券取引所規律委員会委員 ～現在<br>アイシン精機株式会社監査役 ～現在<br>法科大学院協会理事 ～2016年3月まで<br>下級裁判所裁判官指名諮問地域委員会(名古屋)委員 ～現在 |

酒 井 一 教 授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)   |             |                 |  |                              |
|--|-------------|-----------------|--|------------------------------|
| 著書、学術論文等の名称  | 単著・共著<br>の別 | 発行又は発表<br>の年月   | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称                      | 備 考                          |
| 著書   |             |                 |  |                              |
| 1 Wang Guiguo and Yang Fan, A Practical Guide to Mediation and its Impact on Legal Systems in Asia-Pacific | 共著          | 2013年9月         | Wolters Kluwer                               | Mediation in Japan,p.305～313 |
| 2 石川明・石渡哲・芳賀雅顕編『EUの国際民事訴訟法判例Ⅱ』   | 共著          | 2013年1月         | 信山社  | 「ブリュッセル条約21条における同一請求概念」      |
| 3 松川正毅・本間靖規・西岡清一郎編・新基本法コンメンタール・人事訴訟法・家事事件手続法   | 共著          | 2013年9月         | 日本評論社  | 第28～30条(68～73頁)              |
| 4 山本和彦・小林昭彦・大門匡・福島政幸編・新基本法コンメンタール・民事保全法  | 共著          | 2014年2月         | 日本評論社  | 第11, 20, 21条(43～46、70～76頁)   |
| 論文   |             |                 |  |                              |
| 1「債務不存在確認訴訟」   | 単著          | 2013年5月         | 新実務民事訴訟講座3巻                                  |                              |
| 2「消費者の権利保護のための集合訴訟—訴訟対象から見た集団手続」   | 単著          | 2014年4月         | 千葉恵美子・長谷部由起子・鈴木将文編『集团的消費者利益の実現と法の役割』307～318頁 |                              |
| 3「債権者取消権の性質」   | 単著          | 2016年           | 『民事手続法性の展開と手続原則』松本博之先生古稀祝賀論文集』263～282頁       |                              |
| 4「民事訴訟における主張事実」  | 単著          | 2017年           | 『徳田和幸先生古希祝賀記念論文集』183～198頁                    |                              |
| 5「原告側の固有の必要的共同訴訟と一部の者の不提訴」   | 単著          | 2012年10月        | 法学教室385号24～32頁                               |                              |
| その他  |             |                 |  |                              |
| 1「関西大学法学研究所第46回シンポジウム・国際裁判管轄 民事訴訟法改正をうけて」  | 単著          | 2012年6月         | ノモス(関西大学)30号109～221頁                         |                              |
| 2 演習(民事訴訟法)  | 単著          | 2014年4月～2013年3月 | 法学教室   |                              |
| 3 仮差押えの命令により保全される債権の範囲   | 単著          | 2013年1月         | 民商法雑誌147巻1号77～91頁                            |                              |



|  |  |         |   |
|--|--|---------|---|
| 4 土地賃借権の確認請求における訴訟物と地代額  | 単著   | 2013年4月 | 平成24年度重要判例解説121～124頁                    |
| 5 仲裁合意の準拠法   | 単著   | 2014年7月 | JCAジャーナル2014年7月号                        |
| 権利抗弁—留置権   | 単著   | 2015年   | 高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』110頁～111頁 |
| 6「会社の新設分割における法人格否認の法理と詐害行為取消権の適用可能性」                               | 単著   | 2016年   | 私法判例リマークス53号130～133頁                    |
| 7「区分所有法59条1項の競売請求権を被保全権利として処分禁止の仮処分を申し立てることの可否(消極)」                | 単著   | 2016年   | 法学教室430号146頁                            |
| 8「共同訴訟的補助参加人の上訴は、被参加人の上訴期間内に限られるか(消極)」                             | 単著   | 2017年   | 法学教室433号157頁                            |
| 学会及び社会における活動等  |  |         |   |
| 年 月  | 事 項  |         |   |
| 学会活動   | 民事訴訟法学会会員(国際交流担当理事(2013年～2016年)、会計担当理事(2016年5月～))<br>国際私法学会会員<br>仲裁ADR法学会会員(役員2016年～)<br>国際民事手続学会(Vereinigung fuer Internationales Zivilverfahrensrecht)会員 |         |   |
| 社会活動<br>2009年から<br>2013年<br>2013年<br>2012、2013、2016年<br>2014、2015年 | 国立長寿医療研究センター倫理利益相反委員会委員<br>愛知県弁護士会懲戒委員会委員<br>愛知県労働委員会公益委員<br>司法試験審査委員<br>司法試験予備試験委員  |         |   |

下山憲治教授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)                                   |             |               |                               |                       |
|--|-------------|---------------|-------------------------------|-----------------------|
| 著書、学術論文等の名称  | 単著・共著<br>の別 | 発行又は発表<br>の年月 | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称       | 備考                    |
| <b>著書</b>  |             |               |                               |                       |
| 1 行政法  | 共著          | 2017年3月       | 日本評論社                         | 1-22頁、63-79頁、173-218頁 |
| 2 確認行政法用語230 [第2版]   | 共著          | 2016年3月       | 成文堂                           | 64-69頁                |
| 3 現代行政法講座第2巻 行政手続と行政救済   | 共著          | 2015年7月       | 日本評論社                         | 313-338頁              |
| 4 福島原発事故賠償の研究  | 共著          | 2015年5月       | 日本評論社                         | 68-88頁                |
| 5 環境法のフロンティア   | 共著          | 2015年3月       | 成文堂                           | 71-84頁                |
| 6 判例ライン行政法   | 共編          | 2012年9月       | 成文堂                           | 全頁の編集                 |
| 7 公害環境訴訟の新たな展開   | 共著          | 2012年4月       | 日本評論社                         | 155-169頁              |
| <b>論文</b>  |             |               |                               |                       |
| 1 Precaution and the Use of Nuclea Energy                                      | 単著          | 2017年2月       | Umwelt- und Technikrecht 132号 | 215-230頁              |
| 2 リスク制御と行政訴訟制度   | 単著          | 2017年1月       | 行政法研究16号                      | 117-131頁              |
| 3 公害紛争処理法に基づく調停において、調停委員会が第一回調停期日で調停を打ち切るなどした措置が国家賠償法一条一項の適用上違法であるとはいえないとされた事例 | 単著          | 2016年8月       | 判例時報2296号                     | 154-158頁              |
| 4 原子力規制の変革と課題  | 単著          | 2016年7月       | 環境法研究5号(信山社)                  | 1-25頁                 |
| 5 アスベスト国賠訴訟と規制権限不行使の違法判断に関する一考察  | 単著          | 2016年4月       | 環境法研究4号(信山社)                  | 65-87頁                |
| 6 関西建設アスベスト訴訟と国家賠償責任—大阪地裁判決及び京都地裁判決を契機に  | 単著          | 2016年4月       | 環境と公害45巻4号                    | 64-69頁                |
| 7 原子力「安全」規制の展開とリスク論  | 単著          | 2015年10月      | 環境法研究3号(信山社)                  | 1-25頁                 |
| 8 アスベスト訴訟における行政法上の論点   | 単著          | 2015年9月       | ジュリスト1485号                    | 81-86頁                |
| 9 審査請求への一元化と課題   | 単著          | 2015年9月       | 法学教室420号                      | 11-17頁                |
| 10 行政上の予測とその法的制御の一側面   | 単著          | 2015年7月       | 行政法研究9号                       | 51-79頁                |

|  |    |               |                      |   |
|--|----|---------------|----------------------|---|
| 11 行政不服審査法及びその関係法律整備法と行政手続法の改正について                     | 単著 | 2015年2月       | 自治総研436巻             | 84-108頁   |
| 12ドイツ原子力安全規制の展開と課題                                     | 単著 | 2014年12月      | 比較法研究76巻             | 66-85頁  |
| 13 水俣病認定義務付け等請求事件                                      | 単著 | 2014年12月      | 環境法研究 39号(有斐閣)       | 187-197頁  |
| 14 原子力安全規制と国家賠償責任                                      | 単著 | 2014年9月       | 法律時報86巻10号           | 113-118頁  |
| 15 消費者安全のための規制   | 単著 | 2014年9月       | 行政法の争点               | 284-285頁  |
| 16 原子力利用リスクの順応的管理と法的制御                                 | 単著 | 2014年4月       | 環境法研究 1号(信山社)        | 66-85頁  |
| 17 原子力安全規制・組織改革とそのあり方に関する一考察                           | 単著 | 2014年3月       | 名古屋大学法政論集 255号       | 619-649頁  |
| 18 原子力損害と規制権限不行使の国家賠償責任                                | 単著 | 2014年2月       | 法律時報86巻2号            | 62-67頁  |
| 19 原子力法制をめぐる新たな動向                                      | 単著 | 2013年10月      | Law & technology 61号 | 46-54頁  |
| 20 防災・災害リスク管理と行政法学                                     | 単著 | 2013年9月       | 法の科学 44号             | 29-38頁  |
| 21 消極的裁量濫用：義務付け訴訟と国賠請求訴訟                               | 単著 | 2013年2月       | 法律時報 85巻2号           | 35-40頁  |
| 22 公法解釈における立法者意思とその探究序説：地方自治関連立法動向研究の意義と方法             | 単著 | 2012年12月      | 自治総研 38巻12号          | 1-21頁   |
| 23 建設作業従事者の保護と国家賠償責任：神奈川建設アスベスト訴訟横浜地裁判決を題材に            | 単著 | 2012年9月       | 法律時報84巻10号           | 70-75頁  |
| その他  |    |               |                      |   |
| 1 演習 行政法   | 単著 | 2016/4～2017/3 | 法学教室427号～439号        | 132-133頁、124-125頁、128-129頁、110-111頁、124-125頁、148-149頁、140-141頁、148-149頁、148-149頁、126-127頁、128-129頁、122-123頁 |
| 2 行政法(学界回顧2016)  | 共著 | 2016年12月      | 法律時報88巻13号           | 27-36頁  |
| 3 廃棄物処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(2015年7月17日法律第58号) | 単著 | 2016年2月       | 自治総研448号             | 115-137頁  |
| 4 アスベスト裁判例の動向  | 単著 | 2013年10月      | 環境法研究38号(有斐閣)        | 211-226頁  |

| 学会及び社会における活動等   |  |
|---|--|
| 年 月   | 事 項  |
| 学会活動<br>2017年8月<br>2012年2月  | 環境法政策学会企画運営委員会委員<br>東アジア行政法学会事務局長  |
| 社会活動<br>2011年04月～継続中<br>2012年04月～継続中<br>2015年10月～継続中<br>2016年04月～2017年3月<br>2012年04月～2016年03月 | 地方自治総合研究所地方自治関連立法動向研究会 主査<br>豊田市不当要求行為等調査委員会<br>瀬戸市産業廃棄物等対策委員会<br>豊田市行政不服審査会<br>愛知県男女共同参画審議会委員 |

鈴木 将文 教授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)               |             |               |  |  |
|--|-------------|---------------|--|--|
| 著書、学術論文等の名称  | 単著・共著<br>の別 | 発行又は発表<br>の年月 | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称                      | 備 考  |
| 著書   |             |               |  |  |
| 1 特許訴訟〔専門訴訟講座6〕  | 共著          | 2012年4月       | 民事法研究会                                       | 掲載頁(P217～P233)                                 |
| 2 新・注解 不正競争防止法〔第3版〕  | 共著          | 2012年6月       | 青林書院   | 掲載頁(P627～P649, P871～P876, P1327, P1407～P1421)  |
| 3 ブランド管理の法実務—商標法を中心とするブランド・ビジネスと法規制                        | 共著          | 2013年7月       | 三協法規出版                                       | 掲載頁(P48～P62)                                   |
| 4 知的財産法演習ノート〔第3版〕  | 共著          | 2013年4月       | 弘文堂  | 掲載頁(P90～P107, P259～P283, P352～P368)            |
| 5 集团的消費者利益の実現と法の役割   | 共著          | 2014年5月       | 商事法務   | 編者(総P587)<br>掲載頁(P148～P164)                    |
| 6 商標法コンメンタール   | 共著          | 2015年12月      | レクスネクシス・ジャパン                                 | 編者(総P1115).<br>掲載頁(P7～P20, P33～P35, P392～P397) |
| 7 新・注解 商標法   | 共著          | 2016年10月      | 青林書院   | 掲載頁(P1100～P1135, P1670～P1679)                  |
| 8 Realization of Substantive Law through Legal Proceedings | 共著          | 2017年3月       | Mohr Siebeck                                 | 編者(総P117)<br>掲載頁(P83～P91)                      |
| 9 知的財産法演習ノート〔第4版〕  | 共著          | 2017年3月       | 弘文堂  | 掲載頁(P89～P108, P265～P287, P361～P378)            |
| 論文   |             |               |  |  |
| 1 不正競争防止法上の請求権者  | 単著          | 2012年5月       | 高林龍他編『現代知的財産法講座 I 知的財産法の理論的探究』(日本評論社)        | P425～P447                                      |
| 2 TPPにおける知的財産条項  | 単著          | 2012年7月       | ジュリスト1443号                                   | P36～P41  |
| 3 TRIPS協定に係る非違反申立制度の意義                                     | 単著          | 2012年8月       | 名古屋大学法政論集245号                                | P37～P55  |
| 4 公衆衛生分野の国内政策と国際知的財産法・国際通商法—ブレーン・パッケージ規制を素材として—            | 単著          | 2012年9月       | 同志社法学64巻4号(357号)3-27                         | P1498～P1474                                    |
| 5 著作権に関する国際的制度の動向と展望                                       | 単著          | 2012年11月      | 日本国際経済法学会年報21号                               | P226～P245                                      |
| 6 国際著作権—動向と展望  | 単著          | 2012年11月      | 日本国際経済法学会編＝柏木昇編者代表『国際経済法講座Ⅱ 取引・財産・手続』(法律文化社) | P464～P482                                      |

|   |    |          |  |           |
|---|----|----------|--|-----------|
| 7 “Domestic Measures for Public Health Policy and International IP/Trade Law” – the Case of the Australian Plain Packaging Act –                  | 単著 | 2012年12月 | 名古屋大学法政論集247号  | P350～P374 |
| 8 知的財産権と人権の関係について   | 単著 | 2013年2月  | 『国際知財制度研究会報告書』(平成24年度版)                                      | P48～P55   |
| 9 特許権侵害に対する民事救済措置に関する覚書－差止措置制限の可能性を巡って－   | 単著 | 2013年3月  | 別冊パテント10号(日本弁理士会中央知的財産研究所研究報告35号)                            | P43～P61   |
| 10 プロ・イノベーションの特許制度を目指して－行政の役割の観点からの－考察－   | 単著 | 2013年5月  | 工業所有権法学会年報36号  | P101～P119 |
| 11 標準規格必須特許権の行使と権利濫用(東京地裁平成25・2・28)   | 単著 | 2013年9月  | ジュリスト1458号   | P17～P22   |
| 12 知的財産権と非経済分野の公共政策との調整をめぐる法的问题－タバコのプレイン・パッケージ規制を素材として  | 単著 | 2013年11月 | 同志社大学知的財産法研究会・編『知的財産法の挑戦』(弘文堂)                               | P38～P61   |
| 13 複数国にまたがる行為と特許権侵害に関する予備的考察  | 単著 | 2014年3月  | 名古屋大学法政論集255号  | P555～P585 |
| 14 国境をまたがる行為と特許権の間接侵害の成否  | 単著 | 2014年10月 | 別冊パテント12号(日本弁理士会中央知的財産研究所研究報告37号)                            | P116～P130 |
| 15 International Investment Agreements, Intellectual Property Rights and Public Health  | 単著 | 2015年3月  | 名古屋大学法政論集261号  | P1～P16    |
| 16 国際投資協定と知的財産  | 単著 | 2015年6月  | 小泉直樹＝田村善之編『中山信弘先生古稀記念論文集 はばたき－21世紀の知的財産法』(弘文堂)               | P76～P96   |
| 17 日本専利侵權訴訟の最新動態(陳皓芸・訳)   | 単著 | 2015年6月  | 成大法學29卷(台湾・国立成功大学)   | P113～P225 |
| 18 財産権の保護(保障)と知的財産  | 単著 | 2015年7月  | 設樂隆一ほか編『飯村敏明先生退官記念論文集 現代知的財産法 実務と課題』(発明推進協会)                 | P3～P13    |
| 19 FRAND宣言を伴う標準必須特許の権利行使について－国際比較から見た知財高裁大合議判決の意義－  | 単著 | 2015年8月  | 判例タイムズ1413号  | P30～P35   |
| 20 “‘That may be Japanese law ... but not in my country!’: Marriage, Divorce and Private International Law in Giacomo Puccini’s Madama Butterfly” | 単著 | 2015年    | 20 Zeitschrift Für Japanisches Recht/Journal of Japanese Law | P73～P87   |
| 21 標準必須特許の権利行使を巡る法的問題   | 単著 | 2015年12月 | 経済産業研究所ディスカッションペーパー15-J-061                                  | P1～P41    |
| 22 地理的表示保護制度に関する－考察－我が国の地理的表示法の位置づけを中心として   | 共著 | 2015年12月 | 知的財産法政策学研究47号  | P223～P259 |

|  |    |          |  |             |
|--|----|----------|--|-------------|
| 23 知的財産権の排他性と侵害に対する救済措置－特許権を中心として－   | 単著 | 2016年4月  | 著作権研究42号   | P4～P21      |
| 24 TPP知的財産権章の争点  | 単著 | 2016年5月  | 国際商事法務44巻5号  | P730～P736   |
| 25 知的財産に関する国際的規範形成と国内受容－TPP協定に至るまで   | 単著 | 2016年11月 | 論究ジュリスト19号   | P37～P42     |
| 26 知的財産権侵害に対する民事救済措置を巡る最近の動向とその理論的含意   | 単著 | 2017年2月  | 名古屋大学法政論集270号  | P337～P351   |
| 27 Pursuit of Pro-innovation Patent Proceedings – Recent Experience of Japan   | 単著 | 2017年3月  | Alexander Bruns & Masabumi Suzuki, eds., <i>Realization of Substantive Law through Legal Proceedings</i> (Mohr Siebeck, 2017) 所収 | P83～P91.    |
| その他(判例評釈等)   |    |          |  |             |
| 1 並行輸入と特許権－BBS並行輸入事件(評釈)   | 単著 | 2012年4月  | 別冊ジュリスト特許判例百選〔第4版〕   | P204～P205   |
| 2 表示規制分野における私的利益の保護と公的規制(学会抄録)   | 単著 | 2012年8月  | 消費者法4号   | P28～P32     |
| 3 プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈[知財高判平24・1・27(平成22年(ネ)第10043号)](評釈)                     | 単著 | 2012年10月 | Law&Technology57号  | P54～P64     |
| 4 田村善之著『ライブ講義 知的財産法』(書評)   | 単著 | 2012年12月 | 法学セミナー695号(2012年12月号)  | P134        |
| 5 アジアにおける知的財産制度の地域内統合－必要性、課題、可能性とモデル－(李亞虹・著)(翻訳)                               | 単著 | 2013年2月  | 知的財産法政策学研究41号  | P209～P229   |
| 6 家庭用テレビゲーム機の内臓プログラムの改変と商標権侵害の成否(評釈)   | 単著 | 2013年11月 | 知財管理63巻11号   | P1837～P1846 |
| 7 特許法102条2項の推定の適用要件(評釈)  | 単著 | 2014年4月  | ジュリスト1466号平成25年重要判例解説  | P274～P275   |
| 8 FRAND宣言がなされた標準規格必須特許に基づく権利行使(知財高裁大合議判決)[知財高判平26・5・16(平成25年(ネ)第10043号ほか)](評釈) | 単著 | 2014年10月 | Law & Technology 65号   | P55～P64     |
| 9 [巻頭言]特集:知的財産紛争戦略－動向と課題(解説)   | 単著 | 2015年3月  | 日本知財学会誌11巻3号   | P2～P4       |
| 10 「アジアの経済統合と知的財産制度の調和への展望－2013年度『法整備支援の研究』全体会議の第1日目の報告－」(報告)                  | 単著 | 2015年3月  | CALE NEWS No. 34   | P10         |
| 11 無効審判の一事不再理について判断した事例(評釈)  | 単著 | 2015年7月  | 判例評論677号(判例時報2256号129-144頁)  | P15～P30     |

|                              |    |            |             |         |
|------------------------------|----|------------|-------------|---------|
| 12 Web解説TPP協定 18知的財産(解説)     | 単著 | 2016年4月・5月 | 経済産業研究所サイト  |         |
| 13 プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈(評釈) | 単著 | 2016年8月    | 民商法雑誌152巻1号 | P41～P61 |

学会及び社会における活動等

| 年 月        | 事 項  |
|------------|--|
| 学会活動       | <p>日本工業所有権法学会 理事(2006～)</p> <p>日本国際経済法学会 理事(2009年～)</p> <p>著作権法学会 理事(2016年～)</p> <p>国際法協会日本支部会員</p> <p>国際著作権学会日本支部会員</p> |
| 2012年5月12日 | 日本工業所有権法学会シンポジウム「イノベーションと特許制度-行政の役割の視点から-(報告)[上智大学]  |
| 2015年6月7日  | 著作権法学会/日本工業所有権法学会 合同研究大会 シンポジウム『知的財産権の本質と救済』『知的財産権の排他性と侵害に対する救済措置(特許権を中心として)』(報告)[一橋記念講堂]                                |
| 2016年4月23日 | 国際法協会日本支部2016年度研究大会「知的財産権と国際法・国際私法」  |
| 社会活動       |  |
| 2012年4月    | 文化庁文化審議会著作権分科会専門委員(現在に至る)  |
| 2012年4月    | 経済産業省不正貿易政策・措置調査小委員会臨時委員(現在に至る)  |
| 2012年4月    | 日本弁理士会中央知的財産研究所主任研究員(現在に至る)  |
| 2012年5月    | 知的財産研究所「安定的な権利付与に向けた制度に関する調査研究委員会」委員(2013年2月まで)  |
| 2012年6月    | 法務省平成24年司法試験考査委員   |
| 2012年7月    | (社)日本国際知的財産保護協会研究会座長(2013年2月まで)  |
| 2012年7月    | (一財)国際貿易投資研究所公正貿易センター「国際知財制度研究会」委員(2013年3月まで)  |
| 2012年9月    | (公財)日東学術振興財団評議員、選考委員(現在に至る)  |
| 2012年10月   | 中部経済産業局中部知的財産戦略本部本部員(現在に至る)  |
| 2013年6月    | 法務省平成25年司法試験考査委員(知的財産法)  |
| 2013年9月    | 知的財産研究所「各国知的財産関連法令TRIPS協定整合性分析調査委員会」委員(2016年3月まで)  |
| 2013年11月   | 経済産業研究所「標準と知財の企業戦略と政策の研究」研究会委員(2015年8月まで)  |
| 2014年6月    | 法務省平成26年司法試験考査委員   |
| 2014年6月    | 経済産業省特許庁産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会審査基準専門委員会WG臨時委員(現在に至る)   |
| 2014年10月   | 知的財産研究所産業財産権調査研究「出願公開制度に関する調査研究」委員会委員(2015年3月まで)   |
| 2015年6月    | 法務省平成27年司法試験考査委員   |
| 2015年7月    | 特許庁産業審議会知的財産分科会情報普及活用小委員会(2016年1月まで)   |
| 2015年7月    | 知的財産研究所産業財産権制度問題調査研究「中小企業等における先使用権制度の円滑な活用に関する調査研究」委員長(2016年3月まで)  |
| 2015年10月   | (独)日本学術振興会国際科学研究費委員会専門委員(2017年9月まで)  |
| 2016年1月    | 経済産業省特許庁産業構造審議会知的財産分科会情報普及活用小委員会臨時委員   |
| 2016年4月    | オランダマーストリヒト大学博士論文審査委員会委員(2016年7月まで)  |
| 2016年5月    | 法務省平成28年司法試験考査委員   |
| 2016年8月    | 経済産業研究所「標準化と知財化—戦略と政策」研究会委員(現在に至る)   |
| 2016年9月    | (一財)知的財産研究教育財団「各国知的財産関連法令TRIPS協定整合性分析調査委員会」委員(現在に至る)   |
| 2016年12月   | 経済産業研究所ファカルティフェロー(現在に至る)   |



高橋 祐介 教授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)                                  |             |               |                                 |                      |
|---|-------------|---------------|---------------------------------|----------------------|
| 著書、学術論文等の名称   | 単著・共著<br>の別 | 発行又は発表<br>の年月 | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称         | 備 考                  |
| 著書  |             |               |                                 |                      |
| 1 租税法演習ノート:租税法を楽しむ21問(第三版)  | 共著          | 2013年3月       | 弘文堂                             | 9及び19担当              |
| 2 ベーシック税法(第7版)  | 共著          | 2013年4月       | 有斐閣                             | 第4章担当                |
| 論文  |             |               |                                 |                      |
| 1 生活保障と生命保険課税   | 単著          | 2012年5月       | 税法学567号                         | 131-155頁             |
| 2 税は自ら助くる消費者(もの)を助く?: 投資家の受領した損害賠償課税を中心として                                    | 単著          | 2012年9月       | NBL984号                         | 90-98頁               |
| 3 社会保障と税の一体改革への影響(特集「マイナンバー制度」への期待と課題-税制と税務への影響-)                             | 単著          | 2013年7月       | 税研170号                          | 28-33頁               |
| 4 馬券の払戻金と所得税制, 高橋祐介   | 単著          | 2013年11月      | 法学教室398号                        | 38-44頁               |
| 5 損害賠償なんか踏み倒せ! -債務の消滅をめぐる課税関係に関する一考察-   | 単著          | 2014年3月       | 立命館法学2013年6(352)号               | 240(2884)-264(2908)頁 |
| 6 税は自ら助くる消費者(もの)を助く? -投資家の受領した損害賠償課税を中心として-                                   | 単著          | 2014年5月       | 千葉恵美子他編『集团的消費者利益の実現と法の役割』(商事法務) | 532-548頁             |
| 7 源泉徴収過程における過誤の是正に関する一考察  | 単著          | 2014年5月       | 税法学571号                         | 183-206頁             |
| 8 事業再生と法人課税   | 単著          | 2014年8月       | 金子宏他編『租税法と市場』(有斐閣)              | 414-431頁             |
| 9 税制改正大綱の検討-税法学の観点から(特集 平成27年度税制改正大綱の概要と評価)                                   | 単著          | 2015年5月       | 税研181号                          | 65-70頁               |
| 10 相続税・贈与税の租税回避と立法的対処の限界  | 単著          | 2015年9月       | 岡村忠生編『租税回避研究の展開と課題』(ミネルヴァ書房)    | 153-183頁             |
| 11 判例クローズアップ 競馬の当たり馬券が雑所得で有、外れ馬券の購入代金も必要経費に該当するとさた事例(最判平成27年3月10日刑集69巻2号434頁) | 単著          | 2015年10月      | 法学教室421号                        | 42-49頁               |

|   |    |          |                          |          |
|---|----|----------|--------------------------|----------|
| 12 納税者番号制度と納税者の秘密の保護  | 単著 | 2016年1月  | 日税研論集67号                 | 183-218頁 |
| 13 ふるさと納税と負の課税(特集2 地方税財政の現在と未来)   | 単著 | 2016年4月  | 都市問題107巻4号               | 62-69頁   |
| 14 納税環境の整備(特集 平成28年度税制改正と今後の課題)   | 単著 | 2016年5月  | ジュリスト1493号               | 45-49頁   |
| 15 流動財産担保法制と租税債権の優先性  | 単著 | 2017年2月  | 名古屋大学法政論集270号            | 353-368頁 |
| その他   |    |          |                          |          |
| 1 任意組合等の組合員の所得計算方法[東京地判平成23年2月4日]   | 単著 | 2012年4月  | 平成23年度重要判例解説(ジュリスト1440号) | 213-214頁 |
| 2 租税判例速報 養老保険の保険料と所得税法34条2項の「支出した金額」[最二小判平成24.1.13]   | 単著 | 2012年5月  | ジュリスト1441号               | 8-9頁     |
| 3 [講演録]生活保障と生命保険課税  | 単著 | 2012年6月  | 租税研究752号                 | 160-172頁 |
| 4 [講演録]消費者と税法——消費者の救済を巡る課税関係を中心として——  | 単著 | 2012年10月 | 租税研究756号                 | 129-139頁 |
| 5 固定資産税等過納金相当額と国家賠償請求[最一判平成22.6.3.]   | 単著 | 2012年12月 | 名古屋大学法政論集247号            | 204-189頁 |
| 6. 判例批評 暦年途中における損益通算廃止の憲法八四条適合性(最一判平成23.9.22・最二判平成23.9.30)  | 単著 | 2013年1月  | 民商法雑誌147巻4・5号            | 409-432頁 |
| 7 判例研究 相続税の更正の請求手続をし忘れたことによる還付相当額の損害賠償と税理士職業賠償責任保険約款の免責条項[東京地判平成20.7.22.]                                   | 単著 | 2013年9月  | 名古屋大学法政論集251号            | 75-98頁   |
| 8 [講演録]タックス・ベネフィット・ルールと適及的調整  | 単著 | 2013年9月  | 租税研究767号                 | 134-145頁 |
| 10 そもそも判決・裁決とは何か(特集 税務判決・裁決の読み方・活かし方)   | 単著 | 2013年10月 | 税務弘報61巻10号               | 36-43頁   |
| 11 判例批評 いわゆる基礎商品比較法が、法人税法施行令121条1項1号の有効性判定方法に該当せず、通貨オプション取引がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効ではないとされた事例[東京地判平成24.12.7] | 単著 | 2014年5月  | 判例時報2214号                | 141-146頁 |
| 12 [講演録]事業再生と法人課税   | 単著 | 2014年7月  | 租税研究777号                 | 224-231頁 |

|   |    |          |                              |          |
|---|----|----------|------------------------------|----------|
| 13 租税法 論文式試験の解説   | 単著 | 2014年8月  | 司法試験の問題と解説2014(別冊法学セミナー232号) | 330-335頁 |
| 14 法人税法の基本的な仕組みと考え方(特集 租税について考えてみる)                                   | 単著 | 2014年8月  | 月刊司法書士510号                   | 23-31頁   |
| 15 租税判例速報 株式会社発行人への株式譲渡時に生じた譲渡損失と法人税法132条1項の適用の可否-IBM事件[東京地判平成26.5.9] | 単著 | 2014年11月 | ジュリスト1473号                   | 8-9頁     |
| 16 施行日前になされた譲渡に係る譲渡損失につき損益通算を認めない改正法規定と租税法主義                          | 単著 | 2014年11月 | 最新租税基本判例70(税研178号)           | 34-37頁   |
| 17 [講演録]国外移住・国籍離脱と所得・相続・贈与税 ～アメリカの事例を参考にして                            | 単著 | 2015年3月  | 租税研究785号                     | 352-360頁 |
| 18 租税法 論文式試験の解説   | 単著 | 2015年9月  | 司法試験の問題と解説2015(別冊法学セミナー236号) | 223-229頁 |
| 19 減額更正後の増額更正により確定した税額と延滞税[最判平成26.12.12]                              | 単著 | 2016年4月  | 平成27年度重要判例解説(ジュリスト1492号)     | 193-194頁 |
| 20 増井報告に対するコメント(グローバル時代の税制と再分配)                                       | 単著 | 2016年6月  | 租税法研究44号                     | 14-17頁   |
| 21 課税物件の帰属-親子歯科医師事件(東京高判平成3・6・6)                                      | 単著 | 2016年6月  | 租税判例百選[第6版](別冊ジュリスト226号)     | 54-55頁   |
| 22 民法上の組合の課税関係(最二判平成13・7・16)  | 単著 | 2016年6月  | 租税判例百選[第6版](別冊ジュリスト226号)     | 42-43頁   |
| 23 租税法 論文式試験の解説   | 単著 | 2016年8月  | 司法試験の問題と解説2016(別冊法学セミナー244号) | 244-250頁 |
| 24 [講演録]租税手続法の将来展望  | 単著 | 2016年8月  | 租税研究802号                     | 78-86頁   |

学会及び社会における活動等

| 年 月                         | 事 項  |
|-----------------------------|--|
| 学会活動<br>2010年10月<br>2011年6月 | 租税法学会理事(現在に至る)<br>日本税法学会常務理事・中部地区研究副委員長(2015年6月より同研究委員長。現在に至る) |
| 社会活動                        |  |

橋田 久 教授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)                    |                    |               |                         |                |
|---|--------------------|---------------|-------------------------|----------------|
| 著書、学術論文等の名称   | 単著・共著<br>の別        | 発行又は発表<br>の年月 | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称 | 備 考            |
| 著書  |                    |               |                         |                |
| 1 新基本法コンメンタール刑法   | 共著                 | 2012年9月       | 日本評論社                   | 86-91、480-487頁 |
| 2 新・コンメンタール刑法   | 共著                 | 2013年3月       | 日本評論社                   | 88-97、377-385頁 |
| 3 ケースブック刑法(第3版)   | 共著                 | 2017年3月       | 有斐閣                     | 執筆頁特定せず。       |
| 論文  |                    |               |                         |                |
| 1 緊急避難に対する緊急避難  | 単著                 | 2014年6月       | 法政論集256号                | 1-65頁          |
| 2 正当防衛に対する緊急避難  | 単著                 | 2015年6月       | 法政論集262号                | 1-14頁          |
| 3 違法の統一性の一断面  | 単著                 | 2016年10月      | 浅田和茂先生古稀祝賀論文集<br>(上巻)   | 107-124頁       |
| その他   |                    |               |                         |                |
| 1 自招侵害に対する正当防衛の<br>成立が否定された事例(最決平成<br>二〇年五月二〇日刑集六二卷六<br>号一七八六頁) | 単著                 | 2012年6月       | 法政論集244号                | 131-150頁       |
| 2 強要されて実行した覚せい剤使用<br>罪につき緊急避難の成立を認め<br>た事例(東京高判平成24年12月<br>18日) | 単著                 | 2013年11月      | 刑事法ジャーナル38号             | 79-86頁         |
| 3 防衛行為の相当性(最判平成<br>元年11月13日)                                    | 単著                 | 2014年7月       | 刑法判例百選 I 総論[第7版]        | 52-53頁         |
| 4 権限の内部的制限と有価証券<br>偽造罪(最決昭和43年6月25日)                            | 単著                 | 2014年8月       | 刑法判例百選 II 各論[第7版]       | 198-199頁       |
| 5 過剰防衛の成立を認めた原判<br>決が急迫の侵害を欠くとして破棄<br>された事例(東京高判平成27年6<br>月5日)  | 単著                 | 2016年4月       | 平成27年度重要判例解説            | 147-148頁       |
| 学会及び社会における活動等   |                    |               |                         |                |
| 年 月   | 事 項                |               |                         |                |
| 学会活動<br>2016年5月   | 日本刑法学会第94回大会開催校代表。 |               |                         |                |
| 社会活動  |                    |               |                         |                |

藤本 亮 教授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)   |             |               |                         |  |
|--|-------------|---------------|-------------------------|--|
| 著書、学術論文等の名称  | 単著・共著<br>の別 | 発行又は発表<br>の年月 | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称 | 備 考  |
| <b>著書</b>  |             |               |                         |  |
| 1. 法の観察  | 共著          | 2014年7月       | 法律文化社                   | 和田仁孝・櫻村志郎・阿部昌樹・船越資晶編<br>「弁護士所得の出生コーホート分析の試み」(第3部)掲載頁: 273-297頁。全25頁。   |
| 2. 変動期の日本の弁護士  | 共著          | 2015年2月       | 日本評論社                   | 佐藤岩夫・濱野亮編<br>担当部分: 第1部第3章「弁護士のなだらかな分化—専門家と階層化は進行するか」52-79頁。全28頁。   |
| 3. East Asia's Renewed Respect for the Rule of Law in the 21st Century: The Future of Legal and Judicial Landscapes in East Asia | 共著          | 2015年3月       | Brill   Nijhoff         | Setsuo Miyazawa, Weidong Ji, Hiroshi Fukurai, Kay-Wah Chan & Matthias Vanhullebusch (eds.)<br>担当部分: Setsuo Miyazawa, Atsushi Bushimata, Keiichi Ageishi, Akira Fujimoto, Rikiya Kuboyama and Kyoko Ishida. "Stratification or Diversification? 2011 Survey of Young Lawyers in Japan." pp. 31-46. 16p. |
| <b>論文</b>  |             |               |                         |  |
| 1. 日本において特定分野の相対的集中度が高い弁護士の属性—2008年全国弁護士調査第3報—   | 共著          | 2012年3月       | 青山法務研究論集 5号             | 共著者: 宮澤節生・武士侯敦・藤本亮、上石圭一<br>執筆担当: 第3章「集中弁護士の属性分析の方法」143~151頁(9頁)、第5章「企業顧客分野への集中度の高い弁護士の属性」171~182頁<br>掲載頁: 119-233頁(全115頁)。   |
| 2. 第62期弁護士の教育背景, 業務環境, 専門分化, 満足感, 及び不安感  | 共著          | 2013年3月       | 青山法務研究論集 6号             | 共著者: 宮澤節生・久保山力也・石田京子・藤本亮・武士侯敦・上石圭一<br>執筆担当: 第4章「登録遅延, 職場変更, 即独・独立採算, 大規模事務所勤務, 及び弁護士過疎地勤務の決定要因(89-111頁, 33頁)<br>掲載頁: 35-235頁(全201頁)。   |
| 3. 「法学分野の参照基準」と法学教育  | 単著          | 2014年3月       | 静岡法務雑誌6号                | 掲載頁: 41-65頁(全26頁)  |
| 4. 第62期弁護士第2回郵送調査第1報—調査の概要と記述統計—   | 共著          | 2014年9月       | 青山法務研究論集9号              | 共著者: 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士侯敦・上石圭一<br>執筆担当: 付録2の度数分布表作成  |

|   |    |          |                     |   |
|---|----|----------|---------------------|---|
| 5. 第62期弁護士第2回郵送調査第2報—二変量解析から多変量解析へ—   | 共著 | 2015年3月  | 青山法務研究論集10号         | 共著者:宮澤節生・藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一<br>執筆担当:「第1章 本調査の概要と本報告の概要」(宮澤節生と共同執筆)40-44頁(全5頁)。「第3章 キャリア・トラジェクトリー:登録地、事務所での地位、登録地・事務所の変化」53-71頁(全19頁)。「第5章 業務分野に対する評価:難易度、社会的意義、収益性」97-112頁(全16頁)。<br>掲載頁:40-175頁(全136頁)   |
| 6. 第62期弁護士の面接調査(第1報)  | 共著 | 2016年3月  | 青山法務研究論集11号         | 共著者:宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一<br>執筆担当:「第3章 キャリア・トラジェクトリー」86-97頁(全12頁)<br>掲載頁:61-165頁(全105頁)   |
| 7. 第67期弁護士第1回郵送調査の概要—記述統計の提示—   | 共著 | 2016年12月 | 名古屋大学法政論集268号       | 共著者:藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一<br>執筆担当:「はじめに～調査の概要と経過」(283-284頁)「第1章 調査の概要」(284-286頁)「第3章 登録地・登録事務所・地位からみた67期弁護士」(293-301頁)「おわりに」(323-324頁)<br>掲載頁:283-348頁(全66頁)   |
| その他   |    |          |                     |   |
| その他(翻訳)   |    |          |                     |   |
| 1. ウィリアム・サリバンほか『アメリカの法曹養成』  | 共著 | 2013年1月  | 中央大学出版部             | 共訳者:柏木昇・伊藤壽英・坂本力也・田中誠一・藤本亮<br>翻訳担当部分:「序」「第3章 実務への架橋」<br>掲載頁:「序」3~27頁(全25頁)。「第3章 実務への架橋」117-168頁(全52頁)<br>原著:Sullivan, William M., et al. (2007) Educating Lawyers: preparation for the profession of law. Jossey-Bass.<br>翻訳部分原題:“Introduction,” “3. Bridges to Practice: From “Thinking Like a Lawyer” to “Lawyering”” |
| その他(書評・シンポジウム等)   |    |          |                     |   |
| 2. 書評:Alan Paterson, Lawyers and the Public Good: Democracy in Action. (Cambridge University Press. 2012) | 共著 | 2015年3月  | 法社会学81号             | 掲載頁:234-240頁(全7頁)。  |
| 3. シンポジウム:法律系データベース利用の現状と展望～どう使われ、そしてどう使われていないか～  | 共著 | 2013年11月 | 情報ネットワーク・ローレビュー第12巻 | シンポジウム企画と司会<br>掲載頁:209~240頁(全32頁)。  |

|                                   |    |          |                       |   |
|-----------------------------------|----|----------|-----------------------|---|
| 4. (解題) 韓国のロースクールにおける法実務教育の現状と課題  | 共著 | 2014年12月 | 名古屋大学法政論集259号         | 掲載頁: 369-371頁(全3頁)。   |
| 5. シンポジウム: 法情報教育と法学教育のいまと未来       | 共著 | 2014年10月 | 情報ネットワーク・ローレビュー第13巻2号 | シンポジウム企画と司会<br>掲載頁: 161~182頁(全21頁)。   |
| 6. パネルディスカッション: 子どもの法意識・法知識と法教育   | 共著 | 2016年8月  | 法と教育第6号               | 掲載頁: 109~159頁(全51頁)。  |
| その他(招待講演等)                        |    |          |                       |   |
| 7. <法学分野の参照基準>の活用～大学教育の分野別質保証～    | 共著 | 2013年2月  | 龍谷大学法学部FD会議における講演     | 2013年2月6日於龍谷大学深草校舎(依頼講演)  |
| 8. <法学分野の参照基準>の活用～大学教育の分野別質保証～    | 共著 | 2013年11月 | 京都女子大学FD研究会における講演     | 2013年11月20日於京都女子大学(依頼講演)  |
| 9. 法意識と法知識の調査をめぐって(招待講演)          | 共著 | 2015年9月  | 法と教育学会第6回学術大会         | 2015年9月6日(日)於早稲田大学<br>パネルディスカッション「子どもの法意識・法知識と法教育」基調提案                        |
| 10. 名古屋大学法科大学院の「ロイヤリング」について(招待講演) | 共著 | 2016年2月  | 第8回法科大学院教員研究交流集会      | 2016年2月27日(土)13:00-14:30於弁護士会館(17階会議室)<br>第2分科会「ローヤリング」川合伸子(弁護士・名古屋大学教授)と共同発表 |

学会及び社会における活動等

| 年 月   | 事 項  |
|---|--|
| 学会活動<br>2012年4月<br>2012年4月<br>2012年4月<br>2012年4月<br>2014年5月<br>2014年6月<br>2014年9月<br>2014年11月<br>2016年1月<br>2016年11月<br>2016年12月<br>2017年4月 | 日本法社会学会 理事(2005年5月就任)(現在に至る)<br>日本法社会学会 法社会学誌編集委員会委員(2005年5月就任)(2012年6月まで)<br>Law and Society Association Int'l Conference (Hawaii) Graduate Students Workshop企画委員(2011年11月就任)(2012年6月まで)<br>情報ネットワーク法学会 法情報学分科会主査(2011年11月就任)(2016年11月まで)<br>日本法社会学会国際委員会委員(2017年5月まで)<br>財団法人民事紛争処理研究基金選考委員(現在に至る)<br>日本法社会学会2015年学術大会企画委員(2015年5月まで)<br>情報ネットワーク法学会 理事(現在に至る)<br>Asian Law and Society Association 理事(Trustee)(現在に至る)<br>Editorial Board: Asian Journal of Law and Society (Cambridge University Press)(現在に至る)<br>情報ネットワーク学会第17回研究大会実行委員長(現在に至る)<br>臨床法学教育学会第11回年次大会実行委員長(2018年7月1日開催)(現在に至る) |
| 社会活動<br>2012年4月<br>2012年4月<br>2012年4月<br>2014年6月<br>2015年5月<br>2015年5月<br>2016年6月   | 法科大学院協会入学者選抜・適性試験等検討委員会委員(2006年5月就任)(2015年5月まで)<br>法科大学院全国統一適性試験委員会分析委員会委員(2011年3月就任(現在に至る))<br>一般社団法人「オープンソースライセンス研究所」副所長・理事(2011年5月就任(現在に至る))<br>日本学術会議特任連携会員(大学教育の分野別質保証推進委員会法学分野の参照基準検討分科会委員)(2011年9月就任)(2012年12月まで)<br>財団法人民事紛争処理研究基金選考委員(現在に至る)<br>法科大学院協会入学者選抜・適性試験等検討委員会主任(現在に至る)<br>適性試験管理委員会委員(現在に至る)<br>文部科学省・法科大学院教育におけるICT(情報通信技術)の活用に関する調査研究協力者会議 委員(2017年3月まで)  |

## 丸山 絵美子 教授

| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)               |             |               |   |                                 |
|--|-------------|---------------|---|---------------------------------|
| 著書、学術論文等の名称  | 単著・共著<br>の別 | 発行又は発表<br>の年月 | 発行所、発表雑誌等又は<br>発表学会等の名称                   | 備 考                             |
| 著書   |             |               |   |                                 |
| 1 中途解除と契約の内容規制   | 単著          | 2015年         | 有斐閣                                       | 1～488頁                          |
| 2 河上正二編『消費者契約法改正への論点整理』                                    | 分担          | 2013年         | 商事法務                                      | 8～14頁、20～23頁、124～128頁、333～336頁、 |
| 3 中田邦博＝鹿野菜穂子『基本講義 消費者法〔第2版〕』                               | 分担          | 2013年         | 日本評論社                                     | 142～155頁                        |
| 論文   |             |               |   |                                 |
| 1 役務提供契約における類型の意義と規定の射程                                    | 単著          | 2012年         | ジュリスト1441号                                | 83～86頁                          |
| 2 「契約における時間的な拘束の意義と限界—存続期間規制と中途解除権—(1)」                    | 単著          | 2012年         | 名古屋大学法政論集246号                             | 1～68頁                           |
| 3 「契約における時間的な拘束の意義と限界—存続期間規制と中途解除権—(2)」                    | 単著          | 2012年         | 名古屋大学法政論集247号                             | 79～133頁                         |
| 4 「契約における時間的な拘束の意義と限界—存続期間規制と中途解除権—(3)」                    | 単著          | 2013年         | 名古屋大学法政論集248号                             | 1～48頁                           |
| 5 「契約における時間的な拘束の意義と限界—存続期間規制と中途解除権—(4)」                    | 単著          | 2014年         | 名古屋大学法政論集256号                             | 158～217頁                        |
| 6 「契約内容規制の局面における私法規範の保護目的と消費者利益の実現手段」                      | 単著          | 2014年         | 千葉恵美子＝長谷部由起子＝鈴木將文『集团的消費者利益の実現と法の役割』(商事法務、 | 76～96頁                          |
| 7 「不当条項の規制と価格の低額化—『不当条項規制と商品設計・価格設定の自由』に関する一考察—」           | 単著          | 2014年         | 民商法雑誌148巻3号                               | 241～283頁                        |
| 8 「消費者契約法における誤認取消権・情報提供義務」                                 | 単著          | 2014年         | 名古屋大学法政論集254号                             | 487～522頁                        |
| 9 「合理的な判断を行うことができない事情を利用した契約の締結—消費者契約法における新たな取消規定の導入について—」 | 単著          | 2016年         | 名古屋大学法政論集265号                             | 165～178頁                        |
| 10 「特許権の譲渡とライセンスの契約上の地位の移転」                                | 単著          | 2017年         | Law & Technology 74号                      | 43～49頁                          |



|  |   |             |                         |          |
|--|---|-------------|-------------------------|----------|
| 11「即時取得(善意取得)の現状と課題」   | 単著  | 2017年       | 名古屋大学法政論集270号           | 41～62頁   |
| その他  |   |             |                         |          |
| 1「継続的役務提供」   | 単著  | 2012年       | 法学セミナー688号              | 160～161頁 |
| 2 事例演習解説民法第1回～第12回   | 単著  | 2012年～2013年 | 法学教室379号～390号           |          |
| 3「消費者契約である建物賃貸借における敷引特約の効力」  | 単著  | 2012年       | 成23年度重要判例解説[ジュリスト1440号] | 64～65頁   |
| 4「契約締結の判断にかかわる説明義務の違反と債務不履行」   | 単著  | 2012年       | 民事判例IV2011年後期           | 140～143頁 |
| 5「契約上の地位の譲渡」   | 単著  | 2015年       | 民法判例百選Ⅱ第7版[別冊ジュリスト224号] | 70～71頁   |
| 6主債務者の企業実体・融資金の使途と信用保証契約の錯誤無効  | 単著  | 2015年       | 民事判例X2014年後期            | 86～89頁   |
| 学会及び社会における活動等  |   |             |                         |          |
| 年 月  | 事 項   |             |                         |          |
| 学会活動<br>2013年10月～2014年10月  | 私法学会運営懇談会委員   |             |                         |          |
| 社会活動<br>2012年4月～2017年9月<br>2014年9月～現在<br>2015年4月～2017年3月<br>2016年12月～現在<br>2017年1月～2017年9月 | 消費者委員会:消費者契約法に関する作業チーム委員<br>経済産業省 産業構造審議会 商務情報分科会委員<br>国民生活センター紛争解決委員会委員<br>公認会計士試験の試験委員<br>経済産業省 産業構造審議会 商務流通情報分科会割賦販売小委員会臨時委員 |             |                         |          |

野田 裕之 准教授

| 職 歴  |  |  |                        |    |
|--|--|--|------------------------|----|
| 年 月  | 事 項  |  |                        |    |
| 平成18年10月<br>平成28年1月<br>平成28年6月               | 弁護士登録（愛知県弁護士会）<br>小川総合法律億挙事務所勤務<br>小川総合法律億挙事務所パートナー<br>名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻准教授（実務家）<br>授業科目「総合問題研究民事法Ⅰ」「民事実務基礎Ⅱ」「エクスターンシップ」<br>「民事模擬裁判」「企業法務Ⅰ」「企業法務Ⅱ」 |  |                        |    |
| 教育上の能力に関する事項                                 |  |  |                        |    |
| 事項   | 年月   | 概要                                       |                        |    |
| 法科大学院での授業（非常勤講師）                             | 平成21年4月～<br>平成23年4月～   | 「ロイヤリング」「民事模擬裁判」<br>「総合問題研究民事法Ⅰ」「民事模擬裁判」 |                        |    |
| インターンシップ生の受け入れ                               | 平成28年5月<br>平成29年9月   | 名古屋大学                                    |                        |    |
| 研究業績等に関する事項<br>(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。) |  |  |                        |    |
| 著書、学術論文等の名称                                  | 単著・共著の別  | 発行又は発表の年月                                | 発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称    | 備考 |
| 著書   |  |  |                        |    |
| 1 入門法科大学院                                    | 共著   | 平成24年4月                                  | 愛知県弁護士会法科大学院委員会<br>弘文堂 |    |
| 論文   |  |  |                        |    |
| その他  |  |  |                        |    |
| 法律実務に関する活動                                   |  |  |                        |    |
| 年 月  | 事 項  |  |                        |    |
|  | 弁護士登録をして以来、顧問先企業からの労務・法務に関する相談・アドバイス、保険会社から依頼を受けた交通事故案件の処理等を中心に、民事の相談・訴訟の業務を幅広く取り扱ってきた。主な取扱事件としては、判例時報2305号155頁等。                                      |  |                        |    |
| 学会及び社会における活動                                 |  |  |                        |    |
| 年 月  | 事 項  |  |                        |    |
|  |  |  |                        |    |

## 訂正及び補遺

### ・訂正

#### 目次

- 誤：第一部第3章 成績評価および修了認定（成績評価の状況を含む）  
正：第一部第3章 成績評価および修了認定（成績評価の状況及び退学者の状況をむ）

#### 10頁 下から11行目～10行目

- 誤：合計42科目（84単位）【2012～2015年度カリキュラムでも2012年度（43科目（86単位））以外は同じ】  
正：合計34科目（68単位）【2012～2015年度カリキュラムにおいては、2012年度（43科目（86単位））を除き、42科目（84単位）】

#### 19頁 下から7行目～6行目

- 誤：—2015年度の「先端分野総合研究」、2016年度の「金融商品取引法」及び「情報と法」を除き—  
正：—2012・2013年度の「法と心理学」、2015年度の「先端分野総合研究」、2016年度の「金融商品取引法」及び「情報と法」を除き—

#### 31頁 第3章表題

- 誤：第一部第3章 成績評価および修了認定（成績評価の状況を含む）  
正：第一部第3章 成績評価および修了認定（成績評価の状況及び退学者の状況をむ）

#### 69頁 資料2 入学試験の実施状況

誤：

|      |           |        |       |       |
|------|-----------|--------|-------|-------|
| 2017 | 未修（3年）コース | 47(10) | 18(4) | 16(4) |
|      | 既修（2年）コース | 49(12) | 22(2) | 13(1) |

（注）2017年度に関する（）内は第2次募集の数（内数）。

正：

|      |           |       |       |       |
|------|-----------|-------|-------|-------|
| 2017 | 未修（3年）コース | 47(7) | 18(4) | 16(4) |
|      | 既修（2年）コース | 49(9) | 22(2) | 13(1) |

（注）2017年度に関する（）内は第2次募集の数（内数）。

70頁 上から5行目～7行目

誤：名古屋大学法学部出身者の割合は、合格者中の割合がそれぞれ 32.6%、28.6%、20.8%、62.5%、27.3%であり、入学者中の割合がそれぞれ 36.8%、32.4%、22.7%、60%、38.5%である。

正：名古屋大学法学部出身者の割合は、合格者中の割合がそれぞれ 21.5%、19.5%、17.9%、48.3%、25%であり、入学者中の割合がそれぞれ 27%、23%、19.5%、47.6%、31%である。

・補遺

37頁「3. 進級制」の最後に以下を加える。

「これら原級留置となった者については、担当指導教員が面談して学修について指導し、面談についての報告書を学務委員会に提出している。

なお、期間中の退学者の数は下記資料6-3のとおりである。退学者の内、原級留置となったことから直ちに退学した者は3名である。また、前述の原級留置となった者の内、当該年度の成績不振で留置となった者の期間中の総数は51名であるところ、その後休学を経て退学した者は、9名である。

これらのことから、成績不振から原級留置となった者の多くはその後進級しており、退学した者は休学期間に進路を再考していることが伺えるが、いずれにしろ、成績不振による退学者の数は多くはなく、本法科大学院での原級留置者に対する学修指導は適切になされているといえよう。

資料6-3 退学者数

|        |     |
|--------|-----|
| 2012年度 | 2名  |
| 2013年度 | 11名 |
| 2014年度 | 4名  |
| 2015年度 | 7名  |
| 2016年度 | 9名  |